

建設委員会会議録

1 開会年月日

令和8年2月26日（木）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（8名）

委員長 松平 雄一郎

副委員長 品田 ひでこ

理事 浅川 のぼる

理事 依田 翼

理事 豪 一

理事 宮本 伸一

理事 高山 泰三

理事 板倉 美千代

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長 市村 やすとし

6 出席説明員

成澤 廣修 区長

佐藤 正子 副区長

加藤 裕一 副区長

丹羽 恵玲奈 教育長

新名 幸男 企画政策部長

竹田 弘一 総務部長

鵜沼 秀之 都市計画部長

小野 光幸 土木部長

木幡 光伸 資源環境部長

川崎 慎一郎 企画課長

菊池 日彦	政策研究担当課長
岡村 健介	用地・施設マネジメント担当課長
進 憲司	財政課長
横山 尚人	広報戦略課長
畑中 貴史	総務課長
真下 聡	都市計画課長
前田 直哉	地域整備課長
村田 博章	住環境課長
川西 宏幸	建築指導課長
橋本 淳一	管理課長
村岡 健市	道路課長
高橋 彬	みどり公園課長
武藤 充輝	環境政策課長
有坂 和彦	リサイクル清掃課長
石川 浩司	文京清掃事務所長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康一
議事調査担当	阿部 隆也
議事調査担当	玉村 治生

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第81号 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

(2) 付託請願審査

- 1) 請願受理第67号 区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願
- 2) 請願受理第68号 都市計画道路「環状3号線」の区内延伸未整備区間は区として「廃止」に向け「対応」し、区民の理解を得るよう求める請願
- 3) 請願受理第69号 竹早公園の再整備にあたり、防災拠点機能の強化を求める請願

(3) 理事者報告

- 1) 文京区バリアフリー基本構想（案）について

- 2) 飯田橋駅周辺基盤整備について
 - 3) 東京大学本郷キャンパス地区のまちづくり検討状況について
 - 4) 湯島三丁目北東地区のまちづくり検討状況について
 - 5) 耐震化促進事業等の拡充について
 - 6) 新たな防火規制の導入及び不燃化推進事業について
 - 7) 文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）中間年度見直し版（案）について
 - 8) フードシェアリングサービス事業の見直しについて
 - 9) 小石川地方合同庁舎（仮称）竣工に伴う文京清掃事務所の移転・統合について
- (4) 一般質問
- (5) その他
-

午前 9時57分 開会

○松平委員長 皆様、おはようございます。時間前ではございますが、おそろいでございますので、建設委員会を開会いたします。

委員は全員出席です。

理事者は関係理事者に御出席をお願いしております。

なお、報告事項9に関連する理事者として、岡村用地・施設マネジメント担当課長に御出席いただきます。

また、丹羽教育長は「家族看護」のため、午前10時00分から午前11時00分まで欠席です。

○松平委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 また、委員会終了後、令和8年度の視察について協議を行うため、理事会を開催したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 それでは、委員会終了後、第一委員会室にて理事会を開催します。

なお、理事者の出席は必要ありません。

○松平委員長 本日の委員会運営についてです。

付託議案審査1件、付託請願審査3件、理事報告9件、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごととします。一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、令和8年5月の閉会期間中における継続調査について、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 本日、報告事項が9件と多くございます。各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

なお、議員・理事者ともに資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願いいたします。

○松平委員長 では、付託議案審査1件、議案第81号、文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 おはようございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題とされました議案第81号、文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書のデータ85ページですが、委員会資料第1号を御覧ください。

既存マンションの老朽化等の課題における新築から再生までのライフサイクル全体を見通した管理再生の円滑化を図るため、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建築物の区分所有等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、マンションの建替え等の円滑化に関する法律が一部改正されたため、条例の規定を整備するものでございます。

別表第一の67の項において、法律名をマンションの再生等の円滑化に関する法律へ、引用条文を第105条第1項から第163条の59第1項に改め、同条文により耐震性不足等による要除却認定を受けたマンションにおいて、現行の容積率の特例に加え、建て替え更新をする場合に特定行政庁の許可による高さ制限の特例が追加されたことにより、事務手数料事務及び名称の変更を行うものでございます。

なお、項目の新設並びに手数料の改定は行いません。

付則は施行期日等を定めるもので、改正法令の施行日である令和8年4月1日から施行するものでございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

では、宮本委員。

○宮本委員 おはようございます。御報告ありがとうございました。

文京区でも老朽化したマンション、よく目にするようになっておりますけども、国としても大きな課題ということで、マンションの管理再生の円滑化などのための改正法ということで法改正があったということでございまして、それを受けての条例改正というふうに認識しております。

具体的には、この条例改正で区民の皆様にとどのようなメリットがあるのか、お伺いしたいんですけども、老朽化したマンションが文京区でどれぐらいあるのでしょうか。また、区としてどのように把握しているのか。また、今回の改正を受けて、どのように区としてはこのマンションの再生を進めていくのか、お伺いしたいと思います。また、周知も重要かと思いますが、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 この法改正による効果等でございますが、この法改正によりまして、区内にある老朽化したマンションにつきましても従来ある建て替えの促進に加えて建物、土地、敷地の売却やリノベーション、そのほか建物の取壊しを含めたマンション再生等を円滑に進めることができるという効果が見込まれているというところでございます。従来の必要な議決権より少ない議決権で決議できるということかなというところでございます。

そのほか、老朽化したマンションの件数でございますが一定度、1981年以前の建物で耐震性のないという建物の棟数、戸数でございますが、棟数としては800棟ぐらいあるというふうに推計されております。それと、戸数としては6,720戸あるというふうに、あると思います。こちらのマンションにつきまして、この制度を適用するということも含めて周知啓発を図っていきたいというところでございます。

周知啓発につきましては、耐震性がないことを区が認定する要除却認定という制度がありますので、要除却認定マンションにつきましては必要な議決権がさらに下がることを窓口等

で相談者や関係者等に周知していくというところでございます。引き続き窓口や、そのほかの機会を捉えて周知啓発を行っていくことによってマンションの再生化を図っていくと、進めていくということの考えでございます。

○松平委員長 よろしいですか。

ほか、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。いいですか。

では、豪一委員。

○豪一委員 この議案自体は手数料改正みたいなもんだから別に何を言うつもりもないんだけど、やっぱりそもそもマンション建て替え円滑化法、これはやっぱり古いマンションの、あるいは住環境をよくするために建て替えを促進するための法律じゃないですか。今の課長の答弁の中にも、やっぱり建て替えの部分のあまり答弁がちょっと弱かったような気がして。

それはなぜかという、やっぱりこれは建て替えの管理組合とかをつくりやすくするだとか、敷地、売却しやすくする、建て替えをしやすくするための法律なのに、三位一体になっている、その一つがやっぱり容積率の緩和とか、その辺がね、文京区の場合は高さ制限とかあるから、やっぱり抜けちゃうんですよ、どうしても。だからマンションの円滑化法に関しては、やっぱりその三位一体、全部一緒になってないと建て替えなんか、やっぱり推進できるはずなんです。文京区で。それが、課題があるということだけは御指摘をさせていただきたい。

マンションを、ほかの自治体ではそういったいろんなマンションの老朽化したものを、住環境を整えるために促進していくために、この円滑法がある。そのためにいろいろと手厚い支援をしていくんだけど、ほかの自治体では容積率の緩和なんかもちょうと、これ、セットで入ってるんだけど、文京区では容積率が今、緩和できない状況にあると、三位一体の一つがそろわない状況にあるというふうに私は指摘をするんですけども、何かそれについての御意見とか答弁ございますでしょうか。

○松平委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 この手数料条例にもありますように、要除却認定を受けたマンションにつきましては容積率の緩和というところの制度もございます。その制度の具体的内容につきましては総合設計とほぼ同じようなスキームになっておりまして、総合設計と違うところは、こちらの法律でつくった要除却認定を受ける高さの緩和の場合はですね、絶対高さ制限の緩和はできないというところでございます。絶対高さ制限の緩和をする場合は、総合設計を使うというところのすみ分けをしているというところでございます。

文京区にある東京都案件の物件でもですね、総合設計を使って建てているというところで、要除却認定を申請するというところの話も聞いているところがございますので、そういう道も含めてですね、高さ制限の緩和とか、容積率の緩和とかを含めて再生に寄与していきたいというふうな考えでございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 分かりました。川西課長の御答弁もそのとおりなんだけれども、やっぱりそこで引っかかってくるのは、総合設計制度にそれほどのメリットがあるかというところはね、やっぱり今の場合は通常大体 1.5 倍ね、高さだとかいうものが文京区の場合は、要は平成 26 年に 1.0 倍から 1.5 倍までという段階的なものをつくってしまっただけに、そのメリットが例えば、2つの老朽化したマンションを一緒に土地を利用して一つの建物に建て替えようよと言った場合に、敷地不足で 1.0 倍とか 1.1 倍にしかないよという想定できますよね。そういった場合に 1.1 倍の緩和じゃ、回収できないよとか、事業はできないよということもあるわけですよ。往々にしてある。

だから私は以前から言っているように、高さ制限だとか見直しで、特に総合設計制度に関しては 1.0 倍から 1.5 倍という細かいのじゃなくて、一律 1.5 倍という緩和をしていったほうが、建て替えが促進できるんじゃないかという提案をしているんですけども、それについてはいかがお考えでしょうか。

○松平委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 委員おっしゃったように、敷地面積が一定 3,000 平方メートルを超えるというところで、高さの制限の緩和の 1.5 倍というところがあります。その趣旨としましては、一定度の大きな敷地というところでというふうに考えているというところで、それ以下の敷地のところでは 1.0 倍になるところもありますというところになりまして、こういうところが合理的な判断、制度設計かなというふうに現時点では考えているというところがございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 いずれにせよですね、要は書面上じゃなくて、実際に文京区の住環境を向上させるために建て替えがしやすい環境というのを整えられるような法整備、文京区内の都市計画の内容整備をしていただきたいとお願ひしたいと思います。

以上です。

○松平委員長 では、高山委員。

○高山（泰）委員 今の話聞いてて、なるほどと思ったんですけど総合設計、私も、何だっけ、絶対高さ制限を導入したとき賛成した1人なんですけど、そのとき質疑の中で総合設計を使えば割といろんなマンションの建て替えなんかもそうなるし、建物の複合化も進むし、高さ制限は問題ないので安心して下さいみたいな話が結構あって、私も当時あまり知らなかったんで、ああ、そうかなと思ったんですけど、実際どうなんですか。高さ制限導入されてから総合設計使ったような案件ですね。どの程度、実際に案件としてあって、高さ制限が入れた後と入れる前と、その制度の使われ方の件数だとか、どうなっているのかというのを、ちょっと推移を教えてください。

○松平委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 文京区案件と言われる1万平方メートル未満のところに関しましては、平成26年以降は、案件はないというところがございます。そのほかの東京都案件とか、1万平方メートルを超える案件に関しては、最近でも数件見られるというところがございます。

○松平委員長 高山委員。

○高山（泰）委員 そうですね。やっぱりちょっとそこを懸念するんですね。そんなに広いもので、いわゆるタワマンみたいになるものであればということは分かるんですが、やっぱり現実的にはもう文京区なんかかなり都会なんで、そんな、まとまった敷地というところが難しいんじゃないかというように私は思うんですね。文京区の案件で、もっと総合設計で空地がつくられて、安全なね、まちが増えていくという方向のほうが長期的に見たらね、まちづくりでいいんじゃないかと思うんですよ。

ですから、先ほど豪一委員が言っていた多少の緩和については、どうしてもって言って意地張るんじゃなくて、もうちょっと柔軟に今までどうだったのかという検証をやっぱりしたほうがいいんじゃないかというのが私の意見です。

以上です。

○松平委員長 では、板倉委員。

○板倉委員 今回のこれは文京区の建設事務手数料の変更というか、改正なんですけれども、やっぱり一言で言うと単に文言を変えたとか、事務手数料の中に入れ込むというだけの話ではないというふうに受け止めているわけです。この高経年マンションの増加というのは増えてきていて、不健全なマンション管理とか住民の高齢化とか、管理不全となっているマンションが存在する。そういう社会的背景があるというのは事実だというふうに思います。

先ほど答弁いただいてたように、81年以前のこうした対象になるマンションが800棟、

7,000戸ぐらいあるというふうにお聞きをしました。今回のマンション再生の円滑化、この法については建て替えと同様に、先ほど御説明いただきましたけれども、建物や敷地の一括売却、1棟リノベーション、建物の取壊し、そういうのが今度、内容としては入ったということなんですけれども、これを決めていくための多数決決議が5分の4によって可能になるということなんですけれども、その下に耐震性不足等というふうにあるんですが、この等というのは、どういう、ここの中にどういう文言が含まれているのかお聞きしたいと思います。

○松平委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 耐震性不足等とはですね、耐震性不足や火災の安全性、外壁の剥落、それと配管ですね。設備配管の腐食等の不具合、それとバリアフリーのところですね。その不具合がある場合はですね、この要除却認定に該当するというふうにされているというところ
です。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 そうすると建て替え決議のところかというと、ほとんどが耐震性がない、耐火性が不足している、老朽化ということになっていくと、5分の4ではなくてほとんどが4分の3ということになるのではないかというふうに思うんです。5分の4だと80%、4分の3だと75%ということでハードルを下げていく、こういう中身になっていくと思うんですけれども。

では、4分の3ということになったら、残りの4分の1の方々については本当に、何ていうのかしら、置き去りというか、その方々が置き去りにされたまま建て替えだけが進められていくような、そういう危険性もはらんでいるのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺は区としてどのように受け止めていますか。

○松平委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 現時点では、建て替えに関しては5分の2の議決で、そのほかですね、1棟リノベーションとか売却に関しては基本的に所有者全員の合意が必要と、同意が必要というところがございます。その中で連絡がとれないとか、不在であるとか、空き家であるとかという課題等ですね、なかなか再生等が進まないということで、基本的にそれらも含めて5分の4になって、要除却認定をすることによってさらに4分の3になるというところ
でございます。

その4分の3のところの4分の1が多いか、少ないかというのは判断になるところかと思
いますけれども、そういうことで4分の3の方が建て替えたいと思っている決議の中で、建て

替え再生が進んでいくということの一定のメリットはあるのかなというふうに考えているというところがございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 この間、決議、5分の4の決議という、そういうハードルと、今はそういうことなんですけども、それがハードルで建て替えができなかったというような事例というのは文京区であるんですか。そういうの、持っていますか、情報を。

○松平委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 具体的に建て替えができなかったというところの情報は持っていないところなんですけども、要除却認定を取得してですね、合意形成に資するような、したいというような御相談はいるというところで、一定度の5分の4に下げることということに関してはですね、メリットとか、そういうニーズとか、必要性があるのかなというふうに考えているというところがございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 建て替えが進まないということのやっぱり原因というのは、議決要件の厳しさではないというふうに、弁護士さんたちの間ではそういう意見を持っていらっしゃる。議決要件が厳しいからということではなくて、やっぱり建て替えによってその利用容積率が下がってしまったり、あるいは建て替え費用、やっぱり費用の負担の重さというのが経済的、現実的な問題が大きくて、議決要件を緩和しただけでは結局、建て替えの負担額を抛出できるのは、富裕層という言い方は当たるかどうか分からないんですが、そういう財政力がある人だけがそこに参加できて、資金が確保できない区分所有者の方々は建て替え決議によって先ほども言ったように退去をしいられる、そういう危険性があるというふうに、先ほども言いましたけれども、弁護士さんの間ではそういう話、そういう見解になっているということが、これも紹介しておきたいと思うんですけれども。

もう一つは、ここの中に建て替え決議が議決をされると賃借人の方々が追い出しやすくなるというか。新たな賃借権終了請求制度というのが盛り込まれているというふうに言われておりますけれども、その辺の内容を御説明いただけますか。

○松平委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 すいません。その制度については、ちょっと所管のほうで違うのでちょっとお答えができないんですけれども、基本的に全員同意というところは非常にハードルが高いというところは、特に区分所有者が多くいる分譲マンションにおいては考えられていると

いうふうに我々は耐震改修促進計画の中でも把握しているというところでございます。

我々、今後その法改正の趣旨を踏まえて、要除却認定を使って再生等を進めていくとともにですね、助成制度のほうも今御報告がある助成制度の拡充というところも踏まえて、両輪で再生を推進していこうというふうな区の方針で進めているというところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 この賃借権の終了請求制度というのが入ることによって、やっぱり分譲マンションで賃貸で借りている、そういう方々にとっては、とてもこの今度の法律というのは住まいの安心というのが奪われていく、そういう中身になっているということもやっぱりきちっと認識というか、していただかないと困るということなんです。今でもやっぱり立ち退きについては、正当理由、事由がないまま明渡しを要求されるということで、要するに今回のあれは2つの老いということで、マンションの老いということと、中に住んでいる人の老い、中に住んでいるか、老いて、その2つがあるわけで。それらがきちっとやっぱり担保できる、建物の建て替えについては今回、区がこれから建設委員会に報告される耐震化促進事業の拡充、ここでは今度マンションのこと、これは今、後で言いますけれども、マンションの建て替えがすごく補助率上げたり、補助額も上げたりということで、ここに連動していくのかなというふうに思うんですけども。

そういった建て替えとか、そういう方々への対応はなされたとしても、いわゆるそこを出なきゃいけない、老いて出なきゃいけない、そういう方々への対応というのが本当にとっても心配な中身になっているというふうに思いますけれども、その方、今、高齢者住宅、シルバーピアとか建てないまま、こういう計画だけが進んでいくということは、やっぱりもうそこに問題は、私はあると思うので、そういうことも併せて区としては進めていかなければならないというふうに思うんですけども、これは5番の、このところでまた言いたいと思うんですけども、そういう対応も必要だというふうにお考えではないでしょうか。

○松平委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 まずですね、耐震化というところと建物の老いというところというのは非常に重要な課題であるというところで認識しております。そのところでマンション再生法と助成制度の拡充というところで、再生しやすくするというところでございます。

賃貸マンションにつきましては別の課題があるというふうな御指摘というところに関してはですね、この法律の範囲ではちょっとないというところございまして、そちらのほうは、そういう判断というところになるかというふうに思います。

○松平委員長 よろしいでしょうか。

では、品田副委員長。

○品田副委員長 今回の板倉さんの御心配がないようにということで、皆さん、管理組合でしつかりと管理組合の運営というんですかね。多分やっていらっしゃるというふうに思っています。そのために管理費のほかに修繕積立金とかいう形で管理をしていって、何年後にどういう工事があるから、ちゃんと積立てようということ、ずっとこのマンションもそうやっていらっしゃると思いますし、不十分なところはマンション管理セミナーなどに参加してちょっと専門家の御指導をいただいたり、あと専門家の派遣もやっていらっしゃいますよね。そういうことで。私のマンションなんかは一生懸命、10年、20年先を見越していろいろ理事会とかで考えてやっているの、そういう運用の仕方をぜひ御指導いただきたいというふうに思っています。

それで先ほどの質問のお答えで、老朽化したマンションが800棟もある。ちょっと私の想像以上にあったなというふうに思っているんですが、このいただいた資料の一番下の左側に地方公共団体の取組の充実というのが書かれていて、ここが区としてのこれからの役割というか、役目だというふうに思っていて、危険なマンションへの勧告等ということなんですけれども、自分たちで何とかできない、いろんな御相談もあるというふうに思うので、まずはこの条例の周知をしていただくことと、周知した段階でマンションの人たちが区の建築指導課のほうに御相談に行ったりとか、するようになるというふうに考えられるんですけども、区としてのこれからの役割について再度、御答弁いただけますか。

○松平委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 危険なマンションへの勧告、対応というところ、非常に重要な視点かというふうに我々は考えているというところがございます。まずは、自分が危険かどうかというところを知るためには耐震診断というステップが必要というところですね、今回の助成制度におきましても耐震診断からというところですね、助成金額の見直し等を行っているというところがございます。

建築指導課も含めて都市計画部のほうに老朽化マンションの御相談とかある場合はですね、この制度を御説明したところの中で、建て替え等も含めて行っていきたいというところの周知啓発はしていきたいというふうに考えているというところがございます。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 ありがとうございます。ぜひ親身になって詳細に、また耐震診断もしていた

だきながら、自分のマンションを知るということがまず大事なのかなというふうに思っているので、ぜひお願いします。

それで私のマンション、どこもそうですけども、十数年たつと1回目の長期修繕があったり、また、2回目の長期修繕があったりといって、マンションで一生懸命管理組合で建築会社と相談しながらやっているんですが今、マンションの長寿命化というんですかね。そういうことを御提案されるんですけれども、81年以降の建てられたマンション、手入れをしていたりするとどのくらい持つのかなというのがちょっと個人的なあれなんですけども、これとは関係ないのであれなんですけども。そういうこともぜひ指導していただくというか、相談に乗っていただいて、少しでもマンションに住み続けられるようにしたいなというふうに。

それで調べてみたら今、先ほど文京区は800棟あるという、危険なマンション800棟あるということなんですが、危険ではないんです。ごめんなさい。耐震性に問題があったりするということで、失礼しました。ちょっと語弊がありました、すいません。800棟あるということで、その指導もあれなんですけど。

調べてみると築40年以上の築年数があるマンションが、2024年で、全国で148万件あるんだそうです。10年後には倍になるというふうに言われているので、そういう長寿命化も含めてですね、大事なのかと。また、20年後は3.3倍になるって言われていて、この800棟だけではなく、どんどんいろいろと考えていった方がいいマンションができるのかなって、出てくるのかなというふうに思うので、また、そういうところもですね、将来の件数も見越ししながら耐震診断をしていただきながら修繕していくというような、何かもう少し見える化をしていただかないと、危険度というんですかね。まあ、大丈夫だろうみたいな感じになってしまうところがあるというふうに思うので、そういう御指導もぜひ、この条例に関わる場所も関らない場所もあるというふうに思うんですが、ぜひマンションが増えている文京区ですので、ぜひそういう御指導もしていただきたいなと思いますので、一応要望しておきます。はい、いいです。

○松平委員長 それでは、各派会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○浅川委員 おはようございます。議案第81号ですけれども、この議案はマンションの建て替え等の円滑化に関する法律からマンションの再生等の円滑化に関する法律へと、法の一部改正に伴う題名及び引用条文の整備により、手数料の徴収項目に関わる規定の整備をするもので、耐震性不足等で要除却等の認定を受けたマンションの建て替え更新において、現行の

容積率の制限の緩和に加え、高さ制限の緩和が可能とされ、当該制限の緩和に関わる特例許可申請手数料の徴収項目の規定を整備するものですので、自民党は議案第 81 号に賛成いたします。

○松平委員長 自民「誉」さん。

○豪一委員 自民党「誉」、議案第 81 号賛成します。国が規制緩和に伴い、手数料も緩和しているんでね。国が規制している内容をね、文京区もしっかりと見ていただいて、同じようにいろいろと緩和もしていただきたいと思いますので、今後よろしく願いいたします。

○松平委員長 公明党さん。

○宮本委員 先ほどの質疑で内容についてはよく分かりました。老朽化したマンションの管理再生の円滑化が進むことを期待しております。ぜひ推進してください。公明党は 81 号に賛成です。

○松平委員長 永久の会さん。

○高山（泰）委員 永久の会も議案に賛成したいと思います。老朽化したマンション、本当に中長期的な大きな課題だと思いますので、しっかり取り組んでください。

以上です。

○松平委員長 区民が主役さん。

○依田委員 区民が主役の会は議案第 81 号、賛成いたします。国がこういった法改正も含めて強かにマンションの再生を進めようとしている中ですね、我が文京区において、この全域に絶対高さ制限、厳しい高さ制限が課せられていることはですね、このマンションの再生の大きな障害になっているのではないかと懸念があるということはお伝えしたいと思います。

○松平委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 先ほども言いましたけれども、マンション建て替えだけではなくて新たにこうした再生という、そういうものも入ってきていて、文言が単に変わったということではなくて、その中に含まれている内容というのがやっぱり重大な中身が入っているということで、やっぱりマンション再生という名のもとに不動産開発の推進というか、そういう方向性が入っているということになっていて、先ほども言いましたけれどもマンションに居住する人たちの住まいの権利、そういうものに対する配慮が欠けているということ、指摘をしたいと思います。

この今度の対策が本当に居住者の居住の安定を担保するという点で、やっぱり根本的な解

決を図るものになっていないというふうに言わざるを得ません。なので、文言の改正とか、手数料という区の対応はそういうことですが、この内容が問題ということで、私たちはこの議案第81号については反対いたします。

○松平委員長 反対。では、AGORAさん。

○品田副委員長 いろいろ問題があるので、こうやって改正をするということだというふうに思いますので、文京区はマンションが大変多いところですので、再生ができるように進めていただきたいということを含めて賛成をいたします。

○松平委員長 それでは、議案第81号の審査結果を御報告いたします。

賛成6、反対1。よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○松平委員長 それでは、付託請願審査3件に移ります。

請願受理第67号、区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願です。

請願文書表のデータ13ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和8年2月5日 第67号
 - ・件名 区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願
 - ・請願者 文京区千石4-35-16
政治団体 みんなでみんなのまちづくり
代表 屋和田 珠里
 - ・紹介議員 金子 てるよし
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 建設委員会
 - ・請願理由

文京区には「自治基本条例」はありますが、「まちづくり基本条例」はなく、「区民参加」の仕組みはあっても、まちづくりにおける「区民参画」の仕組みは十分とは言えず、「パブリック・インボルブメント（PI）」とまではいかずとも、さまざまな開発・建設案件について構想の初期段階から区民が参画できているとは言い難い実情があります。（※現状、説明会やワークショップ開催、パブリックコメントの募集等に限定されています）

本件を巡る「請願」審議においては、建築紛争解決のための取り組みなどに対し、「機能している」との評価もあるようですが、そうであるなら、なぜ建築紛争が繰り返し起こるのか合理的な説明がつきません。

問題の背景には、構想段階も含め「住民の声が制度的に届かない」「まちづくりにおける対話や合意形成の仕組みが整っていない」といった構造的な課題があり、ひとことで言えば、「区民参画」の仕組みが十分に整っていないことに起因していると考えます。

この基本条例は、住民と行政がともに前向きにまちづくりに取り組むためのもので、どちらかに偏るものではなく、司法の判断を仰ぐような事態を招く前に、「対話」と「熟議」「合意形成」によって当事者において解決を図る仕組みを整えるものでもあります。

本請願における「条例」の趣旨は規制を強めるのではなく、区民と事業者と行政が、ちょっと考え方が違うとか異なることを以て対話を避けるのではなく、不要な対立を避けながら対話を通じて合意を築くための“共通の土台”としての仕組みを整えていくことであり、特に「区民参画」については、これまで参画しづらかった高齢者や障害のある方、子育て世代、子ども・若者を含む多様な区民にも開かれたまちづくりを可能にすることです。「文の京」にふさわしいまちづくりのあり方を立場の異なる関係者が共に考える仕組みを研究すべく、以下のとおり請願いたします。

・請願事項

1 子どもや若者を含め幅広い地域住民が構想の初期段階から参画し、「対話」を通じた熟議による合意形成ができるような仕組みを整えた、（仮称）「文の京」まちづくり基本条例の検討に向け、新たなまちづくりの手法等を調査・研究してください。

○松平委員長 この請願は、子どもや若者を含め幅広い地域住民が構想の初期段階から参画し、「対話」を通じた熟議による合意形成ができるような仕組みを整えた、（仮称）「文の京」まちづくり基本条例の検討に向け、新たなまちづくりの手法等を区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。御質疑なし。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○浅川委員 この請願ですけれども、前回と同様の理由で、既に本区では区民参画を意識しながら一定のルールを考慮して話し合いの場を開催しているものと認識しておりますし、前回と同様の理由で、この請願第 67 号、自民党は不採択とさせていただきます。

○松平委員長 自民「誉」さん。

○豪一委員 請願第 67 号、不採択。やはりですね、やっぱり初期段階というのは地権者、それとやっぱり有志ですよ。物事を始める有志の皆さん、そしてそれに携わる開発の業者さんがやっぱりある程度、絵を描いていくと。当然、絵を描く者というのは専門だし、経験もあるものですから、いろんな地域のことも調べるし、その開発できる内容でベストのものをある程度、提案していく。ね。ある程度そういった順番を経た上で地域の声をさらに広げていくというのは分かるんですけども、この請願の趣旨だと初めからいろいろな、しかもこれ、子どもから若者までってなって、ある程度、一定の知識がある者が初め、初期段階はやっぱりある程度、プランしていかないと、その中である程度、落ち着いたら子どもや将来の若者にこういうもののニーズがあるというので参考になるもの、いいものは取り入れるような形にしていかないと物事は進んでいかないじゃないかと私は考えます。

以上です。

○松平委員長 不採択。

公明党さん。

○宮本委員 まちづくりにつきましては、区はこれまでも再開発などの場合は地域住民のまちづくり協議会などで検討協議を重ねて進めてきました。また、私有の不動産などについては、その地権者がどのように活用するかは自由かと思いますが、地域住民への配慮は区の様々な規定などで一定規制されておりますので、請願 67 号については不採択といたします。

○松平委員長 永久の会さん。

○高山（泰）委員 永久の会も不採択でお願いします。

○松平委員長 区民が主役さん。

○依田委員 まちづくり基本条例の検討ということで、これまでも同じような請願、出てきたとは思いますが詳細は申し上げ述べませんけれども、まちづくりね、もっと初期段階から住民参画を出してほしいという少なくない声があるのは事実だと思います。請願はこうした手法の調査研究をしてくださいという、そういう内容ですので、区民が主役の会は、請願第 67 号は採択させていただきます。

○松平委員長 採択。

日本共産党さん。

○板倉委員 この請願理由のところにあるように、やっぱり区民参画ということについては今まで参加しづらかった高齢者とか障害のある方々とか子育て世代、子ども、若者、こうした

人たちが本当、みんなで話し合っって自分たちのまちはどういうまちにしていくな、そういう話し合いをしていくな、そういうことをやっってほしいということなんですけれども。

杉並区がこの間、やってきているのは（仮称）ですけどデザイン会議ということな、地域に関わんな方々が自分たちのまちな未来を描いて意見交換をしていくな、そういう会議を始めていくなということな、これで、ここでは参加者が主体となっって地域の魅力を高める取組を考へてまちづくりを進めていくな、こういうことをやっっているんですが、それに向っけてまちづくりに関する講演会ということな専門家の方を呼んだり、あるいは世田谷区でいくな実践がされているのかとか、いくな講演会もやりながら自分たちの未来を考へていくな。

いくなことを進めているわけな、やっぱりいくな、この請願の中にありますように、いくなことも取組をしながら新たなまちづくりの手法といくなのも調査研究してくださいということなですから、ぜひともいくな杉並区のことな学びながら進めていける方向をつくっていくなべきだといくなふうに思っていますので、この請願については採択をいたします。

○松平委員長 採択。

AGORAさん。

○品田副委員長 去年から今年に入っってからずっと同じような内容の請願をいただいているんですが、まちづくりといくなのは、区に関わんな再開発はきちっと区民の意見も聞いていますし、区民が建築する計画についても子どもから若者から全部、意見を言っっていくといくなことはなかなかできないといくなふうに思っていますので、毎回言っっておりますが、区民が納得のできない計画は進まないといくなのはちょっと大変難しいといくなふうに思っていますので不採択です。

○松平委員長 請願受理第67号の審査結果について申し上げます。

採択2、不採択5。よっって不採択すべきものと決定いたします。

それでは、請願受理第68号、都市計画道路「環状3号線」の区内延伸未整備区間は区として「廃止」に向っけ「対応」し、区民の理解を得るよう求める請願です。

請願文書表のデータ15ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和8年2月5日 第68号
 - ・件名 都市計画道路「環状3号線」の区内延伸未整備区間は区として「廃止」に向っけ「対応」し、区民の理解を得るよう求める請願
 - ・請願者 文京区千石4-35-16
「文の京」Future Design Initiative

屋和田 珠 里

- ・紹介議員 金子 てるよし
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 建設委員会
- ・請願理由

東京都の都市計画道路「環状3号線」の文京区内延伸未整備区間について、区長は令和7年11月定例議会の11月27日の答弁で「区として慎重に対応すべきものとの考えに変わりはありません。今後とも区民の理解が得られる計画にしていくよう、都に強く申し入れてまいります」と答弁しました。

しかし、この答弁では、具体的に何を「都に強く申し入れ」ようとしているのか定かではなく、「整備に向け」「具体化に向け」とも解釈することが可能です。

「環状3号線」の文京区内延伸未整備区間を巡っては、歴史的な経緯があるほか、現在の土地利用に対する考慮、道路整備で失われる住宅街や歴史や文化、自然環境についても含めて総合的に考えれば、自ずと「廃止」に向けた検討が自然で合理的な判断になると考えます。

そこで貴議会において、文京区長に対し、「廃止」に向け区民の理解を得るべく都に強く申し入れるよう働きかけていただきたく、下記を請願いたします。

・請願事項

- 1 都市計画道路「環状3号線」の区内延伸未整備区間は、「廃止」に向け対応し、「廃止」に向け区民の理解が得られるよう都に強く申し入れてください。

○松平委員長 この請願は、都市計画道路「環状3号線」の区内延伸未整備区間は、「廃止」に向け対応し、「廃止」に向け区民の理解が得られるよう区から都に働き掛けを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

板倉委員。

○板倉委員 環状3号線については、この間、何回も質問をさせていただきましたけれども、水質調査、ボーリング調査をこの間、やっているんですが、2020年の12月に大塚地区町連の方々に今度、地下水調査をしますよという確か説明会をしているというふうに思います。思うんですけども、その後、次の6月にボーリング調査をやりますということで地域に案内が配られているんですが、文京区の土地を使って江戸川橋体育館とか、茗荷谷児童遊園と

か、環3の緑道とか使ってボーリング調査、区の施設を使ってやっているわけですけども、この間の答弁は東京都から、この内容については説明を受けてないっていうふうにずっと聞いているんですよ。

このボーリング調査の後に、ここをどのようなルート、どういう形にしていくのかということも含めて調査が行われて、22年のときにその調査結果報告書が出されていたわけですけども、これも何回も言いますけれども、もうほとんど黒塗りで中身が分からなかったんですが、それについて本当に区として説明を受けてないんですか。もう4年、5年たっているわけですけども、全く説明を受けてないということは信じられないというか、なんですけども、本当にそうなんですか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 以前に行った、そのボーリング調査等の結果等についてでございますけれども、東京都に問い合わせた際には、やはり今後の検討状況も含めて、都において検討しているところというふうな回答をいただいておりますので、区としては、その状況の報告というところは受けてないところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 東京都が新たな今度、第5次の計画を出す、決定するわけですよ。この3月にね。それを迎えているのに、そのために環状3号線、どうするかという調査をしてきたことが何の報告もされないというのは普通あり得ないと思うんですよ。

それで地元の方々にはこのように東京都が説明したりしているんですけども、その結果についてもやっぱり区を通しながら、区も承知しながら住民の方々にそれを返さなくちゃいけないというふうに思うんですけども、その辺、本当に東京都にもきちっとそれ、要求しているんですか。いつ要求したんですか、そういうことを。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 環状3号線につきましてはですね、今回のこの計画の改定における東京都の協議する中でも区民、地域の方の理解が得られる結果としていくようにですね、丁寧な説明というところを改めて求めてきているところでございます。引き続き適切な説明といったところについては、都に対して求めてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 この間の1月の委員会で、環状3号線個別の計画については東京都にきちっと話とか、そういうふうな話し合いはしてないというふうに御答弁いただいているんですけども、

ども、本当にそうなんですか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 先日の議会ですすね、委員会での御答弁につきましては、その会議体における発言、発言というか、内容的にはすすね、個別の路線というところにそれぞれの、何ですか、検討が及んでいるというわけではなくて、全体的な方向性や対応の、何ですかね、対応の方向性等にすすね、大きな枠組みでの今後の計画といったところを議論している場でございます。ただ、個別路線というところについてはすすね、ちょっと先ほども申し上げましたけれども、東京都と協議する中で適切な意見等は述べてきているところでございます。

○松平委員長 述べてきていると。

じゃ、まとめていただいて。板倉委員。

○板倉委員 この第5次計画に向けて1月30日までにパブリックコメントが行われていたけれども、中間のまとめについては922件ですか、全体があつて、文京区の部分が270何件でしたっけね、文京区から出た意見というのも承知しているというふうにおっしゃっていましたがけれども、この1月30日締切りのこの中身について東京都から説明を受けているんですか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 中間まとめへのパブリックコメントについては、東京都から情報提供という形でオーケーしているところでございます。情報としては持つてございます。

○松平委員長 よろしいですか。

では、ほか御質疑のある方。よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○板倉委員 私たち、この間、環状3号線については廃止ということで、東京都にも住民の方々と一緒に申入れも行ってきましたし、もう文京区が議会と当時の区長が東京都に対して廃止を求める、そうした意見書とか意見を上げてもう46年にもなるわけで、ずっとこの間、区民の皆さんの意見は変わらず、その意思があるわけですから、やっぱりそれを区としては重く受け止めて、やっぱり廃止をするようにということで、東京都に対してやっぱり要求すべきだというふうに思いますので、この請願事項については採択をいたします。

○松平委員長 採択。

区民が主役さん。

○依田委員 環状3号線は昨年末に東京都が公表した向こう15年間ですね、道路整備のあり方を考える都市計画道路の整備方針において、優先的に整備する路線とはならず実質的に先送りが決まりました。道路は当然ね、広域ネットワークであるということは事実なんですけれども、現に超長期にわたって整備されていない環状3号線の文京区を含む区間というのはですね、用地買収も含めた技術的なね、難易度が高いということのみならずですね、必要性も乏しいというふうに考えられるだろうと思います。

改めて東京都に廃止を申し入れてほしいという、この今回の請願の御意見には違和感はありませんので、区民が主役の会は請願第68号、採択いたします。

○松平委員長 採択。

永久の会さん。

○高山（泰）委員 永久の会は不採択でお願いします。

○松平委員長 不採択。

公明党さん。

○宮本委員 この件につきましては、区議会として1980年に住民の理解を得られないということで計画廃止に関する意見書を都に提出しまして、文京区にとっては受入れがたいものであるという区民の意思を示しているというふうに思います。また、区としても本区への影響も極めて大きいことから、区として慎重に対応すべきものとの考えに変わりはないというふうに言っています。こうしたことから請願68号は不採択といたします。

○松平委員長 不採択。

自民「誉」さん。

○豪一委員 「誉」、68号、不採択。先ほどいろいろ委員からも出ましたけども、都市整備局からですね、既に見直し等の検討状況というところのページでは再検討路線ということで、計画15号ということで規定されていますと。文京区からは既に意見書が提出されていると、いろんな経緯の上でこういった見直しをされているというふうに、今、進行形な状況なんじゃないかというふうに考えています。このまま静観して、東京都から実際に廃止にするかどうかという声が上がってきたときに、また文京区からそのときにアクションすれば足りると思うので、不採択といたします。

○松平委員長 自由民主党さん。

○浅川委員 請願理由の中にも区長の答弁のことも書いてありますけれども、本区としては地域と住民の理解が得られる計画にしてほしいということを強く申し込んでいるわけでして、

現況に合わせて本区が対応していることを確認していますので、前回と同様の理由で自民党は請願第68号、不採択とさせていただきます。

○松平委員長 AGORAさん。

○品田副委員長 AGORAも不採択です。

理由は、この請願理由のところにも書いてありますように、東京都に対してしっかりと区は理解が得られる計画にしてほしいというふうに要望していますし、課長のほうから都のほうに何度も会議があるごとにきちっと要望されているということですので、不採択で結構です。

○松平委員長 請願受理第68号の審査結果について申し上げます。

採択2、不採択5。よって不採択すべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第69号、竹早公園の再整備にあたり、防災拠点機能の強化を求める請願です。

請願文書表のデータ17ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和8年2月5日 第69号
 - ・件名 竹早公園の再整備にあたり、防災拠点機能の強化を求める請願
 - ・請願者 文京区千石4-35-16
「文の京」Future Design Initiative
屋和田 珠 里
 - ・紹介議員 金子 てるよし
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 建設委員会

請願理由

竹早公園の再整備にあたっては、地域から「スポーツや子ども遊び、交流に使える場を望む声」とともに、「災害時に役立つ防災機能の強化を」という声も多数あがっています。

地震や豪雨などの災害が日常的に起こる今、都市の公園や公共施設は「日常の安心」と「非常時の命綱」の両方を担うべきだと考えます。

多目的スポーツコートを設ける際には、地下に耐震性貯水槽を備えることで、災害時の飲料水確保などにも役立ちます。

子どもたちや子育て世代、高齢者などが気軽に集える「広場」についても、真夏の酷暑や

突然の集中豪雨から利用者を守るために、可動式の大屋根の設置が重要です。ペットと「同行避難」する際のペットの避難場所としても活用できる利点があります。

特に近年の猛暑は命にかかわる問題であり、日陰のある安心できる場所が身近にあることは、防災にもつながる“日常の備え”です。

地域で長く親しまれてきたこの公園が、災害に強い空間となるよう、以下のとおりお願いいたします。

請願事項

- 1 全国の他の自治体の先進・先行事例を細かくリサーチし、竹早公園の再整備にあたり、防災機能の強化に役立てられることがないか調査・研究してください。
- 2 多目的スポーツコートを設ける際は地下に耐震性貯水槽を整備するなど、災害時にも活用できる設計としてください。
- 3 可動式屋根のある広場を整備し、猛暑や雨天時でも安心して過ごせるとともに、ペットの「同行避難」の際も活用できる空間としてください。

.....
○松平委員長 この請願は、全国の自治体の先進先行事例を細かくリサーチし、竹早公園の再整備にあたり、防災機能の強化に役立てられることがないか、調査・研究を行うことなど3項目について区に働き掛けを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。なし。

板倉委員。

○板倉委員 文京区の地域防災計画の資料編のところに区設貯水槽というのが34か所、出ているんですけども、これについては例えば六義園だと水道水循環式というふうになっていて六義園だけなんですね。あとはみんな、肥後細川とか江戸川公園とか目白台については井戸水循環式って、こういうふうになっているんですけども、それらについては全部耐震性が備えられているんですかね。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 こちらの区設の貯水槽については防災危機管理課のほうで災害用に設置してあるものでございますけれども、定期的に点検を行ったり、また最近ではコーティングを行っているということで、施設に問題がないかというところについては確認しているというふうに聞いているところでございます。

○松平委員長 よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○浅川委員 この請願について、本区ではこれまでも公園再整備を行う前に近隣住民の御意見や御希望を伺うとともに、防災危機管理の面からも防災機能の強化を考慮した設計を進めていくものと認識しております。また、耐震性の貯水槽の整備について、本区では現在、教育の森公園及び本郷給水所公苑に貯水槽があり、文京区内の全ての地域から2キロ圏内に配置されていることで規定を満たしているということで、さらに追加する必要はないと考えます。

なお、可動式屋根のある広場の整備についてですけれども、現況において費用対効果の面からも出費がかさみ、現実的ではないと考えます。したがってまして請願第69号1項、2項、3項とも自民党は不採択とさせていただきます。

○松平委員長 自民「誉」さん。

○豪一委員 自民「誉」、請願69号、1項、2項、3項とも自民党と同等の理由で不採択といたします。

○松平委員長 公明党さん。

○宮本委員 現在、公園の再整備に当たっては防災機能の強化を図る、整備をすることが既定路線になっているというふうに思っております。公明党としても、これまで何度も提案をしてきました。また、耐震性貯水槽については、ここでは請願の中では飲料水確保と書かれていますので、そういう意味では東京都水道局が都内に計画的に整備をされているものというふうに理解をしております。都民の3週間分の飲料水として活用できるということです。東京都では都内において半径2キロメートル圏内に1か所という計画で、文京区内で2か所あるということです。その一つは教育の森公園にあるということで、竹早公園にも近いというふうに思います。

可動式屋根については、請願者が言っておられるのは恐らく柱と屋根のみのものかと思いますけれども、維持管理の費用、また、開閉の費用もかなり大きいものというふうに思います。また、御利用者の皆様が御希望されるかどうか分かりませんし、また、公園の暑さ対策については、これまで様々、公明党からも提案をしてきましたし、検討していただいております。そうしたことから請願69号、1項、2項、3項、不採択といたします。

○松平委員長 永久の会さん。

○高山（泰）委員 永久の会もよく請願を読ませてもらいまして、毎回ね、この「文の京」Future Design Initiative さんですか。毎回、ほかの請願もいろいろ出されておられて大

変何か研究熱心だなんて思っていますけども、紹介議員の金子さん、これ結構、これだけや
っていらっしゃるってことはかなり人数もいる大きな団体なのかな。僕もちょっとそこは分
かりませんが、この請願についてよく読みましたけども、1項、2項、3項ともに不採択で
お願いします。

○松平委員長 不採択。

区民が主役さん。

○依田委員 竹早公園については、防災を含めて様々な機能を盛り込んでほしいという意見は
一定、理解いたします。その上で1項に関しては調査研究を求めるということなんで採択さ
せていただきまして、2項と3項は具体的な設計のね、要望を盛り込むということを求める
ものなんですけども、現状、そこまで決め打ちできるようなものではなくて、計画の自由度
を奪うことになってしまうので、2項、3項は不採択とさせていただきます。

○松平委員長 1項が採択、2項、3項は不採択。

日本共産党さん。

○板倉委員 請願事項1ですけれども、これから竹早公園、再整備をしていくわけですから最
新の公園、それも広い、こういう公園に防災機能を、やっぱりどういう防災機能を入れてい
くのかで、強化していくのか。そういうことですから、やっぱりここについては、いろんな
各自治体でやっている、そういうことをぜひリサーチしてということですから、そこはやっ
ていただきたいということで1項採択です。

2項目ですけれども、先ほど地下貯水槽のことをお聞きしましたが、貯水槽はたくさんや
っぱりあれば、それにこしたことはないというふうに思います。私たち、関口1丁目の方々
は、実は新宿区の施設に水をもらいにというか、水を、供給された水を行くということで、
教育の森までは上がって行かれないんですよ。だから新宿区とそういう形でやっているわけ
ですから、決してこの量が本当に十分かどうかというのも分からないというふうに思います
ので、新たな貯水槽というのは必要だと思いますし、そこにはやっぱり耐震性の貯水槽とい
うことで、一番大きいのは教育の森の350トンということですが目白台は100トン、あとは
大体20から40、そういう貯水槽になっているんですけども、それもぜひ水道循環式の貯水
槽にさせていただいて新たなものをつくっていただきたいということですから、そこ、請願事
項2項についても採択をいたします。

3項目ですけれども、やはりこの間、突然の降雨があったり、やっぱり暑い日が続く中で
身を守るというか、太陽光から遮るといふ点では可動式の屋根のある広場というのもやっぱ

りつくっていく方向で、やっぱりこれも区として研究を超えて設置できるようにしてほしいということですから、3項も採択をいたします。

○松平委員長 AGORAさん。

○品田副委員長 公園再整備についてはこの委員会でも報告があつて、それぞれの公園や児童遊園等の機能強化というんですかね。防災の拠点としての機能も強化をしたり、また、いろんな要素、この再整備の中に入れていくというふうに理解していますので、その方針には、それでよろしいというふうに思いますので1項から3項まで不採択です。

○松平委員長 請願受理第69号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択2、不採択5。よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項2、採択1、不採択6。よって不採択すべきものと決定いたします。

請願事項3、採択1、不採択6。よって不採択すべきものと決定をいたします。

○松平委員長 それでは、理事者報告に入ります。

都市計画部6件です。

報告事項1、文京区バリアフリー基本構想（案）についての説明をお願いいたします。

真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 それでは資料第2号、文京区バリアフリー基本構想（案）について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。1、趣旨でございます。バリアフリー基本構想推進協議会等での検討及びパブリックコメント大手の意見を踏まえ、案を作成いたしましたので、御報告を行うものでございます。

2、検討結果でございますが、記載のとおりバリアフリー基本構想推進協議会において議論を重ねてきたところでございます。

3、素案に関する意見でございますが、パネル展示型説明会を12月18日から3日間実施し、70人の方に御来場いただきました。パブリックコメントといたしましては12月5日から1か月間実施し、10人の方から31件の御意見をいただきました。また、子どもの意見といたしまして子ども向けのアンケート用動画を作成し、小学4年生から6年生と中学生に見てもらい、感想等を485人の子どもたちからいただいたところでございます。

それぞれの内容でございますが、まず、2ページ以降の別紙1を御覧ください。パブリックコメントの御意見でございます。主な御意見としましては、利用者目線でのバリアフリー

整備を要望するものや計画期間内における中間評価の実施を要望するもの、また、ハード的なバリアフリー整備が難しい場合はソフト面等を含め柔軟な対応を要望するもの、情報のバリアフリーとしてICT活用を要望するものなどがございました。

続きまして、33 ページ以降の別紙2を御覧ください。子どもの意見でございます。質問は2つしてございまして、高齢者、障害者のためにあると良い工夫と動画の感想を聞いてございます。主な御意見といたしましては、まず、質問1つ目、街にあるとよい工夫としましてはエレベーターやエスカレーター、スロープの設置を一層増やすといったことや、自転車が歩道を通行しないようにすること、また、点字ブロックや音声案内のさらなる設置や、助け合いや障害者理解が大切といった御意見があったところでございます。

次に質問の2つ目、動画を見た感想でございますけれども、バリアフリーは大切なことであるといったことや様々なバリアフリーへの対応、取組が行われていることを知ったなどの御意見があったところでございます。

続きまして、バリアフリー基本構想（案）でございます。38 ページ以降の別紙3になります。素案からの大きな変更はございませんが、変更箇所には下線を引いてございます。主な変更点について御説明いたします。

まず、42 ページでございます。本計画の対象者といたしまして、高齢者、障害者に加えてベビーカー利用者や子ども連れの人や外国人を含めていることということについて、記載を加えてございます。

65 ページを御覧ください。2の情報のバリアフリーの推進のところ、情報を提供するだけでなく、多様な障害に配慮したコミュニケーション環境の充実を進めることと修正しているところでございます。

そのほか、巻末の参考資料にアンケート結果や当事者参加による地域懇談会の結果を追加したこと、また、用語解説の中で意味が分かりにくいものについては分かりやすいような記載ということで修正をしているところでございます。

1 ページ目にお戻りください。4の今後のスケジュールでございます。3月に改定したものを公表する予定としてございます。また、来年度におきましてはバリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区別計画を改定する予定としてございます。

御説明は以上になります。

○松平委員長 ありがとうございました。

次に報告事項2、飯田橋駅周辺基盤整備について、報告事項3、東京大学本郷キャンパス

地区のまちづくり検討状況について、報告事項4、湯島三丁目北東地区のまちづくり検討状況について、報告事項5、耐震化促進事業等の拡充について、報告事項6、新たな防火規制の導入及び不燃化推進事業についての説明をお願いいたします。

前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、飯田橋駅周辺基盤整備についてでございます。

1 ページの1の概要のところですが、記載のとおり、東京都、千代田、それから新宿、文京の3区及び鉄道事業者から構成される飯田橋駅周辺基盤整備推進会議というものを設置しておりまして、ここで昨年7月に飯田橋駅周辺基盤整備計画というものを策定しております。

下につけさせていただいている図が、この計画で整備を進めることとなった基盤をまとめたものでございます。本区に非常に影響があるのは、後楽2丁目の南地区というところから飯田橋駅の東口に向かって行く歩行者デッキの部分でございます。こちらについて、共同貢献スキームというスキームにのっかって、来年度から準備を進めていくというのが今回の説明の御趣旨となっております。

2 ページを御覧ください。まず、2番、共同貢献スキームの要旨でございますが、共同貢献スキームは歩行者デッキ、それから駅前の広場などの先ほどお示ししたような施設整備を駅の周辺開発事業者等からのまちづくり協力金、それから国からの補助金、東京都及び区からの地方費を充当して整備していこうという考え方でございます。共同貢献スキームによる運用を明確にするため、ページ3からページ5に添付した共同貢献スキームに関する要綱というものを都と3区で定めております。

5 ページを御覧ください。共同貢献スキームのイメージ図となっております。大きく共同貢献スキームと頭についている四角の枠があると思うんですが、そちらを御覧ください。一番左側に開発事業者等と書いてございまして、こちらから、まちづくりに活用するための協力金を拠出していただくということでございます。ここから右に矢印が出ておりますが、ここでまちづくり主体というものを定め、協力金の受領、それから計画実現に向けた検討、資金計画の検討や提案など、この緑色の四角枠に書いたようなことをやっていただくということになっております。

その下にピンク色で執行管理役、東京都と3区が書いてございますが、こちらが、まちづくり主体から提案された様々な資金計画などについて報告を受け、この執行管理役がその内容をチェックして指示、監督、承認などを行うというような考えでございます。

さらに、まちづくり主体から右側に基盤整備主体というのを矢印が引っ張ってありまして、こちらがですね、具体的にデッキなどの基盤の整備、施工、それから整備に関わる調整発注などを行う主体でございまして、こちらも下に書いてある東京都をはじめとする執行管理役に報告や提案を行い、執行管理役の指示、監督、承認などを受けて具体的な基盤整備の工事を進めていくというものでございます。

真ん中に補助金等々、少しピンク色の四角で書いてございますが、これは国からの補助金、それから都や区からの地方費をこの基盤整備主体に入れることで、それから先ほど最初に出てくる、まちづくり主体からの協力金、それを合わせた形で工事をするという資金の流れを示しているような形でございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。3番の歩行者デッキ、第1期区間の整備についてでございます。文京区からJR飯田橋駅東口までの歩行者デッキ、第1期区間は来年度、令和8年度から調査業務に着手したいと考えております。共同貢献スキームにのっとり検討を進める予定です。この際、本区も都と連携し、調査費用の一部を負担する予定でございます。

4、今後の予定のところでございますが、本年3月までに先ほど御説明したまちづくり主体の選定、それから、そこに記載のとおり幾つか協定というのを結ぶ予定で考えております。これらを受けて来年4月以降、デッキの第1期区間の調査を開始するという予定でございます。

説明は以上です。

引き続き、では、すいません、東京大学本郷キャンパス地区のまちづくりの検討状況についてでございます。

こちらは昨年の11月の建設委員会で、東京大学本郷キャンパス地区都市計画方針の素案というものを報告させていただいております。2に記載のとおり、基本方針（素案）に関するパネル展示型の説明会と意見募集を行っております。

3ページ以降に別紙1という形で、この説明会などでの意見と区の考え方をまとめたものを載せさせていただいております。

ページ3以降を見ていただきますでしょうか。6件の御意見をいただいたという形になっていまして、素案から修正対応が必要となったような御意見については、ページ4ページの5番でございまして、東京大学の学生さんから出ているものなのですが、その中の特に2つ目の点でついているところで続いて書いていますかね。東京大学の歴史的建造物に関し

てという部分でございます。歴史的な建物を軽視せず、しっかり保護してほしいといった趣旨の意見でございまして、こちらについてはですね、区としても東京大学さんと協議をさせていただいて素案から一部修正し、追加の記載を行うこととしました。

実はですね、東京大学が、区の考え方にも書いてあるんですが、平成22年に定めた本郷地区のキャンパス計画概要というものがございまして、この中で歴史的価値の高い建物を保存建築物1種として位置付けており、その外形と配置を原則としては改変しないというような方針を立てております。

案のページ40ページを御覧ください。この、みどり・みず・景観の方針というところですね、この東大さんの考え方を記載するとともに59ページ、一番最後のページでございしますが、保存1種の区分を示した建築物の配置図を追加させていただいております。

意見募集の意見を反映したのは今の御説明の部分でございしますが、その他に修正した大きな部分としてページ45を御覧ください。こちらは素案のときにはなかったんですが、実現に向けてという章を新たに追加させていただいております。こちらは今後、来年度以降ですね、地区計画策定に向かうという、そういった作業に入るという旨を記載しておりまして、さらに46ページのところでは、地域と東京大学、それから文京区との連絡体制というのをですね、これは実はもう昨年の4月から東大さんと確認して連携の連絡体制は既にとっているところではございましたが、この計画の中にもここに追記したということでございます。

以上、2点以外は素案から、文書の整理や細かい修正は幾つかございますが、大きな内容変更はございません。

1ページにお戻りください。4番の今後の予定でございしますが、3月に都市計画審議会でのこちら報告を経て、来年度のできるだけ早い段階でこの方針を策定したいと考えております。その後、地区計画の策定に向けて東大さんと協議を進め、一定程度まとまった段階ですね、都市計画法に基づく手続に入っていきたいというふうに考えております。

こちらの説明は以上でございます。

続いて、5番になるんでしょうかね。湯島3丁目北東地区のまちづくりの検討状況についてでございます。こちら昨年11月建設委員会の報告の後、2で記載したようなパネル展示型説明会、それから意見募集を行い、案としてまとめたので報告するものでございます。

素案に対する意見ですが、3ページを御覧ください。3ページの別紙1にまとめておりまして、全体で17件ほどの御意見をいただいているところでございます。ちょっと細かいところはいろいろあるんですが、17件中13件ぐらいは基本的には素案に対して、あるいは春

日通りより北側で計画されている再開発事業に対して肯定的な御意見かなど、応援をいただけるような御意見だったかというふうに考えております。特に防災性の向上に期待するとかですね、観光への対応として宿泊施設を整備してほしいなど、そういったものが多かったかと考えております。

それから残る 17 件中 4 件については、再開発に対してやや否定的な御意見をいただいております、そのうち 3 件は例えば 1 番、別紙ページ 3 ページの 1 番の御意見が代表的なものかと思うんですが、いわゆる湯島のよさというかですね、昭和的ないつたまのよさが再開発で失われてしまうんじゃないか、そういった不安に対する御意見でございます。残る一つの御意見は、再開発ではオフィスやホテルばかりではなくて質的安定的な住宅供給を希望したいというようなものでございました。

これらの再開発に対してある意味、御意見をいただいたということに関してはですね、一つ、ここでの計画の中で地区の魅力、個性を大切にしたい、にぎわいあふれるまちというのはもともと皆さん、地域の方と議論して将来像として示しております、再開発事業の中でもですね、この将来像に向けて具体的な検討を準備組合とも意見交換しながら、今後、区はいろいろ考えていきたいというような考えで整理しております。

住宅についてもですね、地域の方からは地域のコミュニティを大切にしたいという方針が出ておまして、今後事業計画を検討する中で参考意見として、東京都にも協議が必要となりますので、そういった中で議論させていただきたいと考えております。

計画の内容全体ですね、全体的に一部表現を見直した等の部分はあるんですが、こちらに関しては草案から大きな内容の変更はございません。

1 ページにお戻りください。今後の予定の部分ですが、こちらも 3 月の都市計画審議会で報告を経て、来年度、なるべく早い段階で基本方針を策定したいと考えております。

こちらの説明は以上となります。

それから続きまして、耐震化促進事業の拡充についてというところでございます。まず、背景及び目的のところでございますが、今年の 3 月に文京区の耐震改修促進計画の改定を予定しております。この考え方の整理された中でですね、併せて耐震化の取組を強化するというところで拡充案を御報告させていただきます。

具体的には、2 番の拡充案の概要というところでございます。まず、（1）が文京区の耐震化促進事業というところでございまして、現在の現行というところは現在の補助事業の内容、それから拡充案が来年度以降、考えているものでございまして、まず、耐震診断に関し

ましては助成金額の上限を引き上げ、特に分譲マンションについては負担の割合ですね。要した費用の10分の9という、かつ300万円という形で割合も上げているということでございます。

また、木造住宅の除却を前提としている所有者の方というのが非常に実は区に相談来ることが多いんですが、その際もですね、現在は耐震診断、建築家の専門家による耐震診断をしていただくようお願いしているんですが、来年度以降はそこに書いてあるとおり、区の職員が容易な耐震診断という国が示した方針、やり方がございますので、それに基づいて無料で区の職員が診断するという形を新たにつくっております。

次に、このページの下の方の耐震設計に関しましてもですね、同様に助成金額の上限の引き上げ、特に分譲マンションについては5分の4かつ500万円というような形で割合も上げているというところでございます。

2ページを御覧ください。こちらが耐震改修、それから除却等に対する助成となっております。こちらも全体的に助成金額を見直したというところでございますが、特に分譲マンションについては、これまで2分の1かつ2,000万円の上限というところを5分の4かつ5,000万円というところまで上げさせていただいております。

また、新規で一番下のところですが、分譲マンションの建替え助成というのを用意しまして、耐震性が不十分な建物を改修ではなくて建て替える際についても助成を出すというメニューをつくっております。

それから3ページを御覧ください。今のところまでの説明がですね、どちらかというと建物の個別の住宅を中心とした、そういったものに対する助成でございましたが、3ページに書いてあるのは建物の用途とかではなくて、どこに建てるかによって助成するものでございまして、まず(2)は一般緊急輸送道路沿道建築物、(3)が緊急道路障害物除去路線沿道建築物の事業ということでございます。こちらに記載のとおり、全体的に助成金額の見直しをしたというところでございます。

それから4ページへお進みください。一番上のほうに3行ほど幾つか書いてあるんですが、今ちょっと拡充の中で御説明していない特定緊急輸送道路というのも従前から助成をやっております、こちらに関しては今回、事業内容の大きな変更はなしで継続したいと考えております。そのほか幾つか、木造住宅の不燃化助成等を廃止するというようなところを書かせていただいております。

それから3、今後の予定でございます。来年度から今、御説明した拡充の内容で補助事業

を開始するとともに、ここに記載の①から③のような取組で助成事業の周知、それから個々の建物所有者の持つ課題に寄り添いながら耐震化を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

こちらは、説明は以上でございます。

続きまして、新たな防火規制の導入及び不燃化事業についてということでございます。すいません。ちょっとたくさんあるので。これで一番最後の報告になります。すいません。大丈夫です。

まず、こちら1の概要のところですが、ちょっといろいろ書いてあるんですが、昨年3月に東京都が防災都市づくり推進計画の基本方針というのを改定しておりまして、これを受けて、これまで不燃化特区という形で、大塚5、6丁目でいろいろな不燃化の事業をやってきたんですが、これに加えて千駄木2丁目、5丁目及び根津2丁目でも来年度から新たな防火の地域というのを指定して、さらに不燃化の推進事業を開始したいというところでございます。

まず、2番の新たな防火規制の指定（案）と書いてありますが、こちらでございますが、概要のとおりですね、東京都建築安全条例というのに基づいて、火災等の危険が高い区域について東京都が指定するものでございまして、大塚5、6丁目については既に不燃化特区を事業として進める際に既に指定されているところでございます。今回、千駄木2、5丁目と根津2丁目で新たに指定していきたいというところございまして、別紙1というのがページ3ですかね、にあると思うんですが、こちらの上の図のように、ちょっとハッチがかかった灰色のところ新たな防火規制を指定するものでございます。

それから、ちょっと戻っていただいて3番がその地域でどういった事業をやろうかというふうなところでございます。まず、不燃化建替え促進助成というのをやろうと考えております。こちらは既に大塚5、6丁目等では行っているんですが、今回、新たに根津、千駄木でも行っていきたい。基本的には老朽木造建築物を除却して建て替えるときに、その解体費用、それから新たに建てる建物の設計管理費用の一部を助成するというものでございます。

2ページを御覧ください。②番の老朽木造建築物の除却助成、こちらは建て替えるのではなくて、今ある建物を解体する場合にも解体費用に対して助成を行うものでございます。

③が、高齢者世帯への建替え加算ということございまして、先ほど説明した①の建替え助成を受ける方で高齢者世帯の方、今、65歳以上の方と子、そのお子さんとか孫の世帯がいわゆる2世帯住宅等に建て替えるような場合に一律100万円を加算させていただきたいと。

それから4番、細街路の拡幅奨励というところでございます、4メートル未満の細街路に面する敷地で道路中心から2メートル後退した際に、その後退面積1平方メートル当たり20万円助成するというものでございます。この③と④はこれまで大塚5、6丁目でもやっていなかった取組でございます、来年度から大塚も含めてですね、根津、千駄木全部、今、御説明しているエリアでこの事業は推進していきたいというところでございます。

最後の⑤は以前からやっておりますが、専門家の派遣ということでですね、そこに記載している建築士や税理士、弁護士、ファイナンシャルプランナー等を建物所有者などに派遣させていただいて、個々の建物の所有者の方が建て替えや、そういった課題ですかね。そういったものに対して相談対応していきたいというところでございます。

4番に記載のとおり、4日間ほどパネル展示型説明会、それから5番に書いたアンケート調査というのをやっているところでございます、アンケートの調査ですが少し進んでいただいで4ページですかね。別紙の2という形でアンケートに関しては整理させていただいております。

こちらは根津、千駄木の対象地域の土地建物所有者等に、約6,000人ほどいらっしゃるんですがダイレクトメールを送りまして、全部で900件ほどですかね、アンケートの回答いただきました。

例えば、ちょっとこのアンケートをする際にはですね、ちょっと今回の委員会の資料にはついてないんですが、区が考えている事業とか、不燃化とはどういうことかというのは、パンフレットみたいのを同封させていただいて、できるだけ分かりやすく説明した上でこのアンケート調査を回答していただいているんですが、例えば4番のように不燃領域率70%を目指すことについても、基本的には90%以上の方は必要だと考えていらっしゃるとか、特に千駄木2丁目、根津5丁目、根津2丁目でこの不燃領域率70%を目指すということについてもやっぱり9割以上の方はいいんじゃないかというような回答だったと。

それから次のページで、例えば9の7ですかね。新たな防火規制を導入することについてという御意見も聞いているんですが、その中でもやはり8割以上の方は導入したほうがいいというふうに回答いただいているのかなと思っております。

そういった意味では区がやろうとしている事業について、一部規制もかかる部分でございますが、おおむね地域の方の御了解は得られたというか、御理解は得られたと考えているところでございます。

それから2ページにお戻りいただけますでしょうか。最後の今後の予定のところは。令

和8年度に入りまして、大塚5、6丁目では今、御説明した不燃化の推進事業を開始したいというふうに考えております。それから8月ぐらいに千駄木2丁目、5丁目、それから根津2丁目に関しては、東京都から新たな防火規制の指定がされる予定となっております。これ、指定されてもすぐにその規制がかかるわけではなくてですね、一定の周知期間が必要というふうなことでございまして、10月ぐらいに新たな防火規制の指定が有効になるというか、かかるということなので、それに合わせる形で不燃化の推進事業も開始していきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上となります。

○松平委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、順番に質疑を行いたいと思います。

まず、戻りまして報告事項1、文京区バリアフリー基本構想（案）についてから質疑を行いたいと思います。

御質疑のある方挙手をお願いいたします。

豪一委員。

○豪一委員 バリア基本構想は物すごい広域な、官民学だとか地下鉄はじめとした公共機関だとかですね、医療機関、大学だとか、いろんなところに連携してこういうものをつくって策定するというので、大変御苦労さまだと考えていますが、私のところに、皆さんところにも来ているかもしれないけど聴覚障害者協会の方からですね、こういった文言を入れてほしいというようなお願いが来ておりましたね。長い文章で来ているんですけど、要望は中でも音声、点字、手話、多言語、文字、手話、多言語、手話を必要とする人を含む多様な人々といった形で手話を明記していただきたいという要望が来ておるんですよ。

そこで質問したいのはですね、いろいろと確かにバリアフリーといえば高齢者だとか、障害のある方だとか、子どもだとか、子連れの方だとか、インフラのバリアフリー、もしくはインフォメーションのバリアフリーというのは特に聴覚障害者なんか、あるんじゃないかなというふうに想像するんですけども、私がこの基本構想の内容を、目を通した中では手話という言葉だとかは具体的に実際に出てきているんですけども、この団体のやっぱり主張を所管としてはどのように捉えていて、要は、障害者の皆様だけのバリアフリーではないので、基本構想ではないのでね。その辺をどのように捉えて、どのようにこの今回の基本構想の中に取り入れているかと、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 本区におきましては手話言語条例、また、情報の取得等に関する条例が制定されたところを踏まえてですね、その取組というところは大変重要であるということは認識しているところでございます。そのことを踏まえてですね、基本構想の改定といったところも進めてきているところでございます。具体的に基本構想の改定においてですね、この制定した条例についても触れてございますけれども、その中に手話言語であるといったところも改めて記載をしたところでございます。

また、今回の改定における対応の基本方針の一つとしては、情報のバリアフリーの推進といったところも掲げて、さらなる推進といったところも取り組んでいこうとしているところでございます。

また、具体的な対応といたしまして各施設へのバリアフリー化計画をですね、策定を今後依頼していくわけでございますけれども、その際の配慮事項といたしまして窓口における手話対応が可能な職員の配置であるとか、遠隔手話サービス等の活用を依頼することである、また、その他の人的なもの、あるいはICTを活用した支援といったところも取り組んでほしいといったところも記載しているところでございます。

また、今バリアフリー基本構想は様々な高齢者も含めて、様々な障害者等と障害特性ある方を対象としているところがございまして、もちろん手話を必要とする方も含めているものではございますけれども、多様な方を対象としているところがございまして、この基本構想においては多様な利用者といったところの表現を使わせていただいているところでございまして、その辺りを御理解いただければなというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 そうですね。確かに福祉という意味でね、都市計画部がつくるこのバリアフリー基本構想というのはやはり大変なことで、いろんな部署と横串を刺して連携していかないといけないと。ただ、具体的な聴覚障害の皆様とか、視覚障害の皆様とか、様々な身体に障害をお持ちの皆様は、各部署と連携しながらしっかりとその部分は押さえていくというような考えでよろしいですかね。はい。よろしければ、そういった内容でしっかりと明記もされていますし、その辺の連携をしっかりとできていくことと、こちらのほうでしっかりと受け取りましたので、よく分かりました。ありがとうございます。

○松平委員長 じゃ、依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。私も同じ要望は受けておりまして、もうちょっと具体的にも指摘をいただいているところなんですよね。そののところ、ちょっとだけ確認させてい

ただければと思うんですけども。

大きく分けて明記してほしい、手話という言葉を書いているところについて手話を、手話って言葉を入れておいてほしいということがあるんです。具体的な78ページとか85ページとか、94ページとかなんですけども、音声、文字情報など多様な手段に対応したICTの利用により適切な支援を行うとか、そういう文章があるところに音声文字情報だけでなく音声文字情報、手話などを多様な手段に対応したICTの利用によりというふうにしてほしいという要望がありました。

これに関してはもう先ほどもね、遠隔の手話通訳の話もありましたけれども、そういったことは構想には入っていると思うんですけども、まあまあ、明記しておいていただきたいという要望がありますけど、それについてどう考えますかというのが一つ。

大きく分けて2点目のところはですね、案内とかの情報提供のところにおいても手話とかですね、あとは字幕という言葉も入ってないので入れておいてほしいということです。具体的には80ページとか81ページとか93ページのところに必要に応じて点字表示、音声案内、多言語化などって書いてあるところに字幕とか、手話とかいう言葉も入れておいてほしいということなんですよね。

こういう表示に関して手話というのがどういうふうに考えたらいいか、ちょっと私も完璧に理解しているわけじゃないので、その辺りもちょっと考え方を教えていただきたいというのと、多言語化などって書いてあって、区としては手話もその多言語って言葉に入っているというふうに解釈しているやにも聞くんですけども、そこら辺もちょっと教えていただきたいなと思います。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 まずですね、ICT等の利用をするといったところがこの配慮事項の中の表現の中というお話ございましたけれども、ちょっと先ほど説明の繰り返しになりますけれども、人的な対応、役務の提供というところにも書かせていただいているんですけども、手話対応が必要な職員の配置であるとか、また、遠隔手話等のサービス、これは一つのICTツールというか、ICTサービスの一つかなというふうに捉えているところがございまして、そういったところで必要な提供をしていただくという形での表現をこの中ではしているというふうに捉えて認識しているところでございます。

また、もう一つ、案内等において点字等の表示の中に手話といったところの表現というお

話ございましたけれども、ここで、この配慮事項の中でですね、御指摘いただいたところの表現に対象となるイメージとしてはですね、道路における案内表示、あるいは公園における案内表示といったところをちょっと想定してございます。そういったところで点字、あるいは音声も含めてですね、対応していくといったところを記載しているところでございます。

道路といったところに、先ほど委員もおっしゃったところですが、手話での対応というところはなかなかちょっと少しイメージしにくいところはあるかなといったところはございますけれども、ただ、必要な人的な支援が求められるところというところにおいては、先ほど申し上げたところ以外にもですね、手話の必要性、あるいはICTを活用したサービスの提供といったところは、必要に応じて記載をさせていただいているところと認識してございます。

また、言語が多言語の中を含むといったところのお話ございましたけれども、その点に関しましても団体のほうから、団体様のほうから御指摘をいただいているところでございます。外国人に向けた多言語といったところのイメージしやすいといったところは、十分こちらも理解したところでございますので、そういったところを注意しながらですね、今後は取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

手話言語条例を踏まえてですね、関係所管するところではパンフレット等も作成してございますので、今後、バリアフリー対応を各施設管理者のほうに求めてまいりますけれども、その際にもパンフレットを同封するなどですね、手話言語がより一層普及する正しい理解を求める、もっと正しい理解のもとですね、対応していただけるように一層取り組んでまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。より一層理解をしていただけるように取り組んでいくことは承りました。

ごめんなさい、一応もう一度、今、2つ述べさせていただいてちょっと後者のほうから先にお話しさせていただければと思うんですけど、多言語という言葉に手話が含まれるかというところに関しては、その団体さんともお話をさせていただいて、今後に向けてはまたいろいろ考えていかれるということだと思います。

確かに基本的にそもそもの表示が文字情報であるという場所においてですね、それに付け加える形で点字とか音声案内とか、そういうのを、あとは外国語とかですね。そういうのをつけていきますよという文脈での記載事項だとは思いますが、それについては一定、理解

はいたしましたし、なかなか、そこで改めてね、手話というのを導入するのは確かにもしかしたら趣旨が違うのかなというのは理解いたしました。

前者のほうに関してはですね、音声や文字情報など多様な手段にという、多様な手段に対応したICTにというところで、先ほどおっしゃっていただいたように遠隔の手話サービスなんかも含まれるようということでは、それは理解したんですけども、別に手話、ここに関しては手話という言葉に別に付け加えておいても、特に差し支えはないんじゃないかなという気もしたんですけども、ちょっと改めてそこだけ伺いますでしょうか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 先ほどの遠隔手話等のサービスといったところもICTの活用の一つですよといったところもございますので、ICTの活用というところの表現でございますので、音声文字情報、または手話、手話がICTを活用した手話といったところも含めているところはあるかなと思ってございますので、ここに書き加えるといったところがですね、不適切に値するかといった、そういうものではないかなというふうな認識はしてございます。

○松平委員長 よろしいですか。ほか。

では、板倉委員。

○板倉委員 今度のこのバリアフリー基本構想を改定するに当たって、基本構想推進協議会で熱心な御議論がされているというのは私も会議録を、議事録か、見せていただいて、よく分かります。3回目までは議論の中身が議事録公開されているんですけども、4回目についての内容がちょっと、傍聴してないのでちょっと分からないんですけども。

ただ、その中で出ている要求だとか議論がやっぱり次期計画に反映しなければ、やっぱり協議会の私は意味がないという言い方はおかしいですけども、その協議会でこれからどうするかという、その方向性つくるわけですから、その協議会の中で当事者の方々、様々な障害に関わる団体の方々の代表が出て議論しているわけですから、その方々が一番その実情も分かって体験をしているからこそ、その方々の声が一番重要で、今度の新たな計画の中にやっぱり入れ込むんだというふうに思うんですけども、その辺の区の方か、お聞かせをいただきたいと思います。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 協議会の中では当事者の方にも御参加いただいて、御意見様々いただいております。また、アンケート調査であるとか、今度は地域懇談会といったところでも当事者の方の御意見伺っているところでございます。そういったところを踏まえてですね、次

期の基本構想の改定といったところには様々盛り込んできているところでございます。

また、来年度におきましては具体的なバリアフリー化の事業計画を立てていく予定としてございます。それを各施設管理者のほうに依頼していく際にはですね、いただいた御意見というのは、それぞれ付して、また、基本構想の中にも配慮事項として、そういった声を反映したものを今回つくってございますので、それらを併せて各事業者にはできる限りの対応をいただきたいという形で働き掛けていきたいと考えてございますので、また、来年度にですね、改定する地区別計画といったところについても、それら当事者の方の御意見といったところは反映していきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 私も聴覚障害者の方々から御意見、修正してほしいということの案内というか、そういうものをいただきました。先ほど依田委員が紹介をされていましたが、ここの今度の計画の中の65ページですね。65ページのところに、この3のところに情報のバリアフリーの推進、このように書かれているわけですが、やっぱりこれに沿って進めていく、その情報がいかに大事かということは皆さん、誰もが考えていることだと思うんですけども、先ほども言ったように必要に応じて点字表示、音声案内、多言語化、こういうことで多言語化というのが入ったわけですが、ここに何で手話が入らないのかということで、先ほども依田委員のほうからありましたけれども、多言語と手話というのは質的に違うものなんじゃないですか。

東京都の聴覚障害者の協会の方がおっしゃっていましたが、手話っていうのは独立した言語体系を持つ一つの言語だというふうにおっしゃっていて、手話っていうのが見る言葉だというふうにおっしゃっているんです。そういう認識のもとにやっぱり計画を進めていくという点では、手話というものが非常に大事な、多言語とは違うものだという意識でやっぱりやっていかなきゃいけないというふうに思うんですけども、その辺の受け止めというか。

今までこうした計画を立てるに当たって、この聴覚障害者の方々から様々な、様々なというか、何回か要望が出されているんですけども、その要望になぜ応えないんですかということをやっぱり言いたいんですけども、その辺はいかがですか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 手話、手話言語と多言語といったところのことにつきましてはですね、先ほどちょっと繰り返しますけれども、多言語といえば一般的には外国人向けの対応

といったところをイメージしやすいといったところの御指摘もいただいているところがございますので、今後については区としても、それは違うもの、違うというかですね、その取扱いには注意してですね、手話は独立言語というところもしっかりと意識してですね、対応していくといったところは考えているところがございます。

また、協議会等でですね、各様々な団体の方からいただいた意見につきましてはですね、今回のバリアフリー基本構想の中でも、対応できるところについてはこの中に盛り込んで改定するような形で取り組んでいるところがございます。手話等に関する必要な方に対するですね、対応といったところも、先ほどの基本方針の一つに入れているところであるとか、具体的な配慮事項に追加してあるところであるとか、また、対応事例といったところについてもですね、今回、幾つか写真や言葉、文章等でですね、御紹介をしているところがございますので、いただいた意見、真摯に受け止めまして対応しているところがございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 今、独立した言語というふうに言っていたかと思えます。ですから、独立した言語ですよ。だから多言語ではないんですよ。だから並べて、きちっと多言語の間に手話を入れるという、そういう考え方にやっぱりすべきだというふうに思うんです。

せっかくというか、文京区で手話言語条例がつけられたわけですよ。もう何回も議論しながら条例がつけられたわけですから、その条例の持っている何というか、意味というか、それがきちっとやっぱり今度の新たな計画の中にやっぱり入れ込まないといけない。手話言語条例のその役割というかね、そういうのもこのバリアフリー基本構想の中にやっぱり生かしていかなければならないというふうに思います。

先ほど依田委員もたくさんおっしゃっていましたが、一つ一つの今回の条文というか、この改定の中に道路の対応だとか、そういう中にもきちっと聴覚障害の方々のそうした要望をやっぱり入れ込んでいくべきだというふうに私も考えます。やはり今度、この計画をつくっていくとですね、10年間の計画で5年たったから見直しの、そうした議論をするという、そういうことになっていくんだと思うんですけれども、第3回の基本構想推進協議会、この議論を読ませていただいたら、会長さんがですね、評価の時期が5年後の令和12年というふうになっていますけれども、世の中の動きは早いので、それ以前に検討すべき事案が出てきたら12年にこだわらず対応していただきたいって、このようにおっしゃっているわけですが。

やっぱり今、情報通信技術というか、それって物すごく、何ていうの、進んでいて、私な

んか、ついていけない部分もあるんですけども、いや、今のスマホとかタブレットとか、そういうのも本当に様々な、何というの、アプリも開発されたり出てくるわけで、今、この時点できちっとそういうことも入れ込んでいかないと、5年後になったらもう時代は遅れていくんですよ。

だから今の時点できちっとこうした手話も含めて、手話も含めて、新たなそういうものをこの時点でやっぱり入れていくべきだというふうに思うんですけども、何かもう決定したので入れ込むことできないような、何かそのような受け止めがされちゃっているようなんですけども、私が提案したときは11月でしたか、私が提案したのは、ここの中にしっかり入れ込んでいただきました。なので色々、そういう意見が出たとしたら、決めるのは3月なんだろうけれども、まだ時期的にあるわけで、このような要求がずっと出されているんだったら、それにきちっと応えた形でこの中身、入れ込むべきだというふうに、手話のところをね、入れ込むべきだというふうに思いますので、そこは改めて協会の方々と話合いも進めて、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思うんですけども。まだ時間ありますよね。ぜひお願いしたいと思います。

○松平委員長 御答弁ありますか。いいですか。

真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 今回の時点で、いろいろと含めるべきだという御意見も伺いました。10年計画でございますので、その中間年に当たる5年には中間の評価等を行うことで予定してございます。様々な、その5年間においては技術の進歩等もあってですね、手話も含めた、いろんな技術が進んでいくことかと思えます。その時点で改めてですね、どういったものが対応ができるかというところは考えていきたいというふうには考えてございます。

また、毎年度ですね、進捗確認を行って、その内容についてまとめたものを公表、ホームページのほうにアップするなどしていきます。その中にも対応事例等、ICTを活用したものも含めてですね、対応事例というのは御紹介していただきたい、していく予定としてございますので、そういったものを参考にしてですね、各事業者等も取り組んでいただけたらなというふうに考えてございます。

様々な御要望を今回いただいて基本構想、取り組んできたところでございます。協議会でもですね、一定の各団体からの御意見いただいたところでございます。今回、この手話に関する団体の方からもいただいた御意見についてはですね、ちょっとこれまで御答弁させていただいた内容をですね、色々取り込んできているところでございますので、一定はこの内容

についてですね、含められているものというふうな形で認識をしているところでございます。

○松平委員長 ほか。板倉委員、まだございますか。そろそろまとめていただいでよろしいですか。では、板倉委員。

○板倉委員 やっぱり条例の持つ意味というのは物すごく重いというふうに思うんですよ。今回、最初に議案の第81号が議論されましたけれども、あそこで議条例が決定されたら区はこの条例に基づいて進めていくわけですよ。だから、そういう点では手話言語条例というのはやっぱり聴覚の皆さんにとっては権利ですから、その辺の認識、本当に皆さん、持っているんですかというふうにやっぱり言いたくなるわけですよ。

条例を軽々しくというか、そういう受け止めはやっぱりよろしくないのではないかと思います。住宅基本条例が物すごく今から論じられているというのは、私はこの間、ずっと言ってきたんですけども、この手話言語条例についても本当にそういう、何というの、重みというか、皆さん、認識おありなんですか。

○松平委員長 じゃ、鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 バリアフリー基本構想を改定するに当たって、条例の趣旨は大変重く受け止めた上で改定していますし、特出しで手話と書くことの意味というのも十分理解していますが、条例の中で手話は言語であるというふうに規定しておりますので、それが言語ではないということはありませんし、多言語というのは複数の言語の中に手話も当然に入るという前提に立っておりますので、決して条例をないがしろにするような改定をしているという御指摘には当たらないと考えてございます。

○松平委員長 では、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今の議論ですけども、私も御要望いただきました。今の今の答弁等でいろいろ理解を深めることができました。区としても当然なんですけども聴覚障害の皆様への御理解をしっかりとっておられますし、また、文京区の手話言語条例についても、その重要性も認識されているということでございました。また、今回の基本構想の中でもP55ページですね、そのことも記載をされております。区としても今後、各事業者先には、その内容についてもパンフレットなども送付するというところでございました。

私もいろいろ自分の中で整理をしていたんですけども、情報取得のバリアフリーという意味で視覚障害の方にとってやっぱり聴覚、視覚障害の方にとっては音声で情報を取得する必要があると、また、聴覚障害の方にとっては視覚で情報を取得する必要があると。視覚というのは、一つは文字である。また、もう一つは手話という、手話言語があるということで

ございまして、その表現の仕方をどのようにしていくことが事業者の方により伝わりやすいのかなということ。また、事業者の方々がその手話言語条例の重み、また、聴覚障害の方々をはじめ、障害を持っている方々へのバリアフリーの取組をしっかりと取り組んでいけるかということが重要かと思っておりますので、引き続き具体的などころでも取り組んでいただきたいと思っておりますので、一言お願いしたいと思っております。

私からの質問としては、まず今回、パブリックコメントと説明会を行っていただきまして御意見もいただいていた。また、子どもには動画をつくって見ていただいて、アンケート調査もしていただいて、率直な御意見もあつたりして、子どもたちのバリアフリーについて学ぶということができたというふうに感想もありまして、大変よかったなというふうに私は思いました。ありがとうございます。

パブリックコメントの中からちょっと幾つか質問させていただきたいんですが、まず、点字ブロックについて幾つか意見、御意見をいただいていた。P4ページのところにはですね、具体的な御要望がありまして、白山駅のA1出口についてということで、これについては私も以前、御相談を受けたことがあってですね、東京都の担当者とも御相談をしたことがあったんですが、なかなかそのときはいい対応が得ることができなかったんですけども、前回のこの委員会の場で道路課長からお伺いしたときにですね、生活関連経路の一次経路になっていると、ここの歩道はですね。優先的に点字ブロックを整備する歩道になっているということでございました。

なので今後、策定される重点整備地区別計画の中にもどのように掲載をしていただけるかを注視していきたいと思うんですけども、こういった具体的な御意見、御要望については区から都に要望していただけるのか、どのようにしていただくんでしょうか、伺いたいと思っております。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 来年度においては、このバリアフリー基本構想に基づいて重点地区別計画を策定していく予定としております。その内容としてはですね、各事業者が具体的なバリアフリー化の計画を立てるものとしてございます。来年度においてはですね、その改定をする際に各事業者の基本構想の内容を伝えるとともに、様々なところでいただいた、当事者等の方からいただいた御意見も添えてですね、検討していただきたいという形でお渡しをすることとしてございます。それを踏まえて各事業者が今後の具体的な事業計画を策定していくといった流れになってございますので、できる限りのですね、対応をしていただきたいとい

う形で各事業者には働き掛けてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。よろしく申し上げます。

また、パブコメを拝見するとですね、地下鉄駅のエレベーター、エスカレーターの複数化についてのお声もありましたので、これについては今回、配慮事項の中に複数確保すると明記していただいたので、あと、地区別計画にどのように明記していただけるのか、注視をしてまいりたいと思います。

P105 のところに地区別計画に関する基本方針のところ、山手地域東部のところで不忍通りの拡幅整備の推進というふうに追記をしていただいてありまして、ありがとうございます。P132 にもですね、その区民の皆様からのアンケート調査のお声の中にもその御要望もありましたので、よかったなというふうに思いました。

一方で、春日通りもですね、現在、国において拡幅工事を進めておりますが、少し進捗が、スピードが落ちているというふうに感じておりまして、新大塚駅の手前の歩道、ここ、非常に狭くてですね、以前から地域の住民の皆様から継続して歩道拡幅の御要望をいただいているんですけども、この部分についてはP106、107 の山手地域中央についての基本方針のところですね、この件についても先ほどの都道の拡幅と同じように記載をしていただくというふうをお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 不忍通りにつきましてはですね、都市計画道路としての対応が区間ごとにいろいろと始まっていたり、まだ始まっていなかったり、様々な状況がある中で、このバリアフリー基本構想、もともとのバリアフリー基本構想の記載がですね、ちょっと統一感がとれないような記載をしてございましたので、その辺、統一感を持たせる意味合いで工事を行っているところについての記載を追加していたところでございます。

今、具体的に御指摘いただいた新大塚駅前ですね、春日通りのところの工事中のことについては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、今後バリアフリー化の対応というところを各事業者、道路管理者の方に求めてまいりますので、そういったときにですね、そういったお声があるといったところを添えて、事業者のほうの対応計画といったところの検討を進めていきたいという形で働き掛けをしていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 宮本委員、まだ質疑続きますか。

では、12時になりましたので昼の休憩に入りたいと思います。

午後 0時00分 休憩

午後 0時57分 再開

○松平委員長 それでは、おそろいでございますので、時間前ではありますが、委員会を再開したいと思います。

では、宮本委員の質疑からお願いいたします。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今回のお子さんのお声ですかね、の中でP34 なんですが、ちょっと私もはっとした御意見だったんですけども、学校に誰でもトイレの設置をというようなお声がありまして。現状、学校に誰でもトイレを設置するのが必要性についても含めて、どうなのかなと思うんですが、この点について、どのような見解を持たれているでしょうか。お伺いしたいと思います。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 学校の誰でもトイレの設置ということでございますけれども、所管課のほうに確認したところですね、中学校には全校、小学校には千駄木小学校除く全校にですね、バリアフリートイレとして整備をして、自由に使えるところというトイレを、最低1か所を設置しているというふうに聞いているところでございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。

子どもたちにとって、特に小学生なんかはバリアフリーの意味とはちょっと違うんですけど、特に大便のほうですね、のトイレを使うのをためらうようなことも昔からあるんですけども、そうしたこともあってですね、こうした御意見もあったのかなというふうにはちょっと考えたりしたんですけども、現状は、バリアフリートイレはちゃんとあるということで承知しました。ありがとうございます。

最後なんですけども、今後ですね、重点整備地区別計画の策定に入られると思うんですけども、その策定はどのように推移していくのか、お伺いしたいのと、その中で特定事業というのが決まってくると思うんですが、それはどのように決まっていくのかをお伺いしたいと思います。そして、もう併せて聞きますが、その特定事業を推進していくのはどのような推進の仕方をするのか。そして進捗の管理ですね。特にハード、ソフトのバリアフリーありますが、ソフト面での取組の進捗をしっかりと見ていっていただきたいなと思いますが、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 来年度におきましては地区別計画の策定を、改定ですね、進めてまいりたいと考えてございます。

進め方といたしましては、先ほどの答弁ちょっと重なるところでございますけれども、アンケートであるとか、あるいは懇談会、また、協議会での御意見等をですね、踏まえて、各施設管理者のほうにはお示しをするというふうに考えてございます。

また、基本構想の中にもですね、配慮事項として様々な方への配慮すべきことといったところも記載してございますので、できる限り各事業者においてですね、取り組んでいただけるようお願いするとともに働き掛けをしてまいりたいと考えてございます。

また、推進といった意味合いでは、計画策定後においてはですね、1年ごとにそれぞれの進捗といったところの集約はしていこうというふうに考えてございます。状況の報告、状況の取りまとめ、また、事例等ですね、取り組んだ事例といったところもその中にまとめ、ホームページのほうにアップをしてですね、公表していきたいというふうに考えてございます。

また、中間年度における5年経過したところにおいてはですね、中間評価といった形で、そこ間での振り返りを行うとともにですね、進捗の遅れ等があるところについては適切に各事業者ヒアリングするなどしてですね、適切な進捗といったところを求めてまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。すいません、ちょっともう1個なんですけど、今の御答弁いただいた中で。この地区別計画を今、現行の拝見しますと短期、中期、長期というふうの実施時期があるんですけども、こういった形は今後も同じような書き方をするんですかね。伺いたいと思います。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 スケジュール感の設定はですね、ちょっと幅を持たせる意味合いで、同様に短期、中期、長期という形で計画していきたいというふうに考えてございます。短期は、おおむね5年程度、中期は10年程度、長期においては10年以降においても計画はしていくよといったところの計画は立てていただきたいなというふうに考えてございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今後、地区別計画を策定していただいて、しっかりと事業者さんが具体的に区民の皆様の御要望をしっかりと反映して取り組んでいただきたいと思い

ますので、推進のほうですね、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○松平委員長 では、品田副委員長。

○品田副委員長 私、AGORAのところにも聴覚障害者協会の方から御意見をいただいていますので、ちょっと午前中の引き続きになりますけれども意見を言わせていただきたいというふうに思います。

それで、どうしてこういう形ですね、陳情されたのかということをもう一度よく考えていただきたいなというふうに思っています。それは多分ですね、手話を必要とする方が今の現状ではやはり不便なんだという、そういう状況があつてこそ、手話という言葉を入れていただきたいのと、運用の中できっちりと手話という会話ができるようにしてもらいたいという、そういう趣旨だろうというふうに思っています。

ですから人的な対応も含めて、先ほどから遠隔手話のという言葉あると思うんですけども、役所の中で窓口でしたら手話の方が来ていただいて対応ができるというふうに思いますが、外ですね、庁舎外のところで街の中で手話を必要とする、そういうサービスが必要なときになかなか対応ができていないということで、恐らくこういう要望が出ているんだろうなというふうに思っていますので、できる限りですね、寄り添っていただいて、手話を必要とする人たちが困らないような形の、全庁的にですね、ぜひ対応していただきたいなというふうに私は思っています。

あと、各部とか課ですね、もう少し手話のできる方を増やしていただいて、職員の中でも、遠隔操作だけではなくてやっぱりフェースツーフェースで手話ができるというのは必要だというふうに思っていますので、総務がいるのかな。総務。ぜひですね、職員の間で手話のできる人を増やしていただくということも必要じゃないかなというふうに私は考えましたので、ぜひ対応していただきたいというふうに思っています。それは要望なので、はい。

それでバリアフリーの基本、今回の素案についてなんですが、やっぱり基本は駅のエレベーターとか点字ブロックなのかなというふうに思っていますし、今回、子どもたちに動画をつくって見せたりとか、あと、大人もですけども新しい対応していただいて、私も動画を見せていただきました。なかなかよくできていて、目で見ても分かる、子どもたちにも分かる動画だというふうに思います。せっかくつくったのであれば庁内で地下2階の広場でしたっけ、あそことか、あと、戸籍のところのちょっと映像が見えるところとか、せっかくつくった動画づくりですので、バリアフリーをしっかりと区民の間に啓発も含めてですね、分かっていただけのような、そういう方法もいいのかなというふうに思っていますので、ぜひやっ

ていただきたいなというふうに思っています。

続けます。それと、こっちの案のほうの 65 ページのところの基本方針の3に情報バリアフリーの推進ということで、施設のバリアフリー化というところだと思うんですけども、公共施設等の総合管理計画を、それを基に8年度は公共施設マネジメントの稼働をするというふうに聞いておりますけれども、その議論は時事研等でもあったんですが、やはりこういったところにマネジメント稼働ですので、この情報のバリアフリーをより一層、案内表示も含めて区民の皆さんがしっかりと情報が伝わるように、そして区民生活にこのバリアフリーの推進が生かされるようにということです、全庁的にしっかりと広げていただくのと、公共施設の総合計画の中でしっかりとこのバリアフリーが位置付けられるようにですね、ぜひ進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 今回、検討において作成した動画のお話いただきました。地下2階であるとか、戸籍の待合のところで流すということもぜひ今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それと総合管理計画において、この情報のバリアフリーといったところもしっかりと取り組むといったところにつきましては、その辺りもですね、関係所管課含めてしっかりと対応していきたいと思っております。このバリアフリー基本構想の対象施設には、もちろんこの区有施設も対象となっておりますので、そういったところを含めてですね、来年度の具体的な計画立てにする際においてもお伝えしていきたいなというふうに考えてございます。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 あと先ほどの動画ですけれども、子どもたち全員が見たわけではないので、いろいろ教育委員会等ですね、授業等で使っていただくとかも有効に使われるのかなというふうに思っていますので、提供をしていただきたいというふうに思います。公共施設だけではなくて民間の施設も含めてですね、バリアフリーについては一層進めていただいて、本当にみんながですね、この文京区で何不自由なく暮らせるというような形のところをもう、ですから鉄道事業者、駅、文京区の場合は地下鉄とかですね。あと、都バスも結構みんな乗って、前にもちょっと話したように都バスも重要な移動機関といいますか、区民にとっては、ぜひB一ぐるも含めてですね、ぜひそういうところにも連絡等を取っていただいて、今、バリアがあるところはなくしていくという形で、少しずつバリアフリーになるように進めていただきたいと思います。

以上です。

○松平委員長 以上で、報告事項1の質疑を終了いたします。

次に報告事項2、飯田橋駅周辺基盤整備についての質疑に移りたいと思います。

御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

依田委員。

○依田委員 1点だけ。今回、共同貢献スキームということで、まちづくり主体というところを選ばれるということなんですけれども、当然、東京都、千代田区、新宿区、文京区が一つの主体に任せていろいろやっていただくということだと思います。これなんですけれども、もちろんもうすぐ選ぶわけですから、もうめどは立っていると思うんですけども、やっぱり公共的な役割を担うような団体というか、そういったものが想定されているのかということだけ、ちょっとお尋ねできればと思います。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まちづくり主体等についてはですね、今、言っていたとおり東京都中心とした関係区との協議の中で今、選定作業中でございます。その先ほどページ5で示したように、まちづくり主体というのがまちづくり協力金の受領とか、様々な検討を主体的にさせていただくというようなところもございますので、要は、本来は都や区がやるような部分についても、それに代わってですね、いろんなことをやっていただくということでございますので、やはり中立的な立場を持つこととかですね、やっぱり駅前のこういう整備、基盤整備みたいな実績を持つところというのがやはり必要かなということで議論されております。一般的な会社とか、企業ではなくてですね、独立行政法人とか公益財団法人、そういったところの中から選定されるものと考えております。

○松平委員長 よろしいですか。

では、板倉委員。

○板倉委員 今度、飯田橋駅周辺基盤整備というところでは具体的な形が見えてきました。それで、2番のところの共同貢献スキームというところに駅周辺開発事業者等から受け入れたまちづくり、この等というのは、この図面でいうと開発事業者等というふうに書いてあるんですけど、この等というのは再開発だったり、そういうのをやっていく事業者のほかにもまた違う組織からというか、そういうのはあるんでしょうか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 現在、この資料に「等」をつけさせていただいているんですが、ちょっ

と現時点で協議の中ではですね、やはり1ページ1に示したように幾つかの再開発事業が地域で動き出していますので、基本的には、この再開発事業の事業の中から協力金いただくということで進んでいるかと思っております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 じゃ、ちょっとまだこれから進んでいくあれだから、ちょっとどういう形になっていくか、まだ分からない部分もあるんだと思います。

このまちづくり主体というところなんですけど、ここについては、さっきおっしゃっていた財団みたいな形でやっていくということなんですけど、主には人と財政というか、そういうことなのかなと思うんですが、この組織が何人ぐらいの組織で、文京からどういう方々が行って、例えば区の任を離れてというか、何ていうのかしら、ここへ独立した形で職員が行くということになるのか。この間、お聞きしているのは財政規模どのぐらいなるんですかということなんですけど、その辺も出てくるんでしょうか、数字的には。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まちづくり主体についてはですね、現時点で例えば東京都や文京区から職員を出すというようなことは考えておりません。あくまでも公益法人等のもので、そういった実績のあるところ、それから先ほど御説明したように公平中立に職務というか、事業を進めていただけるようなところを選定して、そこに委託というかですね、お願いするような形になってくるのかなと思っております。財政規模につきましてもですね、ちょっと全体の事業については今後調査、それから基本設計等を進める中で明らかになってくると思うんですが、現時点ではですね、来年度調査という形で今、文京区としても来年度予算は少し予算要求している状況でございますが、全体の事業みたいな形では少しまだはっきりしていないところがございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 段階が進みながら、3番のところが歩行者デッキ等（第1期区間）の整備ということで、飯田橋駅の東口から文京後楽2丁目の南の再開発のところへ来る、そのデッキだと思んですけども、この1期の区間については主にはというか、こういう受け止めでいいかどうか分からないんですが、文京区に入る人、文京区から出る人の比率、比率が多いかなというふうに思うんですけども、こうなってきたときに一部負担金というか、文京区も負担をするというふうになっているんですけども、均等な負担、均等なというか、東京都と千代田区と新宿区と文京区とという、その均等な負担の割合になるのか。

例えば文京区の方は比重が多いから、そういう負担になるんですよみたいなことになるのかどうかということと、その調査、どういう調査をしていくのか調査の内容を教えてください。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 区の負担のところでございますが、まず、1ページを見ていただくとデッキ（第1区間）というのが後楽2丁目南から飯田橋駅東口までということになっておりまして、それだけでなく例えば新宿区と文京区の間、それから新宿から、新宿区のほうの再開発から飯田橋駅のほうにつながっていくデッキ、それから千代田区側にもですね、これ、ちょっと小っちゃくて恐縮なんですけど道路を拡幅するところとかが幾つかあるんですね。それから駅前の広場の整備等々ですね。なので、それぞれの事業全体の中で飯田橋の駅周辺基盤整備推進会議というところで議論しながら進めていくこととなります。

文京区の負担というのは、現時点では第1期区間に関しては東京都と文京区のほうで一定の負担をしながらやっていこうということで進んでいると。それは第1区間に関しましては、基本的には飯田橋の駅からですね、今回の再開発事業につながる形になりますが、文京区側へ人が流れてくるということでございますので、そういったことで考えていくのかなというところでございます。

それから、失礼しました。もう一つ、ごめんなさい。すいません。できるだけですね、平等にというか、均等にしていきたいというか、話はあるんですが、ただ結局、例えば基盤の受益者というかですね、街にとって必要なものであるということの整理の中から今後ですね、その3区、それから東京都と協議を進めることにはなっておるところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 その負担割合というか、そういうのがちょっと気になるというか、文京区の負担がこの部分に関しては大きくなるのではないかという、そういう思いがあります。

あとはですね、今後の予定ということで、まちづくり主体の選定が行われるということで先ほどはお聞きをしました。あとは、もう今年の3月までにこの4の今後の予定のところ、もうこの3つはもう決めていくということになるんですかね。かなり急いでいるというか、何かそういうふうにとちょっと受け止めたりするんですけれども。あとは今、資材高騰だとか、人件費の高騰ということで、大型開発があちこちで今、行われている中で人件費が上がって、工事に携わる人が不足していくということで、予定どおり本当に進められるのかというのがあちこちであるんですけれども。

例えば、後楽2丁目南地区の再開発が遅れるというようなことがあったとしても、このデッキの工事というのは、そこ最終的には連携というか、していくものなんですけど、そこと今、切り離してというか、ここはここで工事は独自に進めていくということになるんですか。先ほどちょっとお聞きしてなかった調査の中身ですよ。それをお聞かせください。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 すいません、失礼しました。来年度行う調査というのはですね、このデッキ第1期区間周辺の測量とかですね、いわゆる柱を立てるところ地盤調査、そういったものを想定しております。

今、御質問いただいたとおり、この2ページの3番のところではですね、設計が令和9年度から10年度、工事に関しては11年から16年度ということで今、予定を組んでいるところでございますが、基本的には後楽南の再開発事業の完成時期と合わせる形でこういう予定を組んでいるところでございます。どちらが先ということはないわけでございます、少なくとも再開発事業が先にできてしまうというのはあまりよろしくないかなと思っていますので、後楽南の再開発事業の進捗とも合わせながらですね、当然この設計施工というのは進めていくことになろうかと思っています。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 この新しいスキームができたことで、これからどういう形で中身だとか、進行状況だとかの報告を受けることができるのでしょうか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、区議会に対してはですね、当然、毎年毎年予算を要求することになりますので、進捗状況というか、翌年度、こういったことを考えているというようなことの御報告はしたいなというふうに考えております。

あと、先ほど御説明した中でまちづくり主体とかがですね、徐々にいろんなことを検討していただいて、執行管理役である東京都と3区がそれを支持、承認したような形で進んでいくわけですが、必要に応じてですね、やはりどういったデッキをつくるか等もやっぱり地域の方にも御説明する必要あるかなと私ども、考えているので、この辺もですね、地域への説明という形もですね、今後検討しなきゃいけない事項かなと思っています。

○松平委員長 ほか、御質疑のある方。

それでは品田副委員長。

○品田副委員長 板倉議員さんの質疑の中で来年度、歩行者デッキの1期工事について文京区

と都で負担をするって言いましたよね。2事業者だけで負担するんですか。ごめんなさい、よく理解できないんですけど、文京区は後楽の2丁目の再開発が1個だけ、新宿区は再開発2か所あって千代田区は4か所あるんですよね。会議体をつくって、主体的にここで。それで執行役員にも入って、デッキ使うの、文京区民だけじゃないですか。それ、来年負担するというのはい体幾らぐらいを区が負担しなくちゃいけないのか。

それから最初に先ほど今、御説明があったように後楽の再開発に併せて、令和16年に併せてドッキングできるような、橋とドッキングできる、歩行者デッキとドッキングできるようにつくるといことなんですけど、新宿区や千代田区の再開発の完成時期が分からないんですけども、その時期に合わせて、またそちらも負担するとか、そういう3分の1とかいうわけじゃなくて、ちょっとその負担割合と負担の何か構成がよく分からないんですけど、それ、説明してください。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、来年度、文京区としてどのぐらい予算を要求させていただいてるかということですね、約850万円ほどでございます。ボーリング調査と測量費用ということ

で。文京区と都だけで負担するというのはちょっと正確な説明ではなくてですね、失礼しました。先ほど最初に説明した例えば5ページのところで、まちづくり主体、これから選びますが、それから基盤整備主体を今後選んでいく予定でございます。中で、まずは民間の開発事業者等からの協力金というのを執行管理役と協議した中で今後決定して、それをまちづくり主体に拠出していただくという形になっていまして、来年度も基本的にはこの協力金というのと、あと国から国庫補助金をいただく形になっていまして、民間事業者からの協力金3分の1、国からの協力金3分の1で、東京都と区で残る3分の1というような負担割合で一応想定しているところでございます。

来年度に関してはですね、ちょっとまだいろいろ協議を進めないとはっきりしないんですけど、開発事業者等というのがですね、まだ文京区の場合はまだ準備組合という状況でございまして、恐らく千代田区さん等の再活用が先に進んでいますので、そこから出た開発協力金を活用させていただいて、こういった調査とかですね、にも使っていくというふうなふうで、な形になろうかと今、思っているところでございます。

ちょっと全体ですと、文京区、それで各区の負担割合というのは、このつくる、何ですかね、基盤によってそれぞれ負担が変わっていく形になってくるかなと思っていまして、ま

だそこ、全部決まりきってなくてですね、第1期区間については、基本的には今回、今現在も歩道橋、ちょっと幅が3メートル程度あるんですが、あれを拡幅して付け替えるような形になりますので、基本的には後楽南側の再開発ができることで、あと、まちづくりとして歩行者ネットワークを整備するなどの考えもありますが、文京区側の人が、人流が増えるということになりますので、基本的には東京都と区で負担すると。当然、開発事業者や国からの補助金を活用しながらではありますが、ちょっと文京区と東京都で今回の調査のほうは費用を出していくという予定になっているところです。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 何か分かったような。実はですね、そのボーリング調査だってね、ボーリング調査だって、3区が使う、国も含めて都も含めて何、JRも含めて使っていくとか、利用していく橋ですよ。デッキですよ。そこを使ってJRのほうに行ったりとか、地下鉄に行ったりとかするわけですよ。完成する令和16年までは毎年のように、何かしらの工事に合わせて区とか都とかが負担していく、3区が負担していく。その割合はその都度、決めていくみたいな感じなのかなというふうに想像されるんですけども。

じゃ、歩行者デッキができて、後楽2丁目の再開発とジョイントができて、そうしたらもうおしまいというわけではなくて、千代田区のほうとかいろんなところの工事に併せて文京区もその先も負担していくということになるのでしょうか。いつまで負担して、全体が出来るまで文京区はお金を出し続けていかなきゃいけないのかとか。

公平なね、分担ならいいんですけど、何か文京区は開発が一つしかないのに、何か割が合わないんじゃない、ちょっとあれかなと思ったんで、ちょっと公平感ある配分になるのかだけちょっと確認したいです。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 基本的には今、御指摘いただいたようにできるだけ公平な負担にしたいという、我々も思って協議しているところがございます。例えばですね、この1ページの図で言いますと、新宿側と文京区を結ぶデッキも今、予定はされていまして、こういったものというのをどうするかというのは今後検討しなきゃいけないかなというのは一番大きいかなというふうに思います。

それから第1期区間の歩道橋というか、デッキについてもですね、それが下りる足元というか、今、北広場って小っちゃく書いてあるんですけど、そういったところの整備というのも今後、関係区、それから東京都と協議を進めるんですが、そういったところの負担という

のをどういうふうにしていくかというのは、今後の検討課題かなというふうに思っているところでは。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 ある程度のね、負担はもちろん利便性がよくなっていくわけですし、交通手段として飯田橋の駅を使うというのはね、区民にとっても、人数的にはもしかしたら少ないかもしれないけれども、区のね、都心につながる大きな幹線になるわけですから、しっかりとそのデッキも含めてJRのほうに行っていただけるように、千代田区のほうに行っていただけるようにしたいんですけども。新宿と千代田が何か便利になって、こっちが大きく負担するのはちょっと、何かなというふうに思いますので、そこは分かりました。一生懸命やったださっているのは分かるんですけど、負担はしょうがないにしても、これ、16年以降も続くということではよろしいですか。ちょっともう1回。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 失礼しました。基本的には、令和16年度というのは一応、第1期区間の予定でございまして、その後もですね、1ページに示したような幾つかの広場とか、デッキ、それから高架下の拡幅なんかもどんどん進んでいくのかなと思います。

ちょっと確かに今、御説明が我々の区の関係している第1期区間だけのお話をしているので、ちょっと文京区だけが2つあるように見えがちなんですけど、実際は高架下の拡幅とかですね、幾つか千代田区側にも再開発、かなり大きな基盤の整備があって、それぞれ各区がですね、負担しながらやっていくということにはなっております。

いずれにしてもできるだけ公平にというか、説明できるような形で費用負担はしていきたいという形でですね、協議は進めていきたいと思います。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 今回は1期だけだったのでちょっと分からなかったんですが、今後の予定っていいですか、何年、17年にはどんな工事、18年にはどんな工事みたいな形でちょっと表のようにしていただいて、ここにはちょっと文京区としては負担がかかるし、千代田区や、どういう効果が、その広場ができるとか、どういう効果もたらすのかというの分からないと、やっぱり税金ですから負担をしていくというのはなかなか納得が得られないというふうに思いますので、ぜひ再開発や、こういうことについては、もちろん賛成なんですけれども、やっぱり負担についてはチェックをしていかなきゃいけないので、その辺は明確に分かるようにしていただけるように、また交渉が大変かもしれませんが、文京区の代表とし

て頑張っていたきたいのでお願いいたします。

以上です。

○松平委員長 以上で、報告事項2の質疑を終了いたします。

次に報告事項3、東京大学本郷キャンパス地区のまちづくり検討状況についての質疑に移ります。

御質疑のある方。

依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。11月の議会に引き続いての議論となりますけども、前は大分厳しいことを言って申し訳ありませんでした。そのうちの一つに、大きく2つ私、指摘させていただいたんですけども、まず、1つ目は歴史的建造物の保全がどうなっているのかという話です、今回40ページのところに東京大学が本郷地区キャンパス計画要綱で定める保存建築物1種、原則としてその外形と配置を改変しないという言葉を入れていただきました。その資料自体もね、一番最後のページにつけていただいたところでございます。

これによって、このね、キャンパスの都市計画だけですと正門の付近のごく限られたエリアであります法文の1、2号館とか安田講堂とか工学部1号館のみがかなり高さ制限をされたようなゾーンに指定されているということ自体は変わらないんですけども、それ以外にもですね、医学部の本館とか総合図書館とか、そういったものをちゃんと、そういったものはまた建築物として保全はしていきますよということが明記されたので非常によかったなどは思います。

1点だけ、これは前回も指摘させていただいたところなんですけれども、ちょっと待ってください。戻します。このピンクのですね、高層建築物集積ゾーンが一番西側の建物ですね。医学部の1号館ですかね、に当たるところは、これは歴史的建造物でありつつ、高層建築物集積ゾーンという、恐らく今後、機能更新が図られていくであろうというゾーンに含まれているわけなんですけれども、ここについてはどういうふうな取扱いになるのか。恐らく将来的には、だから建て替えの対象にはなっていくのかもしれませんが、その歴史を継承するみたいところで何か配慮があるのかというところを東大さん、どういうふうに考えているのかというのが分かれば教えてください。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 前回もこの辺のことを聞いていただいていますので、あとですね、東京大学とも協議する中で御質問させていただいております。御指摘の医学部1号館というのは

39 ページでいうとピンク色の範囲ということで、高層建築物にしていくエリアというよう
な形になっております。

ただですね、東大さんの施設の御担当者等もですね、キャンパス全体計画等、観点から現
在、保存建築物という指定はされてないということは確かでございます、ただ、もし高層
化するにしても例えば歴史的な外観等を保存するとかですね、そういったイメージ、そうい
ったものはちゃんと残していきながら、長期的な視野で今後検討していくというふうには言
っておりましたので、我々としてもできる限りそういう景観を、東大らしい景観をつくって
いるような重要な建物というのはしっかり維持していただきたいなということで、協議した
ところでございます。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。戦前の建物を1個も壊しちゃいけないというわけでもな
いと思うので、今回ね、かなりの部分はしっかり保存しますということと、仮に建て替え
るようなところがあっても、そういった意匠とかを残していきますというようなことが確認
できたのはよかったなと思います。

もう1点は結局、この高層建築物集積ゾーンを85メートルにしますよというところのし
っかりとした理由付けについてなんですけども、これについては今回文言の修正は特にはな
いと思うんですけれども、私もちょっと当局、東大の当局には問合せをさせていただきました
けれども、結局、なぜ高さ制限をですね、大幅に緩和しなければいけないのかという
ところについて、前はちょっと説明が曖昧だったと思うんですけれども、改めて東大さんが
どのような目的で機能更新を図っていきたいのかというところを教えていただきたいと思
います。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 39 ページのところのピンク色の高層建築物集積ゾーンにつきましては
ですね、東大病院側は現在の高さぐらいのものを今後も計画したいということで、そうい
った形にさせていただいています。あと、いわゆる今、本部棟と呼ばれる部分がある建物があ
るあたりからですね、先ほどの医学部1号館あたりも、そういう85メートルを目指したい
ということでこういう色付けしているんですが、都市計画的にはやっぱり日影の影響とか周
辺環境への影響ということを考えると、やっぱりどうしても南側に寄せるほうが我々として
はよろしいのかなということで、東大さんと協議を進めてきたのが1点でございます。

東大側としてはですね、やっぱりある程度高い建物を建てなきゃいけないというのは、や

やっぱり本郷地区というのは歴史的建造物が多い中ですね、やっぱり例えば実験室等をつくるにしても一定のやっぱり天井の高さが必要なものを積層せざるを得ないような状況だと聞きました。特にですね、何かウェット系というふうに言うらしいんですが、いわゆる水を用いて実験とか研究するような研究室みたいなものも結構あるということで、そういったものをどんどん更新して集積させたいというのが一つあるそうでございます。

それと、あと建物ごとに分野ごとにこういうあちこちに散らばってしまっているものもできるだけ集約してですね、大学の研究環境をよくしていきたいという背景もあると聞いています。

それから近年よく言う産学共同研究、そういったための、そういう研究施設等も少し足りなくなっていると。こういった今後の大学の発展のためにですね、やっぱりアカデミックな用途でこの辺を集積していきたいというのが東大さんにあるというふうに聞いておりますので、我々としてもですね、この地区というか、この場所であれば周辺への影響、できるだけ何ていうんですかね、抑えた形で高い建物を供用するというのは適切なんじゃないかということで、こういうふうにまとめたところでございます。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。大分、何か説明が具体的になったので非常によかったなと思います。要はですね、もちろんね、この位置でというのは日陰の関係というのは非常にもうもともとそれはよく分かるんですけども、その何に使うために床が必要なのか、高さが必要なのかというところが、あまり東大さんもしっかりとは打ち出してはこられなかったと思うので、結局ね、その予算の関係とかもあるかもしれませんし、国際卓越、何でしたっけ、に選ばれるかどうかということも含めてですね、今後の研究環境とか予算の環境とかも一応大きく変わってくるという微妙な時期ではあると思うんですが。

今後も東大さんとは密に連絡とっていただいて、基本的に今、お話しいただいたように研究の充実のためと、そのための機能更新であるということは承りましたけども、それをその辺りですね、しっかりと外部に伝わるようにしていただければと思います。結局ここには、この基本、何だっけ、基本方針にはですね、はっきりと何かそこら辺が余り明記されていないので、そこはちょっと不満ではあるんですけども、取りあえず答弁はいただいたんでよかったかなと思います。ありがとうございます。

○松平委員長 ほか、御質疑のある方。

では、豪一委員。

○豪一委員 東京大学とのいろいろな交渉ありがとうございました。東京大学のキャンパスの中の開発について、先方の希望を応えてあげることが大事なんですね。それと同時に、地域との協定の内容に関してもですね、しっかりと覚書まででなくても、しっかりと計画の中に文京区の文書を入れていただいた、それに関しては感謝したいと思います。

ただ、この基本方針を、基本計画、基本方針をね、つくるまでに至った過程での近隣地域とのヒアリングに関しては、地域の過剰な請求も多少あるかもしれないけど、請求に対してあんまり希望に応えられなかったということは忘れないでいただいて、今後も地域とですね、東京大学としっかりと強いパイプを結んでいただけるように、このせっかく書いていただいた地域との連携の部分、話し合い等の部分もですね、大事にさせていただいて今後も進めていただきたいと思いますが、意気込みを聞かせてください。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 昨年の春から秋ぐらいにかけてですね、地域の方にも我々も一緒に、東大さんと一緒にですけども、町会等へ説明した中でいろんな御意見はいただきました。やっぱり何となく地域の方から見ると東京大学は非常に敷居が高くて、なかなか何ですかね、一緒に何かをやるというのはなかなか難しいというような印象を持たれている方が多かったのかなとっております。その中でもですね、こういった先ほど今、委員も指摘していただいたように46ページ等でこういう連絡体制をつくったりということで、今後もこういう体制を維持しながら、地域と東京大学がですね、広い意味でのまちづくりみたいなのを協働してやっていけるような形がいいのかなというふうに思っています。

実際、昨年秋から地域の町会に回った中では、東京大学さんがどういう、何ていうんですかね、開かれたというふうに言っているんですけど、実際、開かれないんじゃないかみたいなことがあったので、全部の町会さんではないんですけど、一部の町会さんには東京大学の町会さん向けのキャンパスツアーみたいなのも実際やっていただいたりもしていますので、そういった取組というのは今後もですね、東大としては広げていきたいとおっしゃっていますので何とか、今後も地域整備課も地区計画策定に向けて来年度以降も一緒に東大とやっていきますので、そういった取組はですね、なるべく続けていけるような形で進めていきたいとは思っております。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 本音はですね、それほど東大に期待はしてないかもしれないんですけど、地元の皆さんもね。ただやっぱり実際に先日も話出ましたけど、防災でいうとね、違う、災対のほう

で出たんだ。災対ではやっぱり根津地区の防災なんかだとね、根津小学校の収容人数の限界もありますし、それが龍岡門のほうの地下の避難所まで物理的になかなか避難するというのも考えにくいですし、やっぱり問合せ窓口についてというところの連絡体制、フォロー体制というのが、一応、絵に書いた餅にならないように、具体的に例えば年に1回程度とかです、何かそういうめどがあれば、ちゃんと年に1回はやってくれんだなとかというのが期待は持てると思うんですけど、その辺が明記がないので、これがどのように運営されるか。

ちょっとしつこい質問かもしれないけど、大体、今、お考えになっているところをお聞かせください。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、都市計画を所管している我々としてはですね、来年度から地区計画の検討に本格的に入ろうと思っていますので、当然、地区計画を決めるときにはこれまでと同じような形で、まずは町会さんにも意見照会しながらやろうとは思っていますので、来年度も何回かはですね、地域整備課主体で東大さんと一緒に地域に入ることはあるかなと思っています。

その中で今、委員指摘されたように、ここに書いた連絡体制みたいのが絵に描いたもちにならないように何とか継続させていけるような、我々から東大側にもですね、ちょっとお願いをしていきたいと思っています。

○松平委員長 では、浅川委員。

○浅川委員 私のほうからはですね、この地域の範囲というのが非常に曖昧な形で今、あると思うんですけども、11 ページのところですかね。本方針の位置付けのところにとちょっとしたところが出てくるんですね。最初に周辺区域というのは 49 ページのところであって、それは東京大学のキャンパスの周りの地域のことというんですかね、それを区域と呼んでいた。また、それからですね、基本構想なんかもキャンパスエリアの活性化に向けた、そういった基本構想というのを策定するというで文章がちょっと変わりましたですよ。

そんな中で地域住民の活動、あるいは活動を地域に展開って、地域って何となく書いてあるんですけども、その下のほうに行くと下から2行目でやっぱり東京大学周辺地域、周辺地域で、もう一つが周辺区域で、あと近隣町会で、この辺りの、まだ分からないといえればあれなんですけども、どんなイメージでこういう使い分けをしているのか、お聞きしたいんですが。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 今回の都市計画方針という形でまとめているときにはですね、文京区としては多分、周辺地域というふうに整理していたかなと思って、すいません、御指摘いただいたように、東大さんが自らつくっているキャンパスエリア活性化に向けた基本構想などの言葉が多少、食い違いというか、表現が少し違うというのはあったかもしれませんが、基本的には本郷キャンパスエリアが接している周辺の地域全体をぼんやりとやっている。

やっぱり、これだとなかなか分かりづらいので基本的な接している町会さんのほうにですね、我々としては御意見聞きながらやってきたというところもございまして、すいません、ちょっと言葉がいろいろな、この東大がつくった計画と区の計画で不整合が多少あるのかもしれませんが、イメージとしてはやっぱり基本的な接しているエリアというようなイメージで考えております。

それから地域に入ったときに少し言われたのは、今回は本郷キャンパスエリアだけでこういう区の方針を作っているんですが、東大さん自らはですね、キャンパスエリア活性化に向けた基本構想というのは、実は農学部あたりとかですね、もう少し広い範囲で考えていらっしゃるんですね。こういったことは地域の方からも言われていて、東大さんとしては、この本郷キャンパスだけでなく、もう少し広い範囲も含めてですね、地域と、何ですかね、地域内に場をつくるというかですね、キャンパス内の活動を地域に展開していく、そういったような方針にしていると聞いていますので、ちょっと御指摘のように多少表現が違うところもあるんですが、そういった考えで整理したところかなと思っています。すいません。

○松平委員長 浅川委員。

○浅川委員 やはり近隣町会の方々って、こういうのに敏感なのでね、呼ばれるのかな、呼ばれないのかな、どうなってるんだろうって思わないように迷わないようにしていただければと思いますので、どうもありがとうございます。

○松平委員長 では、板倉委員。

○板倉委員 東大の本郷キャンパス地区のまちづくりということで、11月、12月になったか。建設委員会でも報告がされていて議論もさせていただきました。今回、私の代表一般質問に東大との間で避難場所としての機能を確保するというので、災害協定を結ぶということになりました。協定、いつ頃、結ばれるのかなというふうに思うんですが、場所が御殿下記念館地下2階の一部避難施設とする協定というふうに書かれているんですけども、この地下2階というのは体育館のようになっているんでしょうか。その一部を避難場所というふうに、避難施設というふうに言っているんですけども、面積は1,665平方メートルで受入

れ可能人数が475人というふうにおっしゃってくださったんですが、これは防災なのかな。そう。しょうがない、しょうがないというか、答えていただけないか。

それで地下2階というふうになっていますよね。そうすると、ここって一般的には階段で地下2階なんですけど、エレベーターとかがついてて降りられるようになっているんでしょうかということ。せっかく避難場所なんですから、バリアフリーになっていないと、それに対応できない方々はいらっしゃれないということになるので、その辺がどうなっているのかなというふうにお聞きをしたかったんですけど、分からないんですかね。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 すいません。ちょっと確実とは申し訳ないですけど言えないんですが、あの建物は1990年代ぐらいにできた建物で、恐らくですね、エレベーターについては、かなり深いところに体育館があって、当然、エレベーターがついてたかと思います。すいません、ちょっとはつきり図面等で確認したわけじゃないんですが、多分エレベーターはあったかと思います。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 私も災害協定を結ばれる前に見たんですけど、近くまで行ってないので、ちょっとどういうふうになっているのかというのはちょっとよく分からないんですけど、ぜひそこは使えるバリアフリーにやっぱりなってほしいなというふうに思います。

それで42ページのところなんですけれども、42ページ。ここに防災方針ということである中で、下から2番目の丸ので避難通路を確保するというふうに、増設するというのがどれ、横棒が入って、確保だけになってしまったんですけども、これについては今、暗闇坂のところ通路をつくるということで工事がされているんですけども、それがあるといふことでこういう表現になったのかということと。

あと44ページのところですね。脱炭素に向けた方針ということで今回これ、すごくいっぱい項目が入ったんですけども、これについては東大さんからこういうふうにという要望があったのか、これは区として、こういう形にしたいという、これは区の計画ですから、そういうことだと思うんですけども、東大さんとの話合いがあって、こういうのを入れ込んだ、これはもう今現在、本当に必要な中身ですから、これが入ったということは評価するんですけども、その辺の経緯というか、それをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

それと、まだ何点かあるんですけどね。

○松平委員長 ありがたいのですが、もしよろしければまとめていただけるとありがたいので

すけども、どうですか。結構ありますか。

○板倉委員 あとですね、前の計画の41ページのところに学内施設の開放というのが入っていて、今度、避難所となる上部は多分グラウンドだというふうに思うんですけども、そういったグラウンドと何かプールもあるというふうに聞いたんですが、そういうところも地域の開放をするのかどうかということと。

あと、先ほど依田委員からありましたけれども、建造物の保存ということなんですけど、新たにこの54ページでしたっけ。ここに、これが59ページ、これが入ったんですけど、ここに平成22年9月改正の本郷地区キャンパス計画要綱というのがあって、それを見させていただいたんですが、そこの中には保存建造物ということで1種と2種というのがあるって、1種が27件あるというふうになって、2種については20点、あとシンボル工作物とか、いろいろ何か歴史的な、そういう建造物があるんですけども、今回27点って言っていたのが、この中、見たら27点ないのではないかなというふうに思って、やっぱりこれらについては配慮すべきものというふうに東大さんが言っているわけで、そうしたものがやっぱりきちっと残ってほしいなというふうに思うんですね。1種だけではなくて2種についてもかなり古いものがあったり、あとシンボル工作物ということで見ると様々な像とかもあって、そういうのもやっぱりとても、何ていうのか、大事なものじゃないかなと思うので、そういうのもぜひ残していただく方向で話し合いを進めてほしいなと思います。

もう1点は最後、最後というか、建物の高さの問題です。今日報告がありましたけれども、パネル展示説明会が12月の19日と20日の日にあって70人の来場者ということで、私も1回、どっちの日に、土曜日かな、行ってまいりましたけれども、あそこで御意見が出たり、パブリックコメントとか出ているんですけども、やっぱりこのパブコメ見ても高さの問題が気になりますよという方がいらっちゃって、やっぱりどうしても85メートルにしていきたいのかなというふうに改めて思うんですけど、先ほど御説明いただいた東大の持っている機能というか、そういう目指す方向の、それを実現させていくためには必要ということなんですけども、これだけの高さが本当に必要なのかというのはやっぱり改めて思います。

それで東大さん側としてはこういういろんな機能を入れていくためには、これだけのものが必要ということは当然おっしゃるんですけども、高さをこれだけにしなきゃいけないという何かやっぱり、先ほどの御説明だけではちょっと、ああ、そうですかというふうにはちょっと言い切れない部分もありまして、地域の方々からの御心配もあるわけですから、その高さのところについては、これからも引き続きやっぱり話し合いをしていくべきだというふう

に思います。

一般質問したので、ちょっと。

○松平委員長 まとめていただいて御協力ありがとうございます。

前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、1点目の40ページのところのですね、新たな出入口の設置に合わせたという辺り、少し増設とかという言葉が少し削らせていただいたのが今、少し御指摘いただいたように、もう既にこの部分は工事は着手していたりする関係があってですね、計画出来上がる頃までにちょっと微妙な時期ではあるんですけど、基本的に増設というよりはもう既に新たなものは設置計画があって、それはあるということでちょっと言葉を整理したというふうに考えております。

それから2番目にいただいた脱炭素に向けた方針というのは、42ページあたりになるんですが、こちらは。

○松平委員長 44じゃないですか。

○前田地域整備課長 失礼しました。44じゃないか。

○松平委員長 ページ4ですね。

○前田地域整備課長 失礼しました。先ほどの増設が42だったと。そうですね、44ページで、かなり黄色い線、引かせていただいて、この辺は区と東京大学で少し協議した中でですね、表現をさらにちょっとできる限り充実したものになりたいということもありましたので、少し書き方を大幅に変えたという形で、大きく取組の方向性が変わったということではないというふうに思っております。

それからもう一つ。

○松平委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 すいません。ちょっと脱炭素の方針のところなんですけれども、東京大学、御存じだと思うんですが、区内で最大に二酸化炭素を排出している事業者となっていて、東京大学につきましてはUTokyo Climate Actionということで、東大としてのですね、温暖化対策ですとか、気候変動対策にしっかり取り組んでいくという、そういう方針を立てている状況です。

文京区と東大との間ではGXのですね、推進のいわゆる協定を締結しておりまして、区のほうでも今回、東大の本郷キャンパスの整備に関して、この際ですのでしっかりと温暖化を進めていただくという観点で一緒にこの内容にも関与しながらですね、具体的内容を盛り込

んでいただきたいということで、一応確認しながら、この内容を精査してきたという状況でございます。

○松平委員長 では、前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 それから一つ前でしたかね。43 ページのところ、学内施設を開放するというので体育館とかのお話を少しいただいたと思うんですが、ちょっとすぐという事はなかなか難しいのかもしれないんですが、できる限りこういった方針で東大としてはですね、学内の施設を地域に開放していきたいということで、こういう表現をさせていただいているかなと思っています。

それから歴史的建造物の件をですね、今回一番最後のページに保存第1種というところだけ取り出した形で59 ページのところにつけさせていただいているんですが、確かに御指摘いただいたように、東大さんがつくっている本郷キャンパス計画概要の中では数として27 書いてあるんですが、実際は農学部とかも含めた形でちょっと全体の数をカウントしているんで、少し数字が合っていないんじゃないかなとは思っています。

それから保存1種についてもですね、東大さんといろいろ協議した中で2種までここに載せる話も少しさせていただいていたんですが、2種についてはランクとしてはもう少し歴史的な価値がないわけではないけども、少しレベルとしては段階をつけているというようなこともありまして、そうは言いつつ、やっぱりそういったものの形態とか意匠がこの東大のキャンパスの雰囲気をつくっているものであるということは、東大さんもおっしゃってたりしますので、その辺は協議の中でも大事にしていきますよというのは、区としてもお願いしているようなところでございます。

ただ、本格的に建物を保存していくような方針というものを今回はここに載せていただいでですね、今回、今後地区計画を決める中でもですねこういったものについては同じように都市計画決定の中で保存していくとかですね、形を変えないとかというのははっきりさせていきたいということで、1種の部分だけここに掲載させていただいているところだと思います。

それからもう一つ、85 メーターについてはですね、先ほども少し御説明したんですけど、やはり本郷キャンパス全体の活用の中で今回は高さの緩和はするんですけども、敷地全体の中の例えば再開発のように容積率を緩和するというものではないんですね。全体としては、そんなに配置を少しずつ南側に寄せることで集積して、大学としての機能をより、何ですかね、活性化していきたいというような形もあります。

それから今後、地区計画定めていく中では、例えば敷地効果から一定程度、建物を離して建てたりとかですね、そういったことも、少しこの計画の中にも書いてはあるんですが、具体的にここから何メートルぐらいまでは高さを抑えようとか、さらに具体的な検討を地区計画の中で決めていきたいと思っていますので、特に高い建物を許容するエリアについてはですね、地区計画を定める際により丁寧な説明ができるものにしていきたいというふうに考えています。

○松平委員長 よろしいですか。では、そろそろまとめていただいて、お願いいたします。

板倉委員。

○板倉委員 歴史的建造物の話で、私が見たのは本郷地区キャンパスというあれになっていますから、こっちの農学部だとか、あっちももしかして入っているのかもしれない。見たのは本郷地区と、あと駒場ですかね。駒場地区ってそういうふうに分かれていた中の一つなんで、ちょっと数え方、数え方というか、この本郷キャンパスではない部分もあるということ分かりました。

それで、やっぱり高さのことでいうと、文京区は、ここは22メートル、絶対高さ制限がかけられているところで、本郷通り側はずっと46メートル高度地区というふうになっている中で、東大の敷地の中ですけれども、やっぱり高さについては皆さん、気になるところが多いですので、これからやっぱり地域の方にも改めてまた今回、その案が取れて基本方針になっていくわけですけれども、そこもやっぱり地域の方の御意見を聞くという点ではパネル展示が僅か2日間しかなかったという点ではね、もっと開かれたというか、東大の中だけじゃなくて外にも見えるような形で地域の方々から御意見をいただけるような、そういうこともぜひやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○松平委員長 では、以上で報告事項3の質疑を終了いたします。

次に報告事項4、湯島3丁目北東地区のまちづくり検討状況についての御質疑をお願いいたします。

いらっしゃいませんか。なし。

では、浅川委員。

○浅川委員 意見募集の結果を結構、入っていたので見てみたんですけども、そんな中でね、キーワードでこれ、すごいなと思ったのが、それぞれ人それぞれで違うと思うんですけども、シンボルとなる建築物とかランドマーク、あとは台東区と文京区の境なんだよとか、何か夢がすごく膨らむなというね、内容だなと思うんですね。区側としては、どのように受け止め

ているのかなというのを聞いたかったですけど。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 文京区としてはですね、一昨年ですかね、昨年ですか。一昨年度というんですかね。都市マスタープラン見直しの中でも改めてこの湯島駅の周辺、拠点地区みたいな形に位置付けていますので、湯島駅とより、何ですかね、湯島駅の何ですかね、バリアフリーも含めた活性化というか、そういったものをこの再開発の中で一緒にやっていただきたいというふうに地域のまちづくりの協議会のほうにはお願いしているところでございます。

○松平委員長 浅川委員。

○浅川委員 あと、やっぱり宿泊施設ってね、そこ、入っていますよね。宿泊施設がランドマークになることもあるし、あとは人を寄せるということもあれば、ちゃんとした人が増えてくるので地域も活性化する。昨日500回記念でね、パトロールのやつ、祝賀会でやりましたけど、正に25年かかって500回に達成したと。ただ、そういう気持ちがすごく大事なんだということをおね、言っていたので、この入れ込み方によっては、すごくいい街ができるんだらうなって何か想像しちゃったものですからね、期待していますので、今後とも地域の皆さんの御意見をよく聞きながら進めていただければと思います。よろしくお願ひします。

○松平委員長 では、依田委員。

○依田委員 1点お伺いしたいんですけども、この湯島3丁目の北東地区の春日通りを挟んだ北側の部分が、全ての敷地を使って再開発を検討されているということでした。真ん中に、真ん中じゃないか、南北にちょっと太めの道路が通っているんで、そこで面積が広い部分と東側はちょびつとというところで、そこは、ちょっと街区は分かれるのかもしれませんが、基本的に街区を一体化して再開発を計画しているということでもあります。

そうすると中に区道とかがいっぱい通っているわけなんですけども、結局、道路は取り外すということになるかと思うんです。そうすると、それも含めてなんですけど文京区が持っている土地というのがかなりの割合含まれると思うんですけど、単純に面積で考えると、この北側再開発エリアの中で文京区が持っている土地の面積の割合というのはどのぐらいになるんでしょうか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 そうですね。御指摘のように北側エリア、かなり文京区の区道、それから台東区の区道も一部あったりするというような状況でございまして、今ですね、地元のまちづくり協議会、それから再開発の準備組合とですね、ちょっと協議はしているところで、

ちょっとはっきりした面積は申し訳ございません、今のところ検討中ということで何平方メートルぐらいかというのはちょっと確認中ということでございます。すいません。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。そちらは確認中ということだそうなんですけども、多分恐らく単純な面積で言えば、文京区は最大の地権者ということになるのかなと思いました。もちろんね、この実際の権利を返還するに当たっては、それぞれの価格というかね、価値のところで決まってくると思うんで、今、道路であるものが何というか、いわゆる商業地域と同じようなもので扱われるのかどうかはちょっと分からないんですけども、そうじゃないんだとは思いますが。ただ、文京区は都市計画を定める中に当たっても大きな影響力を持ちますし、地権者でもあるということで、最終的な出来上がりの建物に関する権利についてもですね、かなりの部分、持つことができるんじゃないかなと思っています。

そうするとそういった例えば有価とかを得たとして、それをどういうふうに使っていくのかというところは正に区の内部ですね、いろいろ検討していきなさいいけない事項だと思うんですけども、そういったところについては、もちろんまだ今後になるかとは思いますが、区の内部ではどういうふうな何か手続というか、誰がどうやって考えていくのかなというのをちょっと知りたいんですけども。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 今後ですね、まず、現時点では区道ということがほとんどかだと思いますので、道路を所管している管理課等と協議しながらですね、どうしていくかというのを含めて考えなさいいけないかなと。

それから、一つには確かに再開発事業、もしやっていくとすると権利の有価としてもらう可能性もありますし、公園とか広場とかですね、あるいは道路、ほかの部分の少しこのエリア内で、区道で広げる必要があるところは、そこに付け替えるというやり方もありますので、今後ちょっと区内でどういうふうな方向でいくかというのは、地域整備課主導ですが、ちょっと全庁的に御意見聞きながら検討しなさいいけない事項かと思っています。

○松平委員長 ほか、御質疑のある方いらっしゃいますか。

じゃ、豪一委員。

○豪一委員 大いに北東地区のまちづくり、進めていただきたいと思います。これ、私の意見というか要望なんですけれども、やっぱりここの湯島の繁華街というのはこのアンケートにもありましたけどね、やっぱり上野との区境がどっか分からないような街なんです。しか

も以前から言っていますけど、上野というのは最大の日本でも人気の訪日外国人の観光のエリアであると。ということはやっぱり、北東地区だけじゃなくてエリアマネジメント、絶対しないとイケないんですよ。

まだ、それほどできてないはずなんですよ、今。というのは、台東区と文京区で一緒のエリアマネジメントを一緒にやっつかないといけないと。それによって文京区の岩崎邸や湯島天満宮なんかも、動線ができて人を呼び込めるかもしれないということはいつも言っているんですよ。だから、ぜひ今回の北東地区をきっかけに上野地区だとかですね、湯島でも南地区だとか、どうやって人を取り込んでいくというのをやっぱり台東区、東京都のあれ、恩賜上野公園もありますからね。協働のやっぱりエリアマネジメントができるような行政であってほしいと思っていますので、その辺はよろしくお願いします。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 既に地域ではいろんな取組を台東区さん側と一緒にしている事例もあると聞いていますので、さらに我々も再開発進める中でですね、地域を、建物をつくるだけではなくて、出来上がったと地域をよくしていく運動を続けていただきたいということで、今回もエリアマネジメントの組織づくりみたいのを今、事業者のほうにもお願いしているようなところでございますので、何とかそういう形で実現していきたいと思います。

○松平委員長 では、板倉委員。

○板倉委員 この湯島3丁目の北東地区まちづくりについては11月、12月か、委員会でも議論がありました。今回のこの検討状況を見ても、41ページのところでいうと北東地区全体の将来のまちづくりの方向性について重要であると考えられる項目ということが出ている中で、活気、にぎわいのある商業地の形成、次に災害に強い安全な市街地の形成、これは、ほかの再開発もこういう文言が出てくるわけです。

その次に多かったのが湯島天満宮や上野恩賜公園などと連続した公園、広場の整備というふうなのが出てきて、ここがほかのところとの、また違うところの特徴かなというふうに思うので、そういうところが本当に折り合った形でのまちづくりを進めていかなければならないと思うんですけども、今回いただいたこの資料で意見募集した中の意見が書かれている中の1番目に書いてある、この方のやっぱり意見、私もそうだなというふうに思うんですね。やっぱり特徴ある歴史あるこの街が、ここは希少であって、それが合理的、効率的という名で起因してしまうことは、この街が持っていた特性を自ら捨て去ることになりますって、こういうふうに心配をされている中で、やっぱりこうした意見も一定あるということで、やっ

ぱりまちづくり、進めていかなければならないというふうに思います。

普段あまり接してない街ですから、本当にこの街の皆さんの声が全部全部伝わってくるわけじゃなくて分からないんですけども、やっぱり今ある街のよさというのが本当に生かされていくということがすごく大事だというふうに私は思っています。

先だってですね、私どもの赤旗の新聞に建築界のノーベル賞と言われるプリツカー賞を2024年に受賞した建築家の山本理顕さんという、理顕氏が東京の都市再開発を厳しく批判した発言というのがSNS上に乗っていて、話題になったというふうには書かれているんですけども、山本氏が1月に日本の外国特派員協会、FCCJの講演で今の再開発は大失敗だ、地域の人に全く役に立たないものをつくっているというふうに批判をされていて、その中で、東京の築地市場の移転などを引き合いに、デベロッパーや企業のための都市開発になっており、街を壊している、このように告発をしている。これが話題になっているというふうに新聞に書かれているんです。

なので、やっぱりこうした再開発が本当に地域の方々の思ったようなというか、そういうふうになっていけているのかどうかの、やっぱり検証なんかもこれからやっていかなきゃいけないくて、私たちはこの間、例えば後楽で言うと東地区、西地区の再開発がありました。茗荷谷でも再開発はありましたけれども、それについてというのやっぱり検証というのをきちっとやっていかなきゃいけないというふうに私、提案してきましたけれども、それについては、なかなかそういうところまで区がたどり着いていない。検証していけば、本当に新たな問題点というのまた出てくるのではないかというふうに思います。

そういう点では、この建築家のこの方がおっしゃるような、そうした流れについてもやっぱりこれでいいのかということも、改めて文章で私は考えさせられたということをお伝えしたいと思います。

以上です。

○松平委員長 御質問ではないということで、御答弁いいですか。

では、ほか御質疑のある方はよろしいですか。

では、以上で報告事項4の質疑を終了いたします。

次に報告事項5、耐震化促進事業等の拡充についての質疑に移ります。

御質疑のある方いらっしゃいますか。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。先日、災害対策調査特別委員会で文京区の耐震改修促進

計画（案）の報告がありまして、今後、戸建て住宅、共同住宅、合わせて現在の耐震化率92.7%のところを10年後には耐震化がおおむね実現するという目標を定められます。そのためにも今回の耐震化促進事業の拡充がですね、大変に重要だというふうに思いますし、今回それぞれのメニューで大きく拡充をしていただいたということが大変に素晴らしいなというふうに思います。

お伺いしたいのはこの金額についてなんですけども、拡充は本当に評価をするところなんですけど、その金額の根拠はどのように検討された結果なんだろうということですね、国や都の補助金もどのように活用されるのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 今回御報告したように拡充をさせていただいている中でですね、例えば耐震診断に関しましては、近年の我々のほうに出てくる事例等を参考にしながらですね、やっぱり若干ずつ人件費が上がっているということもありまして、耐震診断に関しても少しずつ金額が上がってきているということもあります。そういった事例を踏まえながらですね、記載のような形で全体的に上げてきたというところが一つあります。

同じように設計に関しても基本的には設計者さんの人件費というところなので、こちらも若干上がりつつあるということでこれも上げていったと。それから耐震改修に関してもですね、ちょっとなかなか耐震改修になると実際の建物、元の建物の状態によって工事費ってかなり上がったり下がったりするということですね、必ずしも平均化というのは難しいんですが、一定程度、事例として日本建築防災協会という財団法人があるんですが、そういったところが出している数字などを根拠としてですね、大体5,000平方メートルぐらいの場合、4,400万円程度って一般的には言われているというふうに、改修工事の目安としてですね。さらにちょっと近年、少し工事費自体も上がっているんで、それより若干上がっている可能性はあるということで5,000万円というのが1つ目安として設定させていただいています。

さらに文京区の、先ほど800棟ほど旧耐震のマンションがあるというお話が最初の頃出たと思うんですが、おおむね5,000平方メートル程度未満の建物がボリュームゾーンというかですね、そんなに大きなものは極端に多くなくて、8割程度は、そういった共同住宅の8割程度は5,000平方メートル未満に収まっているということもあるので、おおむね5,000万円程度ぐらいで妥当なのかなというような設定で考えているところでございます。

○松平委員長 国と都の補助金を活用する御答弁。

○前田地域整備課長 失礼しました。当然、国と都からもですね、補助制度を用意していただ

いていますので、そういったものを活用した形でできる限り予算を組んでいきたいというふうに考えています。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。当然、現在、人件費、また、物価高騰続いておりますので、そういったことも反映していただいたと。また、改修については協会の示す数値、目安もですね、活用されたということで、また、文京区内の8割程度は5,000平方メートル以下が多いことでしたので、その辺りも検討されて今回の金額になったということでございました。ぜひ利用が促進されてですね、文京区の耐震化が進むことを期待しますし、推進をしていただきたいと思います。

本日、朝の議案のときにはですね、マンションの再生に向けての条例改正がありまして、所有者の皆様が建て替えや改修に取り組みやすい内容になったというふうに理解しておりますが、そしてまた今回の補助金事業の拡充も出てきたということで、こうした取組をセットにしてですね、分かりやすくして対象の所有者の皆様や管理組合の皆様など、集合住宅のですね、しっかりと周知をして活用を推進していただきたいと思いますが、この辺どのように工夫して推進するのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 来年度から拡充をするということでですね、4ページのところで今後の予定ということで幾つか周知啓発の事業を書かせていただいています。一番最初は特定緊急輸送道路の中でも、旧白山通りのちょっと幅員の狭い国道の部分がやはり耐震化が進んでいないということもございますので、こちらに関しては、もうどの建物が旧耐震建物で耐震性がないかとかっていうの、ある程度、区で把握していますので、アンケート調査等でどういった課題があるかというのをもう一度やっていきたいと。

それから②番は耐震相談会ということで、過去にもずっと続けているものなんですが、年に3回ほどシビックセンターと地域活動センター等でですね、こういう相談会を開催していると。

それから、地震による地域危険度の高いエリアというのは東京都が5年に1回ほど調査をしているんですが、そういったところへの戸別訪問というのも毎年、全域にはできないんですが区域を分けてですね、5年間ほどかけてこれをやっています、来年度がその最後となるので、こちらに対しても戸別訪問を含めたダイレクトメール等の発送などで周知はしていきたいと思っています。

それから今、御指摘いただいたように分譲マンションについてはかなり来年度から拡充するというでもありますので、区のほうですね、把握している分譲マンションの管理組合等の連絡先というのは、特に住環境課さんのほうでいろいろなそういう施策もやっていますので、そういったものと連携しながらですね、耐震事業の宣伝というか、そういう普及啓発もやっていきたいというふうに考えています。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。一番、様々取り組んで推進していただくんですが、最後におっしゃった管理組合の状況、把握されている住環境さんとですね、連携を図りながら、今回の拡充の助成金が活用されて耐震化が進むようにぜひ推進をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。

○松平委員長 では、豪一委員。

○豪一委員 一つだけ。拡充、非常にいいことだと思います。せっかくのある予算ですからね、使われないとしようがないというところで、結構ほぼ 100%。工務店さんとかね、大体こういうのって情報をつかんでて施主さんに提案してくれたりするんだけど、中には漏れている場合があったり、あと小さい工事だと抜けたりする場合がありますよ。

僕は、私も職業上、結構聞かれて相談されたりするときに、一応いろんな役所の所管のページを見ながら答えるんだけど、何か例えば環境性能助成金もあるじゃないですか。例えば家とか建物周りのこういう助成金を使えるみたいな、今回の耐震改修だけじゃなくて、全部行政でやっている例えば建物周りの助成金一覧表みたいなというのを、例えば来年度、作る予定がないのか。あると逆に楽で、1冊あればいろんなのを見られるとか思うんだけど、その辺はちょっとお聞かせください。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 今、御指摘いただいたように区がやっている様々な事業のちょっと統一的なパンフレットという形では、現在は、現時点ではないのが正直なところです。ただ、いろんな耐震関係の先ほどの相談会とかイベント等があったときにはですね、その関係する所管から情報提供いただいて、そういったパンフレットを一緒に置かせていただいたり、そういった周知は一緒にこれまでもやってきたところなんですけど、御指摘いただいたようなことも少し検討はさせていただきたいなと思います。

それから、ちょうど今度3月に改定する耐震改修促進計画の中では、一応巻末に様々なこ

ういう助成関係の事業を一応整理して、さらにQRコードなんかもつけさせていただいて、最新の状況がどういう、インターネットでホームページに飛ぶようになっていきますので、分かるようなものは一応つくろうと今、しているところなので、そういったものも活用できればと思っています。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 住宅フェアなんか見るといろんなパンフレットあって、これ、全部精査しないとこっちでよく分からないというふうに思っていて、例えば本当に1冊の、例えば10ページぐらいのブックみたいのがあって、文京区で使える建物っていうのがあれば、結構普通の要は工務店とか専門の方じゃなくて、区民の戸建てに住んでいる方とか建物、共同住宅に住んでいる方なんかも興味を持って、そういうのを自ら見るようになるんじゃないかなってちょっと思ったので、ちょっと提案させていただきました。

以上です。

○松平委員長 では、御質疑、板倉委員ございますか。板倉委員。

○板倉委員 今回、耐震改促進事業が拡充ということで、私、午前中のマンションの建て替えだけではなくて今度、改修、ごめんなさい、リノベーションだとか、そういうのも含めて法律がそういうふうになったということを受けて、今回このような形で分譲マンションのところの診断も設計費も、あと、改修工事も新たに建て替え工事もこういう金額を大幅に上げたり、新たに建て替えのところについては新規でこのような金額がついたというのは、その法律に連動しているのかなというふうに言わせていただいたんですけども、金額見ると先ほどの御説明も聞くと、そういうことかなというふうに改めて思いました。

それで、この間、やっぱり耐震改修の事業がどのように進んでいるのかという実績の報告が毎年、建設委員会に報告を受けてたと思うんですけども、この間、定例資料になりましたよね。なので、普段なかなかないというか、目にすることができなくなりましたんですけども。定例資料ですから一般質問でしかできなくて、あれなんですけど、やっぱり定例資料じゃなくて、今回、こういう形で増額もしていくわけですから、6月ですかね。定例資料として、定例というか、普通に議会報告していくの。ですから、きちっとやっぱり議会報告に戻していただきたいと思うんですけども、その辺は委員長からもぜひ言っていただきたいと思うんですね。

（発言する人あり）

○板倉委員 それで実績を見たら、なかなか実績が上がってないというのはよく分かります。

5年と6年度しか出てないので、今年度についてはまだ実績が分からないんですが、例えば分譲マンションとかでいうと診断も24年度は1件、23年度も1件しかなくて、設計の助成も分譲マンションでいうと23年度は1件、24年はゼロ件、改修促進については23年がゼロ件、20年もゼロ件ということで、実績としては上がってないわけですよ。

それが今回、大きく助成金額を上げていくという点では、きちっとやっぱり議会報告もしていただきたいと思うんですよ。6月に出るときは今年度が出てしまうから、金額が増えたから助成というか、耐震診断も含めて出るのは再来年になってしまうんですよ。

だから、そういう点ではちょっと1年ずつずれてしまうので、なかなか効果が見えるというか、そういうのがすぐに分からないというか、なるんですけども、そこはきちっとやっぱり、この実績なんかも議会報告に戻していただいて議論がされればいいのかと思います。相談件数なんかも実は減っていたりというのもありますから、そこは今度、新たに助成額かなり、特に分譲マンションのところでは引き上げるということですから。

そういう周知も当然、細かく、細かくというか、していくと思うし、相談のあれも数も増やしていったりするんですかね、相談会というの。これでいうと2023年のときはセミナーやったり、相談会やったりとかもしているんですが、その次の年はセミナーもやってなかったりということでもありますから、そういう点では周知もきちっとやっぱり細かくしていただくことが必要だなというふうに思いますので、予防というか、にしておきます。よろしくお願ひします。答弁、相談会とか、増やすとかそういうのはありますか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 そうですね。周知活動、啓発活動に関してはですね、いろんなことをこれまで長い間、工夫しながらやってきたつもりです。セミナーやったり相談会やったりと、ちょっと年度によって多少やり方、変えたり、工夫はしているつもりでございまして、昨年度は防災フェスタに我々の地域整備課が参加させていただいて、町会が予防訓練やっている中ですね、少し周知したいと。これ、今後も工夫しながらですね、少しでも広く我々の事業を知ってもらうように工夫はしたいというふうに考えております。

○松平委員長 よろしいですか。

では、以上で報告事項5の質疑を終了いたします。

次に報告事項6、新たな防火規制の導入及び不燃化推進事業についての御質疑に移りたいと思います。

御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今回、新たに指定地域に千駄木2丁目、5丁目、根津2丁目が含まれたこと、不燃化推進事業の内容も拡充していただいたということ、大変よかったというふうに思っております。前回ですね、町会連合会と区議会議員との意見交換会でもこの点について御意見が出ていて、新たに対象に含まれたことは地域住民の皆様にも前向きに評価していただいているというふうに思うんですけども、アンケート調査の結果なども踏まえてですね、どのように区としては捉えていらっしゃるのでしょうか。お伺いします。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 先ほど別紙の2という形でアンケート調査の結果を整理している中で少し御説明したんですが、不燃領域率70%ということの説明もしっかり資料にくっつけた上でこういうアンケートしているんですけど、そういう中でも、そういう取組が必要だという御意見も多かったなと思っております。

ただし、1点ちょっと意外だったのがですね、そもそも千駄木とか根津の地域が木造密集地域だということを知らなかった方が意外と我々としては多かったかなと、結果としてですね。質問の2番のところなんですけど3と4が多いんですね。6割、7割ぐらいですかね、があまり千駄ヶ谷や根津が指定されていることを御存じなかったと。そういった意味ではやっぱり周知活動もですね、さらに必要なのかなというふうに思っているところがございます、来年度以降、事業を始めるに当たってはですね、こういう事業を区としてやっていますよというのはもう少し、大塚5、6はもう長年やっているんでかなり周知は効いていると思うんですけど、千駄木、根津についてはしっかり取り組んでいかなければいけないかなというふうに考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。おおむね皆様の評価は、いいポジティブな評価なのかなと思いましたが、今、おっしゃったように木密住宅、木密地域ではあるという、知らない方も多かったということでしたが、こういった発見があったことは一つの前進かなと思いますので、今後推進していく上で参考にして、どう捉えていくか、検討していただきたいと思います。

大塚5、6丁目においても継続していただくことを感謝したいと思います。今回、新規の事業として高齢者世帯の建替え加算助成、そして細街路の拡幅奨励を追加していただいておりますが、この取組はこれまでの不燃化推進事業の中で様々な課題を拾ってきていただいて、

今回こうした新規事業にしていると思いますが、どのような課題があり、検討されてこのようになったのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、高齢者世帯の加算ということについては、これまで大塚5、6丁目ですべて戸別訪問等、いろんな御意見を聞いていく中でもですね、やっぱり御高齢の方はもう今のままでいいというふうにおっしゃる方が結構多くて、なかなか建て替えとかというのは難しいということがすごく痛感しているところでございました。そういった方でも何とか建て替えに進んでいただけるように、例えば2世帯とか3世帯住宅をつくることで、お子さんとかお孫さんが一緒に住むということは地域にとっても非常にいいことではあると思いますので、こういった制度を少し入れてみて、ちょっと、地域の状況の分析確認もどんどんしていかなきゃいけないかなと思っています。

併せて、これ、高齢者世帯の建替え助成はちょうど来年度から東京都がですね、補助メニューとして新しくつくってくれたこともありますので、それを活用するという面もございません。

それから、細街路の拡幅奨励に関しましては、要は文京区としてですね、細街路4メートル未満の道路というのは結構このエリア、多いというのが認識しております、例えば4メートルでも道路ができますとですね、仮に1軒燃えても、その向かい側の家に燃え広がる可能性がかなり下がるというふうに言われているそうなんです。やっぱり細街路であっても4メートル道路であってもですね、火が広がっていくことを抑止する効果というのはかなり高いということがございますので、何とかここは細街路の奨励を使うことで1件でもですね、2項道、4メートル未満の道路が広がっていくようにやっていきたいということで、ここ、新しくこれをメニューとしてつくったところでございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。確かに私の近所の方でも御高齢の世帯の方々においてはですね、子どもが成長してひとり立ちされて御結婚されたりして、高齢者2人で住んでいて、今後もう建て替えもいいという感じの方も多くいらっしゃいます。本当にお子さんとかお孫さんが一緒に住むということになって、建て替えが進むということであれば、本当にすばらしいことなので、ぜひこれ、活用していただきたいと思いました。

また、細街路の拡幅奨励、これもかなり踏み込んだ取組だなというふうに思います。確かに大塚5、6ですね、こちら、入口からはだんだん進んでいくんですね。セットバック、建

で替えがですね。途中で出っ張ったりしてしまして、そういう状況がよく見られるんですけども、そういった意味では実態に即した事業になっているのかなというふうに思いますので、ぜひ推進をしていただきたいと思います。

ただ、金額についてはどうなのでしょうかね。これ、上限については、ここに出てないんですが、お伺いしましたが上限が200万円ということでございましたが、実際200万円ということで、どれぐらいの御利用者にとって持ち出しになるのかなというところが教えていただきたいんですけども。ぜひ、まだセットバックできていない世帯の方々が利用してみたいというふうに、そういう動機が必要かと思しますので、どのように推進されるのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 細街路の拡幅奨励については、ちょっとここに記載はないんですが、一応200万円を上限とさせていただきたいと今は考えているところでございます。というのはやっぱり極端に広い敷地の場合、全てというのはなかなか困難かなというのがありまして、一応1件当たりは200万円程度。ただ、一般的な小規模な住宅であれば十分、10平方メートルも下がるということは一般的に想像しづらくて、この程度で十分なのかなと。

あと、後退に関しては、例えば後退した後の道路整備に関しても区のほうで道路工事はさせていただきますので、道路として整備することに対してはほとんど、住民の方への負担というのはほぼないかなと思っています。ただ、最初に中心協議をしていただくときに一定程度、測量等は必要になりますので、その辺が少し申請者側の方に御協力いただく必要があるんですけど、一般的には大体、建て替えとともにこういった建物、道路も下がることが多いので、そんなに大きな、建物建てる際は通常測量したりしますので、そういった意味ではそんなに大きな負担ではないのかなというふうに考えています。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ぜひ推進していただきたいと思いますので、私も地域で推進をしてまいりたいと思います。

木密エリアなど、大塚5丁目が、特に新大塚駅をちょっと降りたところあたりですね。少し木密がかなり多いんですけども、なかなか進んでないという状況かなというふうに思っていますが、一方ですら、こうした個別の取組もありますが、ある程度、その地域の住民の皆様のお意見がまとまれば共同化といったやり方もあるかなと思うんですけど、そうした取組については区としてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 不燃化特区という形で大塚5、6丁目はここ5年ほどですね、地域のほうに入って、やっぱり建て替えができない無接道って言われる敷地というのが結構あるというのは把握しておりまして、そういった方々を中心にアンケート、それから意見を聞いたりしてですね、例えばお隣の方と一緒に共同化できないでしょうかとか、そういったことはいかがでしょうかみたいなことの御提案はここ数年、続けてきたところでございます。

ただ、残念ながら実績に上がるのところまではまだ至ってないんですが、そういった種はまいたという形にはなってきたところで、さらに今年度になってから建て替えハンドブックみたいな形で、大塚5、6丁目の方々にはですね、そういったいろんな制度とか、共同化のメリットなどを説明したような資料もお送りしておりまして、今後少しでもそういった動きがあればですね、区としてもできる限りそれに後押しできるようなことはしていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。これまでも提案もされてきたということでしたが、そうですね、私も地域でお話をしていきたいと思いますが実際できないという課題があり、また一方で裏はもう空き地になったとかですね、あります。そういう意味では地域住民の方がよく相談していくということも重要ななと思いますので、引き続きですね、寄り添って推進をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。以上です。

○松平委員長 ほか御質疑。

豪一委員。

○豪一委員 今、宮本委員からも出ましたけど、細街路のこの奨励、ありがとうございます。今の答弁にもあったんですけどね、200万上限、大体妥当だと思うんですよ。それは土地付建物所有者の一般的な方だと、セットバックって大体1メートルもないじゃないですか。それで間口10メートルというとかかなり大きな家になってくるので、一般的にはそう思うんですけれども、例えば根津、千駄木なんてお寺だとか、大きい地主さんが多いんですよ。

例えば皆さんにも分かりやすく言うと、その地主さんは1,000坪ぐらい持っています。そこを宅地として借地権で20世帯の人にね、50戸、分けていますっていった場合に、この細街路の拡幅奨励金というのは地主さんに入るわけじゃないですか。その地主さんは、何だ、1,000坪持っているわけだから当然、上限200万というふうに考えるべきなのか、それとも

50件あるから50件掛ける上限200万もらえるのかという考えるべきなのかという、その辺のちょっと質問と対策。

対策はなぜかという、例えば20坪の借地権持っている方が建物を建て替えたときに借地の契約で20坪のままなんです。文京区に区道で提供しても、提供した例えば5平方メートルとか、そういった部分が借地料から毎月の地代から減るわけじゃなくて、地代は20坪のまま払ったまま道路提供だけするから、借地って結構その辺が不利になる場合が多いんだけど、せっかくセットバックしたのに今回の奨励金が地主さんに入るのかと。地主さん、地推するから、借地の地主さんとしては、そんなセットバックのことを知らない場合が多いと。そういった場合の手続とかの周知とかもどうするのか。その辺が、これだけじゃちょっとよく分からないので御説明いただければと、まず、それをお願いします。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 そうですね。まず、大規模な地主さんが土地を貸して借地権で建物を建ててる場合なんですけど、ちょっと我々の想定としては基本的に一つの敷地、建築物の例えば確認申請を取る一つの敷地に対して、通常は何ていうんですかね、中心協議をしていただいて下がるというケースがほとんどでございますので、その場合は1件1件ごとにですね、上限200万円というんですかね。平方メートル当たり20万円での交付をしたいとは考えております。

ただ、御指摘のようにですね、その場合は借地されている方ではなくて地主さんに申請していただいて、どうしても道路の権利の部分に関わりますので、我々としては、そちらの方の申請が、一般的には連名で出していただくようなケースが多いんですけど、借地されている方と地主さんと一緒に申請していただくか、地主さんだけでも結構なんですけど、そういった申請の手続になるのが一般的かなと思っております。

その後、道路になった部分に関する借地料に関してなんですけど、ちょっとこれはある意味、お互いの契約の話なんでなかなか難しいところはありますが、ちょっと我々の担当レベルでも少し現場の状況を聞いたところ、一般的にはなんですけど、借地の場合でも道路の部分は抜いているケースが結構多いというふうには聞いているので、実際に借地として利用される部分に対しての借地料を、何ですか、契約の中でやっているというケースはあると聞いていますので、その辺、ちょっと現状、全てを把握しているわけじゃないですけど、そういったケースは多々あるというふうには聞いております。

こういった制度についてもですね、もともとの地主さんに対しても周知はやっぱり必要か

などは思っています、大規模な地主さんがあるような地域、根津とか千駄木で一部そういうところがあるんですが、そういったところにはですね、これまでもこういった事業を始めるということについては、実は事前に周知はさせていただいていますので、何とかまちづくり、燃えない、燃え広がらないまちづくりに協力していただきたいということで区からもお願いをしているところでございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 ありがとうございます。実際ね、根津、千駄木はそういった、当然といえば当然なんだけど、道路提供した部分の途中を差し引いていただける地主さんじゃない地主さんというのがいらっしゃるんですよ。また、そういう方が物すごくたくさん土地を持っていらっしゃるんですよ、できれば例えば奨励金を払う条件としてね、道路提供部分は借地人から地代を取らないようにというのをお願いをしてもらおうとかね。そういうのを条件に支払うとか、そういうのは可能だとは思って、そういうのをちょっと考えていただければ、借地人さんも喜んで道路提供する方が増えるのかなと思うので。

なんで、当然、ほら、借地人からすればさ、地代は減るってことはうれしいことだから、そういうことを行政もちょっと協力してもらおうとお互いにウィン・ウィンで拡幅、そんなに年間何十本もできるわけじゃないかもしれないけど、1人でも多く増えるということを考えてるといいんじゃないかなというふうに思います。

あと、重ねてなんですけどもう一つだけ。やっぱりこういった奨励金だとかも、さっきの耐震改修だとか環境性能とかも含めて、住宅に関わるもののガイドブック1冊みたいな、また余計な仕事を増やしてくれて困るみたいにおかれて、本当に言うのもちょっと心苦しいですけど、あると絶対ね、区民は喜ぶと思うんで、一応御提案だけさせていただきます。

以上です。

○松平委員長 ほか、御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。なし。

では、以上で報告事項6の質疑を終了いたします。

それでは続きまして、資源環境部より3件、報告事項7、文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）中間年度見直し版（案）について、報告事項8、フードシェアリングサービス事業の見直しについての説明をお願いいたします。

有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 それでは、資料第8号を御覧ください。文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）中間年度見直し版（案）について御報告いたします。

1、概要です。現行計画の計画期間である令和3年度から令和12年度の間年度において、見直し版（案）を取りまとめたので報告いたします。

2、審議会の検討経過は記載のとおりです。

3、パブリックコメントの実施結果です。2ページを御覧ください。10人の方から30件の御意見をいただきました。主にはプラスチック分別回収やリチウムイオン電池等小型充電式電池、家庭ごみ有料化などに対する御意見がありました。各御意見について区の考え方を整理するとともに、見直し版に掲載しているコラムや参考資料編に意見を反映いたしました。

1ページにお戻りいただき、4、見直し版（案）です。14ページから見直し版（案）になります。9月定例議会で中間年度見直し版（素案）について報告しましたとおり、現行計画策定時には想定していなかったプラスチック分別回収事業を計画に位置付け、事業実施に伴うごみの減量効果を考慮して、目標数値の再設定を行うなどの見直しや関係する箇所に必要事項を追記しました。

16ページを御覧ください。中ほどにコラムの目次がございます。パブコメの意見でもあったプラスチック分別回収やリチウムイオン電池、家庭ごみ有料化をはじめ、計画期間の後半においても重要と思われる項目を新たに掲載するとともに、現行計画に掲載している項目は内容を更新して掲載するなど、内容を見直しています。

また、138ページ、別紙3を御覧ください。見直し版で重要な部分を抜粋し、概要版としてまとめました。

さらに142ページ、別紙4のように、こども向け概要版を作成しました。子どもたちにも文京区が目指す循環型社会を実現するために、一人一人がどう行動していくことが大切かということを理解してもらえるよう、イラストを多く使用したり、漢字等に振り仮名を振ったりすることでできる限り分かりやすい仕様をしています。こども向け概要版は、区立小学校4年生から中学校3年生に配布いたします。

なお、2種類の概要版には、それぞれ計画本編を御覧いただけるよう区ホームページのQRコードを掲載いたします。

最後に、1ページにお戻りいただき、5今後の予定です。3月に見直し版の公表を予定しております。

報告は以上です。

続きまして、資料第9号を御覧ください。フードシェアリングサービス事業の見直しについて御報告いたします。

1、概要です。本区では、令和5年10月からフードシェアリングサービス、文京×タバスケを展開し、食品ロスの削減に取り組んできましたが、今日まで取引量は低調に推移し、活性化の兆しも見えない状況です。そこで事業を見直し、既に区内で豊富な取引実績を有し、様々な自治体とも連携しているTABETEの運営事業者と協定を締結し、さらなる食品ロスの削減に取り組むこととしました。

2、サービスの比較です。運営事業者は記載のとおりで、連携方法としては現行サービスタバスケが業者指定による委託契約であったことに対し、新サービスTABETEは協定を締結することにより区が費用を負担することなく事業を展開できます。一方で、これまで無料だった出品者の手数料が発生する仕組みとなっていますが、実績に記載のとおり、現行サービスと比較しても非常に活発な取引が行われていることから、食品ロスの削減に大きく貢献することができると考えています。

3、今後の予定です。3月に新サービスTABETEの運営事業者と協定を締結することとしています。また、現行サービスのタバスケは今年度末をもって終了します。そして次年度からはTABETEのキャンペーンの実施等も含め、運営事業者と連携し、サービスの周知を図りながら食品ロスの削減に取り組んでまいります。

報告は以上です。

○松平委員長 ありがとうございます。

次に報告事項9、小石川地方合同庁舎（仮称）竣工に伴う文京清掃事務所の移転・統合についての説明をお願いいたします。

石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 それでは資料10号を御覧ください。小石川地方合同庁舎竣工に伴う文京清掃事務所の移転・統合についての御報告となります。文京清掃事務所本所及び本郷分室は本年3月、現在建設中の小石川地方合同庁舎に移転し、事業運営を統合いたします。

移転・統合する施設は記載のとおりとなります。

移転先になりますが、後楽公園近く、東京都の労働局の建物があった跡地となりまして、小石川税務署、後楽幼稚園などとの合築となっております。

今後のスケジュールですけれども、2月末に建物が竣工、その後、引渡し後工事や初度調弁の搬入を経て3月22日に本所、3月29日に本郷分室と2週に分けて機能移転を行い、それぞれ、その翌日から新庁舎での業務開始となります。

2ページを御覧ください。清掃事務所の平面図になります。1階に清掃事務所の事務室と

会議室、地下1階が作業の職員が使用するスペースとなり、休憩室、乾燥室、更衣室などがあります。このほかに、地下2階に清掃事務所の連絡車や、ふれあい車の駐車場を御用意いただいています。

そのほかになります。文京区では、ごみや資源の中間処理施設までの距離があることから、効率的な運営収集運搬のため中継所が必要になりますが、新庁舎には中継を行う場所がございません。このため、現在、各清掃事務所の敷地において行っている中継作業について、本郷分室で行っている中継作業を現本所敷地に統合するとともに、様々な課題に対応するため、現本所においては建物を解体の上、当面の間、中継作業を継続して行います。

なお、本所及び本郷分室の今後の活用方法等につきましては、引き続き庁内で検討をしてみたいと思います。

報告は以上となります。

○松平委員長 ありがとうございます。

（発言する人あり）

○松平委員長 分かりました。では、そういう御意見も多くございますので、では一旦、3時になりますので休憩にしたいと思います。

午後 2時59分 休憩

午後 3時28分 再開

○松平委員長 それでは、時間前ではありますが、おそろいですので、建設委員会を再開いたします。

報告事項7、文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）中間年度見直し版（案）についての質疑に移ります。

御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

では、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今回パブコメをやっていただきましてありがとうございます。御報告ありがとうございます。

今回、バリアフリー基本構想の改定のときはですね、子ども向けの動画を作成して視聴してもらって意見、感想をいただいていたという、よい取組だったなと思うんですけども、こういう取組も今回のこのモノ・プラン文京の見直しでやったらどうかと思うんですけども、いかがでしょうかということとですね。

あともう1個ですね、パブリックコメントの中の2番、4番、10番あたりですね。今回

の御意見の中ではリチウムイオン電池に関するお声がありました。拝見すると、まだ区の取組についてよく御存じない場合もあるようだなというふうに思いました。区が、そうしたりリチウムイオン電池の受付もしているということを知っている方もですね、ある意味、まだいつでも持っていけるんじゃないかというふうに考えていらっしゃって、危険性の認識も弱い場合もあるのではないかなというふうに思いますので、やはりまずは周知をしっかりとやっていただくことが必要なのかなというふうに思いましたが、2点お伺いしたいと思います。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 まず、第1点目の説明会、子ども向けの動画をつくってはいかがかという御質問ですが、この中間年度見直しですので、今回はエコリサイクルフェアの際にパネル展示型の説明会というのを行いまして、そこで3件の御意見をいただいているところです。中間年度見直しですので今回はそういった動画等は作成していませんが、次5年後のですね、改定の際にはそういったことも検討していきたいというふうに考えています。

また、リチウムイオン電池につきましては今、委員おっしゃいますように、いまだ区で回収しないのかといったようなことも、問合せされる方もいらっしゃるような現状がございますので、危険性はもとより、区でもしっかりと回収をしているんだということも併せて周知徹底していきたいというふうに考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。子ども向けの動画といったようなものは次の改定のときですね、やるというようなことでいいかと思しますので、よろしくお願いします。

また、リチウムイオン電池についての回収をしている、受け付けているという周知もしっかりとしていただきたいと思しますので、お願いいたします。

パブリックコメントの21のところですね、ごみ出しのルールについて徹底されていないのではないかという御意見があって、対応の強化が必要ではないかというふうに言われていました。私もこの点については継続して地域住民の皆様からお声をいただいています、区としては現在、ふれあい班の皆様が一生懸命、個別に対応していただいています大変に感謝しています。今回ふれあい班についてはコラム16でも紹介していただいています、これは大変にいいことだなというふうに思っています。そちらを拝見すると相談対応件数も増えているということで、本当に一生懸命やっただいただいていると思えました。

このふれあい班の方が一生懸命やっただいただいているんですけども、なかなかルールを守らないケースが繰り返されているというような場合もあるのではないかなというふうに思う

んですね。そうした場合、現在は改善命令ということである意味、指導ということで、個別対応していただいていると思うんですけども、今後、改善をさらに高めるためには、さらなる措置の強化が必要になるということも検討してはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○松平委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 集積所の件でございますけどもルール違反、それから集積所の管理に御協力いただけない集積所が多くあるというのは認識しております。現在ですね、委員おっしゃったとおり、ルール違反ごみについては、ふれあい指導班が対応しまして、ごみの内容を確認して排出者が分かった場合は、そのお宅まで伺って指導してお返しをするということをやっております。現状ではその後ですね、継続して出るというケースはあまりないので、新たなルール違反ごみが出たときに訪問をして指導をして、改めていただくというような活動をしておりまして、現状でそれ以上継続して行われているところについては、ふれあい班が常時巡回で回っておりまして、見つけたごとに対応する、指導する対応をしておりますので、現状ではその対応になるかと思えます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。ふれあい班の皆様、引き続きよろしくお願ひします。

今回、P80 のところで集積所が地域住民の皆様のボランティアで成り立っているということを紹介していただいております、今回初めて入ったなというふうに思いましたが、ルールを区民の皆様に遵守していただくためにもこうした実態、ボランティアで成り立っているといったことをですね、区民の皆様に広く理解をしていただく必要があるかと思えますので、この点についてはしっかり周知をしていただきたいと思いますと思えますが、いかがでしょうか。

○松平委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 先ほども少しお話ししましたがけれども、集積所の管理に御協力いただきづらい状況になっている、また、高齢化でなかなか管理ができないというお話は清掃事務所のほうでも伺っております。管理についてですね、今回このプランのほうでコラムに載せていただいて、この周知を通じて皆さんに知っていただければなというのも一つ手としてやっているところです。

今ですね、広報戦略課と相談をいたしまして、集積所の管理についての啓発の動画を作成しようという方向で話を進めておりまして、ちょっと先になってしまいますけれども、年度

明けには公開できるかなというところで話を進めておりますので、そちら等、出来上がったら、CATVでの放送以外でも様々な場面で活用しながら、集積所の管理について御協力をお願いしていきたいと思っております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。広報戦略課のほうで動画をつくって啓発をするということで、大変にありがたいと思います。地域住民の皆様の高齢化や共働きで、なかなか担い手が減ってきてですね、お困りの状況で、やはりそういったルール違反があることで非常に悲しい思いをされたり、大変な思いをされたりしていますので、区がそうやってですね、積極的に皆さんに周知をしていただくことは、非常に皆さんにとっても評価していただけることかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

最後に、パブリックコメントの30のところにリユースについての御意見をいただきました。区では様々、子ども子ども服の頒布会とかですね、様々なリユースの取組も継続して行っただけでございまして、反響も大きいというふうにお伺いをしておりましたので、ぜひ推進をしていただきたいと思います。

一方で、区立の中学校の制服を利用、リユースをする取組もあつて学校にも紹介していただいているようですけども、まだ周知が進んでいないというふうに思ひますが、この点について何か工夫をしていただきたいと思いますと思ひますが、いかがでしょうか。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 学生服のリースにつきましては区内でもやっっている業者さんがいらっしゃるんですけど、リサイクル協力店というところにも御協力をいただいています。そういった方からの御協力もあつて中学校の校長会ですとか、そういったところでも周知を図っているところですが、なかなか学校特有の理由等あつてですね、なかなか浸透していっないというような状況がございまして。

そこでリサイクル清掃課としましては、毎回、ごみダイエツト通信というものを出しているんですけど、これはちょっと小さいものですが、これのですね、3面、見開き、1枚目の3面のこの右下のところちょっと記事は小さいんですけど、子ども服の窓口回収を始めるということと併せて、学生服のリユースについても協力をしてくださいということを周知発信していきます。また、このごみダイエツト通信については小学生、小学校の4年生から中学校3年生まで戸別に配布をさせていただきますので、よりお子さんから御家庭に周知していっっているということで、より周知することの効果が高いのではないかと思ひますので、今

後に期待していきたいなというふうに思っているところです。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。ごみダイエット通信に記載、紹介をしていただけるということで期待をしております。このリサイクル協力店の皆様、一生懸命やったださってまして、なかなか本当に志としてですね、子どもたち、その保護者のために力になりたいというふうにしつかりしたお気持ちでいらっしゃるというふうに私、お伺いしましたので、ぜひですね、周知啓発を進めていただいて、このリユース、学生服のリユースが進めるように引き続き応援をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。今回の中間見直しで、もちろんプラのプラごみの話が入ったっていうのは一番大きいと思うんですけど、でも、もう一つパブリックコメントにもありましたけども、リチウムイオン電池等の回収やっていますよという話も結構重要なんだろうなというふうに思っております。

このパブコメのところだけじゃなくて、このコラムのところにも書いてあるんですけど、2025年3月からJBR C対象の小型充電式電池の回収を始めましたで、かつ、区内在住者の家庭から出たものに限りJBR C回収対象外の破損、膨張したリチウムイオン電池などの小型充電式電池等々も併せて回収していますというふうに、このJBR Cというのに対応しているか、してないかというのを分けて書いてあると思うんですけど、そもそもこれ、どういう枠組みなのかということをちょっと教えていただきたいなど。

区として、それを、それぞれを回収した後のルートみたいなものも違いがあるのかなと思うんですけど、その辺りもちょっと伺いたいというのと、多分恐らくこのJBR C対象外のものは区内在住者の家庭から出たものに限りというふうに書いてあって、恐らく大体持ち込んでくる人は区内在住者であるとは思いますが、実際、今のところの回収状況というのはほとんどのところが区民の方なのかどうかという、そこの状況も伺いたいんですけども。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 まず、充電式電池につきましては、例えば大手のダイソンであったりとか、ほかの東芝とかですね、そういう一流メーカーに限るわけではないんですが、そういうメーカーがJBR Cという団体に加入しているかどうか、まず一つあります。そ

のJBR Cに加盟しているメーカーがつくっている充電式電池で、なおかつ膨らんだり破損したりしていないものについては、JBR Cというところが回収をさせていただいているという状況です。

また、JBR Cに加盟していないメーカーがつくった電池につきましては、JBR Cは回収をしてくれないので、区のほうで独自に回収をして、今は事業者のほうに売却できる事業者の方に売却をしているという状況です。集まった電池の中でJBR Cに回収を依頼できるものにつきましてはJBR Cに回収を依頼しておりまして、JBR Cが回収できないもの、また、回収できないもの、膨らんでいたり破損したり、団体に属していないものについては売却を全てしているという状況です。

また、区内在住者の家庭から出たものに限りということですが、カウンターに窓口にお持ちいただいた方に、特に身分証とか、そういったものを御提示いただいているわけではありませぬので、全員が在住者かどうかということは、確認はしておりませぬ。ただし、あまりにも大量に同じような電柱をお持ちいただいた方に限りです、事業者さんの可能性があるもので、どういったことでお持ちいただきましたかと、事業者さんではありませぬかみたいなことの確認はさせていただいております。あくまでも家庭から出た電池を対象として回収しているという状況でございます。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。大変よく分かりました。

ちなみに、そこまで厳密に在住者かどうか、確認してないというお話もありましたけれども、ただ、一応売却できるというところでは区としての何というか、いっぱいね、持ってこられたら持ってこられるほど、コストがかかるという感じにはなっていないところもあって、そんなに今のところは厳密に、そのチェックはしなくても大丈夫ということになっているのかなというふうにちょっと推測したのが1個あるんですけど、それと、そもそもだから区内在住者に限っているというのは、何かそこは、理由はあるんですかというのか、だから一応やっぱり売れるんですよ、というところなんです。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 今です、国から各自治体で小型充電式電池については回収をしろということが通達されておりますので、区としても回収をしているという状況ですが、できる限り各自治体で回収をしているということがあるので、お住まいの自治体の排出の仕方に基づいて排出をしていただければ、よりありがたいなというところではあります。売れる

ものではありますが、そこまでまだ高いものではございませんので、それほどですね、歳入があるような状況ではないということと。

区としても回収はしていますが、決して安全なものではないので、あまり大量に持っていたくないというのは気持ちとしてはあるんですけど、できる限り安全な状態で、絶縁テープを受け取った後、しっかりと張りつけたりとか、ベール缶というものに入れたり、あとは万が一、発火した際にはすぐ消化できるような消火設備を整えておいたりとかということで、しっかりと安全対策を行った上で今現在、保管しているような状況ですので、区内にお住まいでない方は、そのお住まいの自治体のルールに従ってお出しただけると非常にありがたいというところではございます。

○松平委員長 では、板倉委員。

○板倉委員 せんだって私、代表一般質問でごみの減量、特に生ごみの減量のことでお聞きをしました。ここにも書いてあるとおり、家庭から出る可燃ごみの3分の1が生ごみで、水分量が約80%、80から90%が水分だというふうに言われていて、これらが燃えるごみのところに出される、出して処分するには大量のやっぱりエネルギーが必要になるということで、そのやっぱり生ごみをどうやって減らすかということは、これからのごみ減量のやっぱりかなり中心的なというかね、そういうあれになっていくというふうに私は考えて、せんだって申し質問をさせていただいたんですけども。

このコラムという出ている、コラムのところの、ここには家庭用生ごみ処理機等購入費補助金、ホームページということで、ホームページに飛ぶというふうになっているんですけども、この生ごみ処理機なんですけど、コンポストと生ごみ処理機と別々になっているんですけど、予算としては毎年金額、配分というか、じゃなくて、予算は予算、一つの予算ということで、どちらかを選んでいただくということになるのかなというふうに思うんですけど、令和4年、5年は予算が60万で、6年、7年については300万ということで5倍に引き上げたわけですけども。

見ていますと、このホームページ見ていると4月から事業が始まるのかな。4月から。申込み期間は今年だと5月13日から9月30日までというふうになっているんですけども、もう9月30日で申込みがいっぱいになったというふうに聞いているんですけども、そうなんですかということと、予算を超えたとしても、やっぱり申込みがあつて、その方々というのはやっぱり、ごみをどうやって減らしていきたいかという、やっぱり意識ある方々が申し込んでいると思うので、予算になったからやめますということではない対応をやっぱりす

べきだ。ここにも、こういう感じで書いてあるわけですから、ぜひそこは予算を超えたとしてもやっていただきたいというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 こちらの生ごみ処理機については、生ごみ処理機とコンポスト合わせて300万と、予算の中でやっています、9月30日でほぼほぼ、ほぼほぼといいますか、9月30日で300万という予算に達している状況です。今、超えてもというお話でしたが、どこまで超えていいかという上限というのが決められませんので、今はもう300万というのは頭打ちで考えておりますし、また9月でという、9月でなぜ締切りにしているかということですけど、これにつきましては一定使っていただいて、その効果ですとか、そういったことを区からのアンケートにも答えていただくと、それを年度内に答えていただくということが条件に補助金を出しているということですので、そこを考えますと9月30日までがいっぱいいっぱいの期限かなということの設定させていただいているところです。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 さっきも言いましたけれども、やっぱり生ごみをどうやって減らしていきたいかという意識を持っている方々が取り組んでいる方が多いというふうに、私は思っているんですけども、だとしたら、この予算をね、頭打ちというか、するのではなくて、予算額をやっぱり増やしていくべきだというふうに思うんですけども、来年度もこの金額で行くんですか。締め切った後に申込みというような方もいらっしゃるのでしょうか。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 令和8年度も300万の予算で現在、計上しているところです。

また、締め切り後にですね、来られる方というのも4年度、5年度は60万の予算でしたので、募集を開始してもう6月の下旬ぐらいにはいっぱいになっていた状況でした。ですので、締め切った後に申込みをしたいんだけどというお問合せをいただくことは今もあったんですが、6年度、7年度につきましては、やはり9月末までやっているということもありまして、そういったお問合せはいただいていないと思っております。

○松平委員長 板倉委員。板倉委員、マイクをお願いいたします。

○板倉委員 したけれども、やっぱりこの辺はもう倍ぐらい予算組んでも私はいいいというふうに思います。今、生ごみリサイクルに取り組んでいる団体とかがいっぱいまして、このまま燃えるごみで出していけば、当然さっきも言ったようにエネルギーを使っていかなきゃいけないことですし、それがまた処分場のところに持っていくという、そこを減らしていくと

いうことが必要ですから、ぜひここは区として、生ごみは堆肥になって循環を、循環というか、ほとんどそこに微生物が生まれて土のリサイクルにも土壌改良にもなっていくという、そういう科学的なそういうのもあるわけですから、やっぱり循環型社会ということでしたときに、それによって有機農業も促進できるという大きい流れをつくっていくことができるわけですから、やっぱり生ごみは本当に大切な資源だということの中でやっていただきたいと思いますということで、この増額もぜひお願いをしたいということと。

先ほどお聞きをしたのは集積所の管理ということでの報告というか、お答えがあったんですが、この集積場の管理というのは燃えるごみ、プラスチック、資源ごみ、全部のことを言っているんですか。私たち、この間、ずっと要求していたのは資源のビン、缶、ペットボトル、その回収について、お隣の区と同じような形で区民が手を出さなくてもやっていただきたいという、そういう要望を決算審査特別委員会でも要求しましたけれども、来年度については啓発というだけの形なんですか。実際に回収を清掃事業者でやるという、そういうことではないということなんですか。ちょっとそこ、改めてお聞きをします。

○松平委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 先ほどのお話はですね、コンテナの話だけではなく、集積所の管理がなかなか難しくなっているという中での御答弁でした。今、お問合せのコンテナに関しましては、今、委託事業者とも検討を進めているところですけども、なかなか課題もあったりして簡単にできるような状況ではないというのが分かっております。

他区の状況を確認しましても、コンテナの配布をしているんだけど、また、それはそれで苦情につながっているというケースもあるというふうに聞いておまして、様々課題があるなと思っておりますので、来年度については、この部分については、予算計上はしてないところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 これ、私たちだけではなくて、ほかの会派からもそういう要求も出ているので来年度は実現の方向ではないようですが、引き続き、これについては、やっぱりこれからもっと高齢者、増えていくわけですから、そういう点では、ぜひお隣の区がやっているような形で住民の方の負担がなくなるようにしていただきたいということを、これは改めて要望をしておきたいと思います。

以上です。

○松平委員長 木幡資源環境部長。

○木幡資源環境部長 今、様々な意見いただいたんですけれども、今回、環境関係の施策もそうなんですけれども、確かに需要はあります。我々も、その一方では財源にも限りがあるというところがあります。ですので、その辺は大所高所に立ってですね、全体を見ながらどういう形で対応していくのかということですね、していかなければならないのかなど。繰り返しますが、やはり財源には限りがあるというところも一方では踏まえながらですね、環境政策のほう、施策として進めていきたいと考えております。

以上です。

○松平委員長 それでは品田副委員長。

○品田副委員長 ごみ出しのルールについてなんですけど、私も生活者ですから毎日、資源ごみや燃えるごみ含めて毎日出して、本当に感謝して、収集運搬も含めて処理に感謝しているんですけど、結構、完全にごみ出しルール分かってるかなって自負していたんですけど、最近ちょっと違ったなということが一つありまして。使い捨てカイロが不燃ごみなんですけど、よくよく調べると、ちゃんと透明な袋に入れて出ささいというところまでちょっと知らなくて、最近学習したという感じで、なかなか知っていたつもりが分からないということもあるというふうに思っていて、分別。知らなかった？ 知らないでしょ。みんな、可燃ごみで出しているでしょうって、うちの会派でも言っていたんですけど。不燃ごみでちゃんと透明な袋に入れて出すというのが文京区のルールですよ。ということで学んでください。

それで、なかなかね、分かっていると、何か一応調べたりするの大変で、ほかの自治体でやっていることなんですけど、例えば水筒に写真を撮って、あれですかね、チャットボットでやるんですかね。そうすると、どういう形で出ささいという形を御指導いただけるようなことをやっているんですけども、ぜひ文京区でもですね、写真を映像にして送ると教えてくれるという簡単な方法をやりたいと思いますが、まず、いかがでしょうかというのが一つ。

それからページで言うと 77 ページ、私がいつも言っている雑紙というか、紙、ごみになっていることが結構あって。うちはちゃんと、もちろんちゃんと分けているんですけども、プラスチック分別ごみと同じようにやはりちゃんとびしっと啓発をすると紙ごみでも、ごみにならないで資源になるということを、もう少し啓発したほうがいいのかなというふうに、すごく啓発したほうがいいのかなと思っています。

紙の中でも普通のこういう紙ならいいんですけど、例えば包装紙で、ちょっと金箔が、金箔とか銀箔とか、ちょっと金色とか銀色になっていると駄目だとか、結構細かいことまで知

らされないのごみに混じってしまうのかなというふうに思ったりもして、啓発について。あと衣類は下で回収していますけれども、衣類についてももっと啓発したほうがいいのかなと思っているんで、その点だけお願いします。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 今もチャットボットで24時間365日、AIが御回答するというものはやっているんですけど、先ほど多分、副委員長言われたのは江東区の例かと思いますが、文京区でもですね、この4月1日から、生成AIを活用した文京ごみナビというものを開始する予定であります。

そこですと今、副委員長おっしゃられたような画像を撮って検索ができたり、捨て方の検索ができたり、あとは今までですと例えばセロハンテープ、セロファンテープとかですね、文字の揺れというようなもので100%一致しないと僕、分からないよ、みたいな回答になっていたんですけど、それがそういった揺れにも対応するというので、今まで以上に使い勝手はよくなるのかなというものがありますから、その辺はぜひ御期待いただきたいというふうに思っています。

あと、雑紙につきましても、確かにおっしゃいますようにどんなものでも紙なら雑紙で出せるかという、ちょっと表面が、何というんでしょう、ビニールっぽくコーティングされているものであったりとか、ティッシュの箱みたいに引き出すところにビニールがついていたりとか、ああいうのは取っていただく必要があるんですけど、それ以外にも例えば靴を買ったときに中に詰めてある、バックを買ったときにバックの周りに緩衝材として巻いてあるような紙、ああいったものはですね、紙として回収できないというようなことがありますから、そういった、どういうものが回収できて、どういうものが回収できないのかということも改めて、区民の方に対して周知をしていきたいというふうに思います。

また、衣類につきましては今も拠点ですと、回収をさせていただいていて大変多くの衣類が出てきてはいる状況なんですけど、今、イベントを、ステージエコを年間5回やっているんですけど、その中でも別の区内で繊維to繊維とか、区内でリサイクルしたり、リサイクルできないものは繊維から繊維に戻して、またTシャツなりにするというような取組をやっている事業者を招いて、そこで衣類などを回収したりということもやっていますし。

また、先ほど宮本委員からもちょっと出ましたけど、学生服ではないんですが子ども服の無料頒布会というのを文京区では今、年2回やっているんですね。大変御好評いただいているんですけど、どうしても子ども服を集めていたのが今は、今までは区立保育園だけだった

んですけど、無料頒布会に来ていただける方から集めてはくれないのかと。前は取替えっこというのをやっていて、持ってきたらその分、持って帰れるみたいな、そういうことだったんじゃないのというようなお問合せがありまして、取替えっこをやるとなかなか難しいので、これまでやってこなかったんですが、今後はイベントでも子ども服を回収しますし、リサイクル清掃課窓口で常に子ども服の回収を行っていくということを次年度から始めていこうかということで検討しているところです。この取組につきましては、子ども服の常時回収につきましては23区で初かなというところではあります。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 ありがとうございます。いろいろと聞くと進んでいるのがよく分かりますけど、やはり、ごみ処理にはお金がかかるというところをね、強調していただいて、皆さんの分別によって資源として再利用されたりとかするということをね、分かっているんだけど、さっきの例じゃないですけど、ちょっとどうしたらいいのか分からないようなところも映像で見せると答えてくれるというようなところで、また、分別が進むのかなと思いますのでありがとうございます。

それから紙、紙というか、雑紙というところ、紙のリサイクルと服のリサイクルについては進んでいるところがよく分かりましたので、また、さらに御検討いただいて推進していただけるようお願いいたします。

以上です。

○松平委員長 以上で、報告事項7の質疑を終了いたします。

次に報告事項8、フードシェアリングサービス事業の見直しについての質疑に移ります。

御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

豪一委員。

○豪一委員 タベスケからTABETEに今回変更されたということで、何がおかしいか、分からんけど。令和5年10月から3年間でね、ということでやるつもりだったのが、今回早めに3年間たたないところでの判断ということで、私も所管から話を聞いたりですね、自分でも昨日の夜ですね、タベスケとTABETEの、いろいろと内容を教えていただいた、携帯である後、いろいろ調べたら、やはりタベスケのほうがやっぱり見やすいし、やっぱり実際にお客さんのニーズもあってフードシェアリングでは、ごめんなさい。まだちょっと頭の中が慣れてないんで。TABETEのほうがね、やっぱりすごい実用性があるんだなということを感じました。

その中で非常にこういう早めなフードシェアリングの、何というんですかね、実績を出すための早めの移行の取組ということで非常に評価しとるんですけども、いろいろな、ほかにも競合企業がある中でT A B E T Eをですね、選択したきっかけと、あと今後、今、タベスケのほうで登録していただいた区内の店舗だとか、そういった例えば商連、分商連なんかもそうですけど、そうしたところ移行の、何ですかね、お声がけ、周知みたいなものを今後どういうふうにするのか、ちょっと教えてください。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 やはりT A B E T Eを選択したきっかけとしましては、やはり全国でシェアがナンバーワンであるということと非常に活発な取引が行われていると。活発な取引が行われるということは、それだけ食品ロスが削減しているということですので、これは変えない手はないなというところではあります。

このきっかけとしては、やはり文京区がこれまで行ってきた文教×タベスケにつきましては、区が運営事業者と委託契約をして、それでそのシステムを借りることによって運営をしていたわけですが、どうしても周知啓発というのが、事業者が行わないで基本、区がやっている。なかなか自治体が初めて業者と契約をしてそのシステムが使えるので、23区でもやっているところが板橋とですね、あともう1箇所がちょっと忘れてしまったんですけど、もう1か所あるんです。

結局、近隣区では全然やっていなくてですね、見ていただいても本当に品物も出てこないですし、ちょっとどこか別の区に行っても、なかなかタベスケを使えるきっかけがないということで、お金を年間53万円ぐらい払っているんですけど、ほとんど食ロスに、食ロス削減につながってないなという現実がありましたので、そこでやはり、区としては今まで何もしていなくても文京区内でもう既に30店舗以上の登録があって、10倍、20倍とかという出品数、さらに200倍を超えるぐらいの取引量があるという事業所に今回、ちょっと言い方悪いですけど、乗り換えるという状況になっております。

また、タベスケをこれまで使っていたいた店舗さんにつきましては、中にはタベスケとT A B E T Eと両方御利用されている区内店舗さんもいらっしゃるんですけど、タベスケだけに入られていた店舗、又は両方とも使っていなかった、今度初めて使うよという店舗につきましては、通常、T A B E T Eを最初に利用するときには紹介手数料として1万円取られます。さらに取引が成立したときには、その取引の金額の30%を事業者店舗側がお支払いするというようなシステムになっているんですけど、今までタベスケに入っていた、今

までT A B E T Eを使っていなかった事業者さんが4月から5月 31 日までの間にT A B E T Eに入っていただけの場合には、初回の手数料1万円と取引で生じた 30%の事業者への支払いというのをなしにするといえますか、そこが無料になるというのが、キャンペーンとして打ち出していきたいというふうに思っているところです。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 非常に楽しみにしています。4月からキャンペーンが5月 30 日まで今、説明いただいた初回登録料1万円と成立時の 30%ですね。この分が区の負担ということで、非常に次回の報告を、次回としても当分、先になると思いますけど、T A B E T Eのほうはかなり普及ができるんじゃないかと思って期待していますので頑張ってください。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 今、委員が、区が負担というふうにおっしゃったかと思うんですけど、区は負担をしなくて事業者のほうで持っていただく、はい。

○松平委員長 では、よろしいですか。御質疑。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今、豪一委員の質疑でよく分かりました。公明党としても今回、思い切って見直しをすることには賛同いたします。

ちょっとお聞きしたいのは、このT A B E T Eさんは登録料もかかるし、販売価格の30%も取られちゃうんですけど、これはなぜ、こんなに利用するお店が多いのかなということと、逆にタベスケさんのほうは無料だったんですけども、全然進まなかったという、この違いが何なのかなということをお伺いしたいんです。

それで既に、それが質問1点と、既に文京区内T A B E T Eさん利用されているお店も多いということなんですけども、わざわざこれ、文京区が協定を結ぶメリットみたいなのがあるんでしょうかね。その辺もお伺いしたいと思います。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 まず、先ほども申しましたが、やはりT A B E T Eがこういったフードシェアリングサービスを行っていた第一人者であるということと、タベスケが、決済方法が、決済方法といえますか、タベスケに出てきた商品を消費者はアプリ上で予約をすることはできるんですけど、支払いはその場でできないんです。支払いするためには、お店に行って商品と交換で、お店に行って買う、普通に買うイメージなんですけど、お店に行ってお支払いするということなので、万が一、予約はしたものの、お客さんが来ないってなると、

お店側は結局、食ロスも発生させてしまいますし、お金も損してしまうような状況があります。

ただ、それに対してT A B E T Eはアプリ上で事前に決裁ができますので、お店側も取りっぱぐれがないといえますか、先にお金をもらっているのが最悪、食ロスを出してしまう結果になるかもしれないですけど、そういったメリットがあるということで非常に伸びているのかなど。

あとですね、利用者側もそうですし、店舗側もそうなんですけど、T A B E T Eの場合だどれだけ買ったかに応じて利用者側は次、買うときに50%オフ券がもらえますとか、そういうちょっとメリットがあるんです。店舗側も、どのぐらい食ロスを出さなかったかということに応じてランクが上がり、30%かかる費用を例えば20%になるとか、そういったメリットがあって、売れば売るだけ、買えば買うだけ、お互いにそういうメリットが得られるということで、T A B E T Eのほうが全国的にも広がっているというような状況かと思えます。

また、何で協定を結ぶかということなんですけど、タバスケの場合はお金を事業者に払うことで、それで初めて区内で何店舗登録したか、利用者が何人登録したかとか、食ロスがどのぐらい削減できたかという情報を得ていたわけですが、T A B E T Eについては文京区からお金を払うことがないので、そういった情報が何もしないとももらえないんですね。ですので、協定を結ぶことで、事業者からはそういった食品ロス削減効果についての情報ももらいながらも、もらいながら、事業者としてはやはり自治体の後ろ盾といえますか、そういったものも欲しいということで、協定を結んでお互いに協力しながら文京区内の食品ロス、ひいては東京、日本、そういったところの食品ロス削減に対応していきたいというところでございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 よく分かりました。ありがとうございます。いろんな工夫をされていることで、ここまで全国シェア1位になっていらっしゃるということがよく分かりましたし、また、自治体と協定を結ぶことでお墨つきといえますか、そういったことにもつながると。また、区としても情報ももらえるということでウィン・ウィンの関係なのかなというふうに思いました。

ちょっと気になったのがですね、この今回のモノ・プラン文京の参考資料の中で、アンケートでフードシェアリングサービス、マッチングサービス、御存じですかというふうに、これ知らなかった方が93.3%いらっしゃって、これはやはりT A B E T Eになってからもしっかり何らかの周知を進める必要があるのかなということも思ったのと、あと一方でですね、

そういったシェアリングサービスを利用する意向はありますかということについては、利用したいという方が54%近くいらっしゃるんですかね、という意味でもしっかり周知をしていくことで、今後このTABETEさんのこのアプリ、これ、アプリですよ、活用が進むのかなと思いますので、その点、しっかりお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 今度は失敗しないようにということではないですけど、しっかりと周知をしていきたいですし、もう既にTABETEに登録しているお店も本当に楽だとか、近くにありますので、そういったところももう御活用していただきながら、より多くのお店、区内だけではなくて本当にそこらじゅうに加盟している店舗がありますので、そういったところを使っただけののかなと思いますので、特に周知をしなくても割と浸透はしていくのかなとは思いますが、文京区としても精一杯、周知を徹底していきたいというふうに考えております。

○松平委員長 では、依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。このTABETEに変えるというのを聞いたんで私、早速登録して使ってみました。非常に使いやすいなと思ったんですけど、お店もね、近隣にもありますし。

先ほどから協定のね、結ぶ意義等々の質問出ておまして、このTABETEを選んだこと自体、別に何の異論もないんですけども、結局、協定を結ぶことによって事業者から情報を得られますよというのがあると思うんですけど、やっぱり文京区としても一応、正々堂々というか、協定を結んでいる事業者なんで、これを使ってくださいねという宣伝をしていくということによろしいのでしょうか。

あとは先ほどちょっと答弁がなかったように感じたんですけど、お店側に対する文京区としての働き掛けというか、そういうのはあるのでしょうかね。ぜひ加入してくださいみたいな、そういったところはどうなんでしょう。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 協定、そうですね、協定を結ぶことによって、やはり、ほかの同様の業者さんもいらっしゃいますけど、そこはまた違いますよということで、文京区としてはTABETEを推していますよということの周知を徹底していきたいというふうに思っています。

また今、2点目ですが、豪一委員からも言われていたことで、すみませんでした。区商連

にもですね、その辺につきましては御説明をさせていただいて、できる限り区内店舗、今まで加盟していないところには加盟させていただいて、食ロスの削減に御協力いただきたいということで周知徹底していきたいと思っております。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ちょっと重ねてというか、あれなんです、確認なんですけれども、文京区としては、もちろんね、広報活動はともかく、それ以外の事業者に払うお金とか、その他、参加希望者に対しての何か予算的な措置はなくて、4月から5月まで入ると初期手数料かかりませんよみたいなやつも業者さんが持つということで、基本にお金のやり取りみたいなものは発生しないという、そういう仕組みということでよろしいんでしょうか。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 はい、そのとおりです。区が支出するとすると周知にかかる費用ですね。チラシをつくったり、ポスターをつくったりというところ以外には費用はかからないものになっております。

○松平委員長 では、品田副委員長。

○品田副委員長 今回のサービスの移行はとてもよかったというふうに思います。私、タバスケがスタートしたときにすぐに使ってみようと思ってやったんですけど、お店が近くになくて、また思ったほど安くなって、また、受け取る時間が制限されていたりして1回も使わないで終わってしまったんですね。まさかこんな52万も払っているとは逆に思わなくて、いい判断で、今度、今、質疑があったので状況が分かりましたけれども、今度は近くにもあるし、案外、安いし、そんなに消費者が困らないということで、物価高ですからね、少しでも安く仕事終わりにね、買物に行くとかいうのもあろうと思うし、スーパーなんかはね、時間になると少し何%引きみたいなシールが張られていますけれども、スーパーじゃなくても個店でもこういったのが活用されて消費者にもお店にも食品ロスを出さないで、いい傾向だというふうに思いますので、今回の判断はとてもよかったというふうに思います。

おととい、経済課長にこの話をしたら知らなかったので、私、プリントアウトしてお渡ししておきましたので、ぜひ区長連のほうに案内してもらうように、はい、強く言ってください。

以上です。

○松平委員長 よろしいですか。いいですかね。

では、以上で報告事項8の質疑を終了いたします。

次に報告事項9、小石川地方合同庁舎（仮称）竣工に伴う文京清掃事務所の移転・統合についての御質疑をお願いいたします。

依田委員。

○依田委員 ごめんなさい、1点だけすぐ終わります。先ほど説明の中で清掃事務所の本所について、建物を解体の上、集積所として当面使うというふうにあったんですけども、というお話あったんですけど、多分そんなに多分すぐ壊すということにはなっていないのかなと思うんですが、そこら辺のスケジュールとかを教えていただければと思います。

○松平委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 こちらのほう、3月末に引っ越しをしまして、まだしばらくですね、残置の物品が残っておりますので、少なくとも令和8年度については清掃事務所で引き続き両所とも管理をさせていただいて、その間に残置物品の整理をするような形を考えております。その後の予定については現在、調整中でございますので、いつというのが今現在ではお示しはできない状態であります。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。いずれにしても建物を解体して更地にしたほうがより、何ていうか、広くなって効率的に集積所としても使えるという、そういう考えでよろしいんですか。

○松平委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 現在ですね、本所の前庭で可燃ごみ、それから粗大ごみ、それから資源ですね、の狭小路地からの引き出しごみの積替えをやっておりますけれども、かなりそれほど広くないところでやっているの、多くの車が入ってきて、誘導員を置いていますけれども危険な状況がないとは言えないという状況になります。より広くなれば余裕を持った作業ができますし、ほかにも御説明でも申し上げたとおり、清掃事業だけでも様々な課題がありますので、そちらの課題の対応のためにも全面を使わせていただくと非常に効果があるなというふうに思っております。

○松平委員長 では、板倉委員。

○板倉委員 清掃事務所が新しい建物に移転をするんですけども、今回、今のサッカー場というか、小石川グラウンドの隣と、本郷の清掃事務所の本郷分室ですか、その事務部分は全部こっちで移転ということになるんですね。そうすると今、それぞれに事務スペースがあるわけですが、広くなるというふうにはなるのかどうかということと、現在の建物について

は今、依田委員から質問がありましたので分かりました。今、事務所建物があって、そこで粗大ごみとかも来て、あそこでかなり何かプレス、プレスというか、してやっているのを私もよく見かけるんですけども、地下1階のところに文京粗大センターとかというふうに書いてあるんですが、今、粗大は全部外というか、あそこでやっているというふうに思っていたんですけど、この地下1階のこの粗大センターというのはどういう使われ方をしていくのかで聞きます。

今、建物が奥のほうに建物があって、その手前に詰所という言い方、違うかなと思うんですけど、待機している方の作業をされる方がそこで待機しているんですけども、その待機する建物については建て替えして、きれいな建物にするんでしょうかということをお聞きします。

○松平委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 まず、広さの話ですけども両所事務所部分、それから作業の職員が休憩をするスペースですね、そこについては若干両所を足したよりは狭くはなるかなとは思いますが、その辺も若干で、ほぼほぼ同じような広さになるかなというふうに認識しております。

それから粗大センターですが、こちらのほうは今、本郷分室のほうに事務室があるんですけども、街を収集に回る車ですとかの指揮所みたいなところですかね。問合せ等に対応することも含めて委託の職員がおりますので、そちらが詰める場所になっております。

それから中継場所の待機場所ですね。こちら東環の文京支部というところに先ほどの粗大センターもそうなんですが委託をしておりますので、その職員が詰めている場所になります。取壊しをして引き続き中継作業はやりますので、そのための詰所については建築する方向で考えております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 待機の建物ですけども、なかなか今風じゃない建物になっていて、多分、多分じゃなくてももちろん空調がちゃんとされていると思うんですけども、もう少し居心地のいいというか、そういうのにしていただきたいなというふうに思います。

これからというか、建物についてはさっきお聞きをして、来年度についてはまだそのままでの状況ということですが、将来的にはやっぱり建物、確か何年か前だと思うんですけども台風で雨漏りしていたときもあったりして、建物そのものがもう古くなっているんで、やっぱりそのまま使える状況というか、事務所、移るわけですから、そこが本当に粗大ごみのあれ

だとか、今の中でも結構何か、きちきちのというか、手前のところだと結構破碎しているのが飛び散りやしないかとか、やっぱり見ているとちょっと危険なというか、そういうがあるので、やっぱり広く使えるようにぜひしていただきたいというふうに思います。

なので、新しい建物がこういう形でできて、1階については一部分、これであれですけど、地下1階については全部、清掃事務所が使うということですから、作業しやすいような、そういう内容になっていただければいいなというふうに思いますので、以上です。

○松平委員長 以上で、報告事項9の質疑を終了いたします。

○松平委員長 それでは一般質問に移ります。

一般質問は1名の方から2件、質疑を予定しております。

それでは豪一委員。

○豪一委員 私もこの件は引きずりたくないのですが、今日でノーサイド、前に向いて文京区民のために職員の皆様と一緒に議会で頑張っていきたいと思っていますので、重く受け止めていただきたいのですが、軽い気持ちで聞いてください。

コーポ清水の件です。2件というのは和解勧告をこの間、議会で採択をした立ち退きの件と、あと、公売物件の件の2件になります。

まずは立ち退きの件からなんですけれども、お陰さまで私の味方につく自民党の仲間は1人もいず、全員一致で私が除名になってしまって、1人会派、誉、めでたくですね、独立したという形になりました。これについて恨みつらみありませんので、その上でお話を聞いていただきたいと思います。

今回の私の問題点はやっぱり初動である、初動であって、文京区の危機管理でもあると思うので区長にも聞いていただきたいんですけども、使用貸借か、一般貸借であるか、令和2年のときに私はそこをしっかりと話しました。これを私は賃料もらっている以上、使用貸借にならないから立ち退きも絶対もめるので、しっかりと立ち退き料をちゃんと交渉始めから払うつもりで交渉していくべきだということを行ったんですけども、区としては、区の答弁としては、これは使用貸借だから立ち退き料を払うつもりがないということだったんです。

私、11月の前回の建設委員会の際に、使用貸借と判断したのは所管の独自の判断なのか、やっぱりちゃんと専門、弁護士とかに聞いたのかということを確認したら、弁護士には確認してない、所管の判断だという御答弁でした。ということは、所管の間違いだった

ということなんです。

裁判所が和解勧告をしてきました。これは、和解勧告って言葉は皆さん聞き慣れないかもしれないけれども、やっぱり和解のただの提案ですから、これは断ってもいいんです。断った場合にどうなるかという、この賃貸借の場合の大体、最も損害賠償として負けた場合に払うので2年間分の家賃ですよ。住居の場合は。店舗の場合もちよっと大きい場合もありますけど。そうすると、区営住宅だから家賃20万円未満で少し10万円、公安が安かったとしても、それが市場のこの規模、72平方メートルぐらいのマンションだった場合に家賃が30万だったと仮定しても、その2年分で720万、プラス引っ越し費用を入れても、せいぜい大きくても1,000万円ぐらいの損害賠償と想定されます。もしくは、それ以上かもしれないです。

ただ、判例を見ていくと、賃貸でどんなに貸主のほうに問題があっても多くて2年分ぐらい、引っ越し費用を入れてもそれぐらい。ということは今回、和解勧告7,400万円ぐらい、プラス、プラスじゃない、7,400万をというのは大事だから覚えておいてほしいんですけど。

今回、公売で落札した価格は大体、皆さんね、9,000万円ぐらいは行っているわけですよ。8,500万円強。これは後でまた問題があるんで指摘しますけど、その時点でやっぱり公売に出してもしっかりと7,400万円以上は金額がつくということは分かるんですよ。相場感が少し違うと。ということは7,400万というのはやっぱり市況に比べて安いと。それが今年の2025年の春だったから、その時点の価格とはやっぱり地価が上がったりしているので、差異があるという行政もの話も分かるんですけども。そもそも自分たちが立ち退き料を払わないって決断したわけだから、そこは和解交渉をするべきじゃなくて最終的に判決まで追いかけるべきだったと私は個人的に思っています。

その結果が敗訴になって文京区に汚名がつくかもしれないかというところが問題だから議会で可決してほしかったと、実際したわけですけど、それだったら初めから初動でミスが起こらないように弁護士に確認するなり、使用貸借なのか、賃貸借なのかというのをやらなければいけない。これが、ここが一番問題と。それは今回のように、もう文京区の公営住宅がないかもしれませんが、このあしき歴史を文京区の歴史として残してしまっ、10年後、20余年後の職員の皆さん、議会の皆さんは知らないからといって、いや、前例を見るとこういうのをちゃんと承認してくれますよ、になっちゃうわけですよ。議会がね。

そういうことがないように、しっかりと私の委員会での発言を議事録に残していただいて、次回こういうことがもしあるような場合はしっかりとですね、脇を固めてですね、弁護士に確認するなり、どういうことになるかなり、確認して、今回の8件の物件のうちの、既に立

ち退いた、タダで立ち退いた方々の心情も合わせるとですね、そういった、何ていうか、差が出ないようにしていただきたいということが1件です。これでノーサイド。こっちは。

もう一つですね、今回の購買のほう。購買のほうも今回不調になってしまった、703号室と903号室というのがあります。これに関して例えば中小企業だったり、火が点いているよなね、会社で後がなかったら必死に高く売ろうとするはずなんですよ。

文京区の今の雰囲気というのはですね、今回の公売物件というのは高く売るのも行政の仕事であるんです。こういう財産ですから、1円でも高く売って区の財産にして区民に還元するというのは当然だと思うんですよ。それがコーポ清水の管理組合に気を遣い過ぎてね、転売ができないとかですね、2戸しか入札できないとか、説明会に来た方しか入札ができないとかですね、そういった縛りをつけちゃったことによって、こんな文京区の1等地で入札者がいないはずがないマンション、1件について10件は最低ね、入札者がいるはずのものが、こういう不調に終わったり、入札価格があまりつり上がらなかった。大体業者が、今の時代、大体業者ってなかなかね、田舎の土地以外は落札できないんですよ。それが、業者が落札できる時点でかなり甘い入札だったんですね。

だから、そもそも入札していただいて、トータルの金額が幾らぐらいを、目標を持っていたのかとかね、そういう目標設定ができてたのか。目標を達成するためにどういうふうな入札にするべきなのかということ考えたのか、過程として考えたのか。

今回さらに不調になっちゃった物件があった場合ね、じゃ、どのように計画変更して入札してもらおう、高く入札してもらおうようにするかという計画変更を、しっかりとプランをしたのかということ、今、文京区は税収も多いし、国庫支出金や、何だ、都の支出金が多いから、財政が豊かだから、あまりお金に対してハングリーじゃないような気がするんだけど、これがさっき言った中小企業だったりね、火が付いたような会社だったらこれ、必死に高く売るわけですよ。

やっぱり初めに言った、何ですかね、一部の利害がある住民だとか管理組合に気を遣い過ぎて、文京区全体の収益になるような利益のことに考えが足りなかった、足りなかったんじゃないかって僕は考えています。

さらに当然、利害関係者のコーポ根津清水のね、方々に気を遣うのは当然ですから、それは入札した後の配慮、もしくは入札者に対する区分所有者の皆様、管理組合の皆様に対する販売する際のマナーや住むときのマナーで、こういうことを、気をつけてくださいということを入札するときの注意書きとかに書いておけばよかったんじゃないかと思っているんです。

その2件を私はしっかりと、ここで私の意見として話したいんですけども、1つ目のほうの立ち退きに関してはもう十分、前回の委員会で所管の話も聞きましたので答弁は特に結構ですけども、今回不調のあった、今日、総務部長いらっしゃるので2件について、今回の入札の今、言った、敷居がちょっと高過ぎたんじゃないかということに対してどう考えるかというのと、今後これ、文京区の大事な収入なんですけれども、入札者が多くなければ結局、何というか、歳入も上がらないわけですから、その辺をどう考えるのか。今後どうするのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○松平委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 根津の関係での御質問でございます。今回、残念なことに今、委員御指摘のとおりですね、2部屋については不調になってしまいました。今現在ですね、再度の入札という形でホームページなどにも載せさせていただいて、募集をかけているところがございます。

実際に今、委員おっしゃるように敷居が高かったんじゃないかということで御意見がございました。我々も確かに管理組合の方々とかとも事前にお話をさせていただく中で一定、そういう御意見もいろいろいただいていたところもありまして、そういったところも踏まえまして一定の制約などをかけさせていただいたところであります。

そのやり方が、今回のやり方としてはこういう形でやりましたけども、今後またこういった案件が出てくるかどうかというのはまた別ですけども、今、委員おっしゃるように、その先、将来、こういったものが起きてきたときにはですね、今回実際に今回、これから2回目をやりますけども、そのやった結果、実際どうだったのか、そういったところもよく踏まえた上で、今回のやり方が全てではないというふうに私も思っていますので、それぞれの実態に応じて、また今回の何ていうか、事例を参考にさせていただいて、またきちっと次代に引き継いでいければと思っているところでございます。

また今回、残念なことに2部屋については不調に終わりましたけども、通常最初の現地見学会においては一定、数は来ていたところではあったんですが、やはり当日になって来なかった方が結構いたというふうには所管からも報告を受けております。今回も基本的に前回とあまりやり方を変えてしまうとまた公平感の部分もあるので、基本的には大枠は同じやり方にはしているんですけども、ただ、現地見学会などについては、前は平日の昼間1回だけしかやってなかったんですけども、今回できるだけ多くの方が参観、見学の参加していただく機会を持てるようということで、日曜日と、あと平日の昼間ということでそれぞれ4コ

マズつ設定をさせていただくなど、できるだけ多くの方に参加していただけるような工夫をいたしております。

また、こういった入札に関する情報につきましても区のホームページとかで周知するだけではなくてですね、今回については宅建業界の方にも御協力いただきまして、そちらのほうのプラットフォームにも情報共有させていただくなど、一定できるだけ多くの方が参加していただけるような今回、努力、工夫をしたところでございますので、前回、あと今回の入札と2回の結果を踏まえまして、今後のこういったあり方については、より何ていうんでしょうか、理解を深めていきたいなと思っております。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 答弁ありがとうございます。さらにちょっと言いにくいんですけど、例えばね、管理組合の皆さんと話してこういう要望があったりして、それを文京区が取り入れて入札の案件にするんでしたらね、これ、別にわざわざ説明会に来なくても、できるだけ間口を広げるためには北海道でも沖縄でも入札してもらいたいわけですからね。これ、デジタル化して、こういったものに同意してくださいってチェック入れるようなやり方もあるわけですよ。

やっぱりそういった工夫もしていただきたいですし、今回の落札の補償金が3割ですよ。それも3割じゃなかった、2割だったか、3%か。じゃ、それについては僕の勘違いだから。3割だったら、すげえ高えなと思ったんだけど。そう、3%だったらいいと思います。まあ、ちょっと要は説明会に来るという時点でやっぱり敷居が高い。なかなかね、遠方からなかなか来る人っていないと思うんで、そういったところにも配慮が必要だと思います。

あと最後に、業者の方が今回ね、我々の同業が、我々の同業者といたら話が変わるけど、不動産業者だとかが要は利益目的で落札している案件があります。そこを追っかけてほしいんですよ。その業者が幾らで転売するかって見通しです。本来、その転売する価格、要は詳しくもっと正確にいうと、誓約価格が本来、初めから文京区が目指さないといけなかった入札金額なんだと、落札金額なんですよ。初めから間口を広げて一般の方でも幅広く入札できるようにしてれば、最終的に転売の価格で売れるはずなんです。

というのはね、今、都心の価格は、業者はもう落札できないんですよ、高過ぎて。いろんな人が入札するから。本来、そこを目指さないといけなかったんで、ぜひこの落札された業者さんが幾らで転売して成約するかというのを注目していただいて、本当は最終的にはそこを目指さないといけなかったゴールなのかなというふうに私は考えています。

恐らく私はね、今ですと坪、最低550万から600万だから、1億2,000万ぐらいは行くん

じゃないかなというふうに考えています。だから本来は8戸みんなですね、1億2,000万近くまでから、最低1億円以上ぐらいで平均ですね、落札されるべきなんじゃないかなというふうに考えていますので、そこだけ一応、私もう、これ以上、ぐじゅぐじゅ言いませんので、そこだけ追いかけて後で検証する場合に参考にしていただきたいと思います。

以上です。

○松平委員長 以上で、一般質問を終了いたします。

○松平委員長 その他についてです。

本会議での委員会報告について、文案の作成については委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 令和8年5月の閉会期間中の継続審査について、こちら、議長に申し入れることといたします。

○松平委員長 以上で、建設委員会を閉会いたします。皆様、御協力ありがとうございました。

引き続き、この場で理事会を開催いたしますので、理事の方はお残り願います。

午後 4時50分 閉会